

21世紀政策研究所 研究プロジェクト

EU法と日本企業

— 域外適用・ブリュッセル効果への対応 —



21世紀政策研究所

THE 21ST CENTURY PUBLIC POLICY INSTITUTE

目 次

研究委員一覧	iv
第 1 章 はじめに	須網 隆夫 1
第 2 章 ブリュッセル効果総論	
2-1 EU 法のブリュッセル効果	須網 隆夫 5
1. はじめに	5
2. 「ブリュッセル効果」とは何か?	5
3. 「域外適用」とは何か?	8
4. EU 法の域外適用	12
5. 最後に	13
2-2 EU 環境政策の政治的基礎	
ーリーダーシップ・党派・市民社会	網谷 龍介 14
1. EU 環境政策の推移	14
2. EU における市民の意識と政治的対抗軸	16
3. 市民社会組織の政策的機能	21
4. まとめ	25
第 3 章 ブリュッセル効果各論	
3-1 EU デジタル関連措置の特徴	
ーEU のデジタル主権と個人のデータ主権からひも解くー	中西優美子 27
1. はじめに	27
2. デジタル戦略「欧州のデジタルな未来の形成」	28
3. デジタルコンパスとデジタル主権	29
4. デジタルの 10 年 (Digital Decade) 政策プログラムとデジタル主権	31
5. デジタルの 10 年のためのデジタル権と原則に関する欧州宣言と個人の データ主権	33

6. ルール	36
7. 日本企業への影響と日本の戦略	40
8. むすび	42
3-2 EU 環境・気候変動法と日本企業	
一域外適用・ブリュッセル効果への対応	木村ひとみ 44
1. はじめに	44
2. 環境分野の EU 規則・指令の日本企業への影響	44
3. ブリュッセル効果の評価	50
4. 今後の課題	61
5. 最後に	64
3-3 EU の経済安全保障立法と日本企業	
	須網 隆夫 66
1. はじめに	66
2. 経済安全保障と国際法による規制	67
3. EU の経済安全保障戦略の変遷	68
4. EU の経済安全保障戦略と EU 立法	69
5. EU 経済安保法制と日本企業	71
6. 最後に	74
第 4 章 ブリュッセル効果の課題	
4-1 「ブリュッセル効果」議論の広がりとは是非	
	鈴木 均 77
はじめに	77
1. ブリュッセル効果と中国の台頭	78
2. 「ブリュッセル効果」対「トランプ 2.0」	84
3. 『ドラギ報告』はブリュッセル効果をアップデートできるのか	88
4. 米トランプ政権の自動車関税、ホンダ・日産・三菱自動車の経営統合交渉と EU のブリュッセル効果	92
結論	94

4-2 欧州グリーン・ディール関連法制のブリュッセル効果と 産業立地競争力	伊藤さゆり	97
1. はじめに		97
2. VDL 1.0 における欧州グリーン・ディール関連法制の進展		98
3. VDL 2.0 における環境・気候変動対策の展開		107
4. おわりに—日本企業への示唆		121
 第5章 ブリュッセル効果の持続可能性と日本の対応	須網 隆夫	123
1. はじめに		123
2. EU 法のブリュッセル効果—ブリュッセル効果と EU の対外戦略—		123
3. ブリュッセル効果の生じる領域—デジタル・環境・経済安保—		125
4. ブリュッセル効果は将来も継続するのか?		126
5. 最後に		129

研究委員一覧

研究主幹

須 網 隆 夫 早稲田大学大学院法務研究科教授

委員（50 音順）

網 谷 龍 介	津田塾大学学芸学部国際関係学科教授
伊 藤 さゆり	(株)ニッセイ基礎研究所経済研究部常務理事
木 村 ひとみ	大妻女子大学社会情報学部環境情報学専攻准教授
鈴 木 均	国際文化会館地経学研究所主任研究員
中 西 優美子	一橋大学大学院法学研究科教授

(2024 年 12 月時点)

21 世紀政策研究所

吉 村 隆	事務局長
青 野 耕 太	主任研究員
牛 山 聡	主任研究員

※本報告書の論稿は2024年12月30日脱稿となります。それ以降の変化には言及できていないことをご理解ください。

※一部論稿にて、2024年12月30日以降の校正時に追記や修正を行っています。

※本報告書は21世紀政策研究所の研究成果であり、経団連の見解を示すものではありません。

第1章 はじめに

早稲田大学大学院法務研究科教授

須網 隆夫

2024年度のヨーロッパ研究会のテーマは、近時活発に制定されているEU立法による規制の日本企業への影響である。EU法は、1970年代より日本企業の事業活動に多大な影響を及ぼしてきた。しかし当初は、その対象は、EU域内における又はEU域内と関連した事業活動が主であった。EUへの輸出に対するアンチ・ダンピング課税、EU競争法のカルテル規制などが、その好例である。しかしEU法の影響は、日本企業の国内における事業活動をも規制するように次第に拡大していく。EU競争法の域外適用は常にEU域外企業の懸念事項であったが、1990年代には、EU競争法の一部である合併規則により、日本企業同士の合併についても、一定の要件を満たせば、欧州委員会への事前届け出が必要になった。そして2000年代以降、域外適用を含めて、日本企業が、EU立法による規制を事実上遵守せざるを得ない場面がさらに増えてくる。2002年の「有害物質制限（ROHS）指令」と「廃電気電子機器指令（WEEE）」、2007年の「化学物質（REACH）規則」は、多くの日本企業の活動に影響を及ぼした。また2018年に発効した「一般データ保護規則（GDPR）」も、広範な日本企業に対応を余儀なくさせただけでなく、個人情報保護法は、GDPRとの整合性を確保するために数次にわたり改正された。EU立法が、国内法の改正を通じて、間接的に日本企業に影響することもあるのである。2020年代、このような日本企業に影響するEU立法の制定は引き続き増加する傾向にある。EUでは、環境・気候変動、人権保護、経済安全保障等を理由とする様々な立法が制定されるが、そこには域外企業への適用を前提とするものがあるだけでなく、直接の適用は回避できても、グローバルに事業展開する企業が事実上それに従わざるを得ない場合もあり、さらにEU規制に合わせて国内法が改正される場合もあるからである（「ブリュッセル効果」）。本年度の研究会では、そのような状況に鑑み、最近制定された又は現在制定されようとしているEU立法を、環境・気候変動、デジタル、経済安全保障の3分野について検討し、その日本企業への影響とその程度を明らかにすることを目指した。検討に当たっては、当該立法だけでなく、今後の立法制定を睨み、それらの諸立法が、どのような理念・考え方に基づいて制定されているのか、そして、それらのEU立法を生み出す政治的力学を含めて分析した。これら

の課題を検討することにより、現在の EU 立法だけでなく、これからも制定されるであろう、EU 立法を展望する視点が得られるであるからである。

本報告書は、2024 年 6 月以降に重ねられた研究成果をまとめたものであり、本序章を含めて、全 5 章により構成されている。

第 2 章「ブリュッセル効果総論」は、さらに 2 つの節に区分され、法的・政治的に EU 法の影響を意味するブリュッセル効果とは何かを明らかにしている。すなわち、第 1 節「EU 法のブリュッセル効果」(須網隆夫)は、アニュ・ブラッドフォードが提唱した「ブリュッセル効果」の概念・理論枠組を概括的に紹介した上で、法的に検討して、ブリュッセル効果と EU 規制法の域外適用との関係を明確にし、ブリュッセル効果に一括して議論される域外適用が、EU 独自の現象ではないことを示している。第 2 節「EU 環境政策の政治的基礎」(網谷龍介)は、環境・人権分野における EU の積極姿勢の「内因」を検討し、なぜ域外にも大きな影響を及ぼす EU 立法が次々と制定されるのかを明らかにする。第 2 節からは、最近では、極右の台頭など EU・加盟国レベル双方で政治情勢の変化が看取できるが、環境・人権分野における現在の環境・人権重視の政策傾向が容易には変化しない構造が存在することが理解できる。

第 3 章「ブリュッセル効果各論」は、デジタル、環境・気候変動、経済安全保障の 3 分野に分けて、EU 立法の動向と日本企業への影響を検討する、本報告書の中核部分である。第 1 節「EU デジタル関連措置の特徴」(中西優美子)は、EU のデジタル戦略から説き起こして、EU のデジタル主権と個人のデータ主権を特徴とする EU デジタル政策の全体像を明らかにした後に、特に日本企業への影響が懸念される AI 法とデータ法、さらにエコデザイン規則を紹介している。第 2 節「EU 環境・気候変動法と日本企業」(木村ひとみ)は、環境分野において、多くの EU 規則・指令が制定され、日本企業への影響が懸念されるところ、その具体例として、企業サステナビリティ・デューディリジェンス指令(CSDDD)と EU 森林破壊防止規則(EUDR)を検討する。その上で、近年の環境分野での EU の立法動向を総括し、さらにブリュッセル効果の現在を、EU とアメリカの規制競争(カリフォルニア効果とブリュッセル効果)、産業団体のロビーイングなど多面的に検討している。経済安全保障のための EU 立法も域外企業の活動に影響する。第 3 節「EU の経済安全保障立法と日本企業」(須網隆夫)は、経済安保に対する国際法の規制、EU の経済安保戦略をそれぞれ概観した後に、経済安保のための EU 立法の検討に進み、日本企業に特に影響を及ぼすと予想される投資スクリーニング規則改正案と外国補助金規則を選

び、その影響を具体的に検討した。第3章で取り上げた EU 立法は、本研究会の力量の限界により、日本企業に影響する EU 立法の一部になお止まっているが、検討できた立法だけからも、EU 域内又は EU に関連するビジネスに従事している日本企業に多大の影響が及ぶことが理解できよう。

第4章「ブリュッセル効果の課題」は、第3章まで検討してきた EU 立法のブリュッセル効果の課題・ブリュッセル効果への疑問を抽出し、今後の推移の検討を準備する。第1節「「ブリュッセル効果」議論の広がりとは是非」（鈴木均）は、ブリュッセル効果を理論的に検討し、その限界・その考え方への疑問を提示する。ブリュッセル効果の考え方は中国の台頭を過小評価しているのではないかと、第二次トランプ政権のブリュッセル効果への否定的影響への対応が可能であるのか、2024 年 9 月に公表されたドラギ報告は、ブリュッセル効果をアップデートできるかなど、いずれも貴重な視点である。第2節「欧州グリーン・ディール関連法制のブリュッセル効果と産業立地競争力」（伊藤さゆり）は、欧州グリーン・ディールに焦点を当てて、EU が産業空洞化の危機に直面している現状を前提に、ブリュッセル効果を分析する。すなわち、第2節は、第一次フォン・デア・ライエン欧州委員会による環境・気候変動分野における EU 立法の推進に対する欧州議会・世論の支持を分析した上で、EU における十分な投資と雇用・所得の伸びがブリュッセル効果にとって重要であると指摘する。そして、現在の第二次フォン・デア・ライエン委員会の下での EU の気候変動対策を中国・アメリカの対策の動向と比較し、EU が、環境・気候変動対策重視の厳しい EU 規制を維持し得るのかという疑問を投げかける。

本報告書の最終章である第5章「ブリュッセル効果の持続可能性と日本企業」（須網隆夫）は、本報告書のまとめであり、第4章までの分析を研究主幹が取りまとめたものである。5章では、ブリュッセル効果を前提にした、EU 規制の国際標準化についての意義、各領域での日本企業へのブリュッセル効果を確認した後に、ブリュッセル効果が今後も持続するのかを論じている。2010 年代以降、EU 規制がブリュッセル効果を発揮できた、なお比較的安定した国際環境は、第二次トランプ政権の誕生後、激動の中にあり、国際法だけでなく、アメリカでは憲法が存在意義すら問われている。このような国際環境の変化の中で、ブリュッセル効果がどのような影響を受けるのかは未知数であるが、日本企業には引き続き、EU 立法の動向に注意を払わざるを得ないと本報告書は結論付けている。

[追記]

なお、本報告書 2 章以下を脱稿後の 2025 年 2 月末、欧州委員会は、EU 産業の競争力に配慮して、本報告書でも言及した、EU 立法（企業サステナビリティ報告指令、タクソノミー規則、企業サステナビリティ・デューディリジェンス指令、国境炭素調整措置規則等）につき、適用対象の削減など、企業の負担を引き下げる方向での改正を提案した。今後、EU 理事会・欧州議会で審議されるが、本報告書では検討できなかった、新たな動きとして注目される。

第2章 ブリュッセル効果総論

2-1 EU法のブリュッセル効果

早稲田大学大学院法務研究科教授

須網 隆夫

1. はじめに

近時、日本企業のEU法への関心が高まっている。EU域内で支店・子会社を設置して事業活動を行う日本企業にEU法が適用されるのは当然であるが、それだけではなく、日本に所在する企業にもEU法が適用される場合がある。そして、厳密には適用されるわけではないのだが、国内企業が自主的にEU法を遵守する事態も生じている。そしてEU法との整合性を確保するために、日本法がEU法に適合するよう改正され、国内立法を通じて、EU法の影響が国内企業に及ぶ場合も見られる。EUの個人データ一般保護規則（GDPR）の内容に合わせて、個人情報保護法が改正されてきたのは、その一例である。このようなEU法の影響は、日本でも既に2010年代前半に認識されていたが¹、2020年代には「ブリュッセル効果」と呼ばれるようになっていく。

2. 「ブリュッセル効果」とは何か？

（1）「ブリュッセル効果」の定義

それでは、ブリュッセル効果とは何を指しているのでしょうか。EU法の域外への広範な影響をブリュッセル効果と名付けたアニユ・ブラッドフォードによれば、ブリュッセル効果とは、グローバルな市場を規制するEUの能力であり、市場を通じて、EU規制がEU域外の市場参加者と規制者双方に波及する現象である²。彼女は、ブリュッセル効果をさらに二種類に区分して説明している。すなわち、「事実上のブリュッセル効果」と「規範上のブリュッセル効果」である。前者は、グローバル企業が、法的に義務付けられていないにも係わらず、EU市場へのアクセス又はEU市場と関連したビジネスを重視するために、

¹ 遠藤乾・鈴木一人編『EUの規制力』（日本経済評論社・2012年）。

² アニユ・ブラッドフォード（庄司克宏監訳）『ブリュッセル効果、EUの覇権戦略—いかに世界を支配しているか』（白水社・2022年）23頁。

自主的に EU ルールを遵守することを言う。これに対し後者は、EU 域外の第三国政府が、EU 型規制を採用せざるを得なくなることを言う。後者は前者の結果でもある。すなわち、事実上のブリュッセル効果により、EU ルールに自主的に従う国内企業は、国内ルールより厳格な EU ルールを遵守するために、それまで以上の費用負担を余儀なくされることが通常である。このことは、それらの企業は、国内市場で、EU 市場に無関心な国内企業と不利な条件で競争することを強いられることを意味する。そのため EU ルールに従う国内企業は、政府に、EU 型規制を採用させるインセンティブを有する。EU ルールに従わない国内企業との国内市場における競争条件の平等を確保するためである。

（２）ブリュッセル効果が生じる条件

ブラッドフォードは、ブリュッセル効果が生じるためには、ある国又は地域の規制が、以下の要件を備えている必要があると指摘する。第一は、市場規模の要件であり、当該国又は地域の市場規模が大きいことである。もし市場規模が小さければ、企業は、その市場を無視することができる。企業としてビジネス上無視することができない又は困難な大規模市場における規制のみが、域外への影響力を持ち得るのである。イギリス脱退後も、4 億 5,000 万人以上の人口を有する EU 市場が、その条件を満たすことは言うまでもない³。第二は、当該国又は地域の規制能力の高さである。規制能力とは、規制を公付するとともに、その遵守・確保を担保する能力を意味し、不遵守に制裁を課す権限もその内容である⁴。欧州委員会を中心にし、加盟国行政機関が役割を分担する、EU 法の執行体制を備えた EU が、世界的に見て一級の規制能力を有することも明らかである。第三は、厳格な規制基準である。大きな市場規模と高い規制の能力を有する国であっても、その国の規制が域外に影響力を有するとは限らない。影響力が生じるためには、その規制が域外第三国のそれよりも厳格である必要がある⁵。厳格であるからこそ、EU とのビジネスを想定する企業がそれに従うことを明確に意識するのである。もし EU 規制が、第三国規制より緩やかであれば、第三国企業はより厳格な国内規制だけを意識すれば足りる。そして、人間の尊厳・基本的人権の尊重などの基本的価値を基礎とする EU は、人権・環境・気候変動等において、域外第三国より厳格な規制基準を採用する傾向にある。第四は、規制の主体・対象の非弾

³ 同・57 頁。

⁴ 同・62 頁。

⁵ 同・70 頁。

力性である。弾力性とは、製造拠点を移動させること、契約相手を変更することなどにより、厳格な規制の適用を回避できることを意味する。この場合には、EU 規制はブリュッセル効果を生じない。例えば、EU 市場の消費者に販売される製品には弾力性がない⁶。消費者が EU 内にいる以上、彼らに販売しようとする製造者には EU 規制を回避する方法がないからである。これに対し、資本市場の場合は、資本の自由移動のゆえに、対象に弾力性があり、ブリュッセル効果は生じない。第五は、ビジネスの不可分性である。企業による製造又は事業活動が異なる市場を跨いで不可分であるとは、国ごとに製造又は活動を独立して行うことが困難であることを意味する。国ごとの製造又は活動が容易であれば、グローバル・スタンダードを採用する必要はなく、個々の市場に対して個別的に対応すれば良く、ブリュッセル効果は生じない⁷。この要件の該当性は、事業者ごとに異なる。

(3) ブリュッセル効果を生じる規制の例

EU 法の域外企業に対する影響は、競争法についてまず認識された。例えば、EU 企業と域外第三国企業の合併又は一方による他方の買収の場合には、EU 法が定める売上高などの要件に該当する限り、第三国企業の本国の競争当局の許可だけでなく、欧州委員会の許可が必要となる。しかし、合併・買収は一つの社会的事実である。そのため、どちらか一方で競争当局の許可が得られないと、結局、合併・買収を実施することはできない。そして、域外第三国では許可が得られながら、EU での許可が得られないために、合併・買収が実施できない事案が発生している⁸。このような EU 競争法の効果には、現在のブリュッセル効果と重なる部分がある。

そして、2010 年代後半、デジタル経済の発展を背景に、個人情報保護の強化のために制定された「EU 一般データ保護規則 (GDPR)」(2016 年制定) は、域外企業への適用を想定しており、ブリュッセル効果の好例と認識された⁹。その後、ブリュッセル効果を生じると認識される EU 法の範囲はさらに拡大し、デジタル分野でのオンラインヘイトスピーチ規制から、消費者の健康・安全規制 (GMO 規制、化学物質規制 (REACH))、さらに気候変動・環境規制 (ROHS 指令、WEEE 指令、排出量取引制度、動物福祉規制) にまで及んでいる。

⁶ 同・86 頁。

⁷ 同・93 頁。不可分性はさらに、法的不可分性 (グローバルな合併) (同・96 頁)、技術的不可分性 (同・99 頁)、経済的不可分性 (市場ごとの異なる生産が費用がかかる) (同・100 頁) に区分される。

⁸ 例えば、GE・ハネウェル両社の合併に際して、アメリカ当局はそれを承認したが、欧州委員会は、それを禁止した (Case No. VOMP/M/2220)。

⁹ 宮下紘『EU 一般データ保護規則』(勁草書房・2018 年)。

（４）EU は、ブリュッセル効果を意図的に利用しようとしているのか？

これらの EU 規制は、本来は、対外的な影響を目的とするものではなかった。EU は、加盟国の国内市場を統合した「域内市場（internal market）の創設」をその根本目的としながら、それを持続可能な発展、社会的市場経済、環境の保護・改善などの目的により補完している組織である（EU 条約 3 条 3 項）¹⁰。EU の法規制は、これらの対内的目標を実現することを第一の目標にして制定されてきた。しかし、例えば、域内市場において各国の競争条件の違いにより生じる競争の歪曲を排除しようする結果、それらに付随する副産物として対外的影響が生じる。そして、EU は対外的影響を自己の政策目標達成の手段として利用できることに気づき、2007 年以降は、対外的影響により自覚的となる¹¹。最近の「EU 標準化戦略」の内容もそのことを示している。

3. 「域外適用」とは何か？

（１）域外適用とブリュッセル効果

さてブラッドフォードは、ブリュッセル効果の文脈に必ずしも明確に位置付けてはいないが、法的には、EU 法の域外適用がブリュッセル効果発生の一因となっている。ブリュッセル効果を理解するためには、この「域外適用」についても検討しておく必要がある。そのためには、国際法による国家管轄権の説明から始めなければならない。現在の国家は、国際法が認める様々な権限を有する。これを国家管轄権と言う。国家は、この国家管轄権の範囲内において、物事を規制する権限を有する。そして EU は、権限付与の原則により、加盟国から国家管轄権の部分的移譲を受けているので、加盟国が有する国家管轄権の範囲内でしか規制力を有しない。

（２）国家管轄権の定義

「国家管轄権（jurisdiction）」とは、国際法上、国家がその国内法を一定範囲の人、財産又は事実に対して適用し行使する国際法上の権能であると定義されている¹²。国家管轄権は、その作用に着目して、以下の 3 つに分類されることが多い。それらは、「立法（規律）

¹⁰ 須網隆夫『ヨーロッパ経済法』（新世社・1997 年）。

¹¹ ブラッドフォード・前掲注 2) 48-49 頁。

¹² 山本草二『国際法〔新版〕』（有斐閣・1994 年）231-249 頁、小寺彰・岩沢雄司・森田章夫編『講義国際法』（有斐閣・2004 年）150-164 頁、酒井啓亘・寺谷広司・西村弓・濱本正太郎『国際法』（有斐閣・2011 年）83-99 頁。

管轄権」(国内法令を制定して、合法性を認定する権能)、「執行管轄権」(行政機関が法を適用し、執行する権能)、「司法(裁判)管轄権」(裁判所が事案を審理し、法に基づき判決を下す権能)である。これら3つの管轄権は、それぞれ独立して議論される。

(3) 国家管轄権の範囲—そもそも国家が管轄権を有しているか—

さて国際法上、国家は、自己の領土内において、排他的かつ包括的に国家管轄権(執行管轄権・司法管轄権含めて)を有する。問題は、領域外における管轄権であるが、結論から述べると、立法管轄権については、国家には、国家領域外の人・財産・行為を対象とし得る広範な自由が保障されている(「立法管轄権の域外適用」)。その結果、特定の事象に対して、複数の国家の管轄権が競合する場合が生じる。

国家の域外管轄権に関する指導的判例は、1929年の常設国際司法裁判所によるローチュス号事件判決である。同事件の事実関係は、フランス船とトルコ船の公海上での衝突であった。フランス船が、事故後、任意にトルコに入港したところ、トルコは、フランス船の船長らを訴追し、彼らに刑事罰を科した¹³。本件では、トルコの刑事裁判管轄権の有無が争点であったが、判決は、許容する規則がない限り、国家は、他国の領域内ではいかなる形でも権力を行使してはならないが、他方、自国の領域内での管轄権行使は禁止されないと判示して、トルコの刑事裁判権行使を適法と認めた。要するに判決は、国際法は、国家がその法令・裁判所の管轄権の適用を領域外に及ぼしてはならないと一般的に禁止してはならず、国家の広範な裁量に委ねているとして、旗国主義に基づくフランスの管轄権の排他性を否定したのである。但し、域外の行為と域外適用する国の間には何らかの連結素が必要と考えられている。

同判決の考え方は、現在も維持されており、国家管轄権、特に「立法管轄権」は、国際法上特段の禁止法規のある場合にのみ制限されると理解されている(「主権の残余原理」)。

(4) 域外適用の正統化根拠

ローチュス号事件判決がそうであったように、域外適用の議論は、主に刑事法につき発展してきた。国家管轄権の適用範囲に関する基本原則は、領域国家に対応した「属地主義」である。ある行為が自国の領域内で実行されたことを理由に管轄を認める属地主義は、あ

¹³ 薬師寺公夫「国家管轄権の適用基準—ローチュス号事件」森川幸一ほか編『国際法判例百選第3版』(有斐閣・2021年)40-41頁。

らゆる種類の管轄権を基礎付けており、域外適用の場合も属地主義が根拠となる。域外適用の根拠として属地主義が援用されるのは、域外適用の対象となる事実が、一国の国内で完結せず、国内と国外双方での行為によって構成される場合である。ここでの属地主義は、さらに「主観的属地主義」と「客観的属地主義」に分かれる。前者は、国内で開始され国外で完成した犯罪に適用され、後者は、国外で開始され国内で完成した犯罪に適用される。

もっとも、属地主義以外の様々な考え方も、域外適用を根拠付けるために利用されてきた。第一は「効果理論（主義）」であり、国外での行為により、国内秩序に「直接、実質的で予見可能な効果」を生じる場合は立法管轄権が生じると主張する。効果主義は、前述の客観的属地主義の変型又は拡張と説明されるが、日本の最高裁も効果理論に基づく独占禁止法の域外適用を認めている¹⁴。第二は「属人主義」であり、属地主義と同様に、「積極的属人主義」と「消極的属人主義」に区別される。前者は国籍主義であり、加害者が自国民である場合、国籍国が管轄権を有すると主張する。後者は、「消極的属人主義」であり、被害者が自国民である場合、国籍国が管轄権を有する。日本刑法は、双方の属人主義を認める規定を置いている¹⁵。第三は「保護主義」であり、重要な国家法益の保護に必要な場合は、域外適用が認められる。日本刑法は、この考え方も採用している¹⁶。第四は、「普遍主義」であり、国際社会の共通利益を侵害する行為には、どの国も管轄権を有する。例えば、海賊は人類共通の敵であるので、どの国も立法・執行・裁判管轄権を行使することができる。

（５）国家管轄権の競合と調整—複数の国家が管轄権を有する場合にどう処理するか—

以上のように、国外の事象に対する国家管轄権は、国際法上、様々な場面で認められ、各国家は、国際法の許容する範囲内で、国内法により自己の管轄権の範囲を定めている。その結果、同一の事象と活動に対して複数の国家管轄権が競合することは少なくなく、その競合をどのように調整するかが問題となるが、他方で管轄権競合を調整する一般国際法は十分に確立していない。以下には、管轄権の種類ごとに競合につき検討する。

第一に、国内法を判定する立法管轄権の場合、その範囲の決定について、国家には大幅

¹⁴ 平覚「国内法の域外適用—ブラウン管カルテル事件」森川幸一ほか編『国際法判例百選第3版』（有斐閣・2021年）42-43頁。

¹⁵ 日本刑法は、積極的属地主義により、国民の国外犯（刑法3条）を、消極的属地主義により、国民以外の者の国外犯（3条の2）を各規定している。

¹⁶ 国外において重要犯罪を犯したすべての者に刑法の適用を定める刑法2条は、保護主義に基づく。

な裁量権が認められており、外国人の国外行為を対象とする法令でも立法制定自体は自由である。もっとも国外の行為を公法により規制する場合には、規制には「正当な根拠」が必要であり、当該事案との「真正な連関」のある場合にのみ管轄権が認められる¹⁷。いずれにせよ、立法管轄権については広範に国家管轄権の競合が生じる。

第二に、執行管轄権の場合は、国家管轄権の範囲は限定されており、各国家は、原則として自国領域内においてのみ執行管轄権を行使できる。強制力を行使する管轄権は属地的なものであり、公権力の行使を意味する執行管轄権が、領域国外の他国で行使されることは、イスラエルによるアイヒマン拉致事件、韓国による金大中事件が示すように、他国の主権を侵害するとして禁止される。その結果、外国での犯人逮捕、召喚令状の発給、税法上の強制捜査などの強制措置に加えて、文書送達命令の送達・執行、さらに任意の事情聴取、資料の提出など強制的な性格のない措置も禁止される¹⁸。従って、執行管轄権は基本的に競合しない。他国における管轄権行使が可能であるのは、司法共助・捜査共助に関する条約に基づく場合、相手国の明示・黙示の同意がある場合に限られる。

第三に、司法管轄権は、ある国の裁判所が国内法を適用して事案を審理し判断する場面を想定しているが、刑事事件に関して、外国人の国内犯（属地主義）及び自国民・内国法人の国外犯（積極的属人主義）には司法管轄権を行使できるが、国際法が認める立法管轄権を越えた司法管轄権の行使は国際法違反である¹⁹。民事事件の場合、客観的属地主義・普遍主義など様々な根拠に基づく国内法による裁判管轄の設定が一般的に肯定され、管轄権は広く認められている²⁰。それらを調整する国際法ルールは明確ではなく、そのため同一の紛争につき異なる国で訴訟が並行して進む国際訴訟競合が広範に生じ、日本の民訴法もそれを禁じてはいない。

（６）小括

以上、要約すると、国家は、広範な立法管轄権により、国外に係わる事項に関しても広く立法を制定でき、当該国の裁判所は、立法管轄権の範囲内で制定された国内法につき裁

¹⁷ 但し、在外国民（在外国民が保有する外国会社を含む）の国外行為に対する管轄権については、積極的属人主義・属地主義以外に、外国人の国外行為を国内社会の秩序維持のために対象となし得るかには争いがある。例えば、アメリカの経済制裁措置をめぐって立法管轄権の範囲に争いがある。但し、立法管轄権だけが争われることは実際には稀である。

¹⁸ 岩沢雄司『国際法』（東大出版会・2020年）183頁。

¹⁹ 同・184頁。

²⁰ 国際法の制限を認める考え方では、管轄国と事案との「実質的な連関」が必要である（同・185頁）、小寺彰・岩沢雄司・森田章夫編『講義国際法第2版』（有斐閣・2010年）173頁。

判を行うことができるが、他方、その執行は領域内に限定されている。その結果、国内に比して、法執行の実効性は低下せざるを得ない。例えば、域外適用の典型例であった競争法について検討すると、競争法に違反した域外企業に対して、EU は、EU 企業と同様に多額の制裁金を課す。欧州委員会の決定は執行力を有するので、当該加盟国の民事執行手続にしたがって強制執行可能である（EU 運営条約 299 条）。そのため域外企業の資産が EU 域内に存在する限り、決定の実効性は高い。しかし、欧州委員会の決定の効力は、域外第三国では必ずしも認められない。そのため、理論的には、EU 域内に資産がなければ、域外企業は制裁金支払い命令を無視することもできる。しかし、そのことは、EU 法の域外適用の実効性が実際に低いことを意味しない。制裁金支払い命令を無視することは、EU 市場での事業を放棄することを意味するので、ほとんどの域外企業にとって、そのような判断は現実的ではない。そのため、実際には、域外企業は高額の制裁金を自主的に支払っているのである。

4. EU 法の域外適用

EU は、以前から EU 法の域外適用に積極的であった。EU 競争法分野では、1988 年の欧州司法裁判所のウッドパルプ事件判決が、木材パルプ産業での国際的な価格カルテルに対して、域外の行為であってもその「実施（implementation）」が域内で行われていれば競争法の適用が可能であるという実施理論を採用して、域外適用を肯定した²¹。さらに 1999 年の欧州第一審裁判所ジェンコー事件判決は、英国会社の南アフリカ子会社と南アフリカ現地企業との合併に対する企業結合規則の適用に際し、効果理論を肯定した²²。これら競争法の域外適用は、EU 法の域外適用一般に関する考え方の基礎となっている。

そして最近の立法は、積極的な域外適用の傾向を一層強めている。例えば、2016 年に採択され、ブリュッセル効果の典型例と見なされる「EU 一般データ保護規則（GDPR）」は、規則の領域的適用範囲につき EU 内のデータ主体の個人データの加工について、管理者又は取扱者に該当する EU 外の事業者への適用を明示している（3 条 2 項）²³。そして、最近制定される諸立法も同様に域外適用を予定しているものが少くない。

²¹ 実施理論については、効果理論と実質的に変わらないのではないかと指摘もあった（Alison Jones and Brenda Surfin, *EU Competition Law, Text, Cases, and Materials* 1243-1246 (Fourth ed., Oxford, 2011)）。

²² *Id.*, at 1246-1255.

²³ 宮下・前掲注 9) 26 頁。

5. 最後に

域外第三国の事業者が、「事実上のブリュッセル効果」に基づき、EU 法に従う場合は、前述のように二種類に区分される。すなわち、(1) EU 法の適用を受けない域外企業が 100%自主的に EU 規制を遵守する場合と、(2) EU 法の域外適用を受ける域外企業が EU 法を遵守している場合である。後者の場合にも、EU 法は当該企業の所在国では強制的には執行されないので、EU 法の遵守はある意味で自主的である。しかし、前者の場合と異なり、後者の場合、当該企業は EU 域外にあるにも係わらず、少なくとも EU 法上はその適用対象であり、その法的関係は前者とは異なり、完全ではないにせよ EU 法に規制されている。

域外適用は、EU に限られた法現象ではない。アメリカ独占禁止法は、同様に積極的に域外適用されてきたし、日本の独占禁止法も最近は域外適用されている。しかし、これらの法に EU 法のような広範な影響力は見られない。そこに、ブラッドフォードが指摘した、ブリュッセル効果の条件の意義がある。逆に言えば、EU 法でなくても、ブリュッセル効果の条件を満たす法が現れれば、それは、広範な影響力を有することになる。もっとも、近い将来、EU 法以外にそのような影響力を有する法秩序が現れる公算は低いと言わざるを得ない。EU に匹敵する市場規模を有するのは、アメリカ・中国であるが、両国の法がブリュッセル効果の条件を満たすことは容易ではないからである。

2-2 EU 環境政策の政治的基礎

—リーダーシップ・党派・市民社会

津田塾大学学芸学部国際関係学科教授

網谷 龍介

本章は EU 環境政策をめぐる政治的状況を概観し、EU の環境政策や人権問題における積極姿勢の「内因」を検討する。これを通じて、現在の EU の姿勢のうち、政治情勢等によって変わりうる部分と、構造的に定着している部分を腑分けし、今後の動向を理解するための一助としたい。以下、第 1 節では EU の環境政策の推移を概観し、2019 年から 2024 年までの第一次フォンデアライエン（Ursula von der Leyen）委員会の特徴を明らかにする。次いで第 2 節では、EU および各国レベルでの政治的対抗の構図を検討し、積極的な環境政策の推進勢力がある程度定着していることを示す。第 3 節ではこれに加えて、EU レベルの市民社会組織と欧州委員会の間に制度化された関係があることを確認し、積極的な環境政策のための政治的・政策的なインフラが存在することを示し、第 4 節で議論を要約する¹。

1. EU 環境政策の推移²

1986 年に採択された単一欧州議定書によって環境分野における EU（当時は欧州共同体 EC）の権限が拡大されたことを契機に、1990 年代前半までには積極的に新しい政策が展開された。拡張された権限を行使しようとする官僚機構の一般的な性向に加え、1994 年の拡大によって、スウェーデン、フィンランドなど環境保護に積極的な国が加盟し、パイオニアを任じてこの分野に注力したことも、この傾向を強化した。

¹ 以下では環境政策について述べるが、人権問題についても類似の構図があてはまると考えてよい。これに対してデジタル技術をめぐる問題は、個別に話題になることはあっても、政治的対立軸として定着したものにはなっていない。

² 下の概観は次の諸論文によっている。Adriana Bunea. “Understanding the European Commission’s use of politicisation in the negotiation of interinstitutional agreements: the role of consultations and issue framing.” *Journal of European Public Policy*. 27:3, 2020, 439-459; Charlotte Burns, Peter Eckersley and Paul Tobin. “EU environmental policy in times of crisis.” *Journal of European Public Policy*. 27:1, 2020, 1-19; Claire Dupont, Brendan Moore, Elin Lerum, et al. “Three decades of EU climate policy: Racing toward climate neutrality?” *WIREs Climate Change*. 15:1, 2024, 1-12; Jan Pollex and Andrea Lenschow. “When talk meets actions –return to Commission leadership in EU environmental policy-making with the European Green Deal.” *Journal of European Public Policy*. Forthcoming; Yves Steinebach and Christoph Knill. “Still an entrepreneur? The changing role of the European Commission in EU environmental policy-making.” *Journal of European Public Policy*. 24:3, 2017, 429-446.

しかし 2000 年代後半に EU を襲った経済的・政治的危機を経て、EU 初の新たな政策イニシアティブは影をひそめるようになった。かつてのパイオニア国もその役割を果たすのをやめ、2014 年に旧東欧諸国などが加盟したことによって加盟国間の合意形成はさらに困難になった。そのため環境政策の逆行・後退すら指摘されるようになった。実際には逆行というほどの変化は起きておらず、既存の立法は定着していたが、停滞感があったことは否めない。

しかし 2015 年に委員長に就任したフォンデアライエンの下、ヨーロッパ・グリーンディールが掲げられ、環境政策は再び前進の機運を得るに至った。この新たな展開は、フォンデアライエンの政治的イニシアティブによるところが大きい。レトリックの上で環境政策を前面に出しただけではなく、グリーンディールの担当を上級副委員長であるティーマーマンス (Frans Timmermans) に委ねたのである。オランダ労働党出身のティーマーマンスは、すでに 2014 年から 2019 年の前委員会時に第一副委員長を務めていたばかりか、2019 年の欧州議会選挙では社民系政党の筆頭候補に擁された EU 政治における大物政治家であり、新委員会では自他ともに認めるナンバー2 であった。さらに、彼の統括の下で環境問題を担当したのはリトアニア緑の党出身の委員である。加えてティーマーマンスの官房長を務めたのは、グリーンピースでの活動経験を持つ環境活動家であり、その補佐を担うのは長年の欧州委員会勤務経験を持つ環境総局の前局長だった³。このように人事面でも、環境問題への積極姿勢は目立っていた。

このような委員長主導の政策イニシアティブを可能にしたのは、それに先立つ委員会運営の変化である。2009 年から 2014 年までの第二次バローゾ (José Manuel Barroso) 委員会、2014 年から 2019 年までのユンカー (Jean-Claude Juncker) 委員会を通じて、「大統領制化」とも称されるような委員長への集権化が進んでいた。これは、2000 年代後半から欧州議会の比重が高まると同時に、理事会によるコントロールも強まったことに対応している。かつての欧州統合は「許容的合意 (permissive consensus)」という形容があるように、非政治的で技術的な問題解決という外観をとることによって各国政府や世論に許容されてきた面があった。これに対して 2000 年代後半以降、各国政府や世論は EU の問題解決を対立含みの政治的争点として取り上げるようになり、その結果、国益に基づく政府間交渉の場である理事会への比重の移動が指摘された。これに対応するために、委員会は

³ Pollex and Lenschow, *op. cit.*

積極的に政治化（politicisation）を戦略として行うようになった⁴。そのために先頭に立って EU の立場に支持を求める委員長の役割がより前面に出るようになったのである。

このように、2019 年以降の第一次フォンデアライエン委員会の積極姿勢は、かなりの程度政治的な状況要因に基づいたものである、とすれば、政治情勢の変化に伴い、一転して消極姿勢に変わることがありうるのだろうか。次節ではより広い政治的文脈をみることで、この問題を検討する。

2. EU における市民の意識と政治的対抗軸

（1）緑／左翼勢力の政治的な「重み」

上に述べたフォンデアライエン委員会における環境重視の背景となっているのは、ヨーロッパにおける環境規制推進勢力の政治的な重みである。2019 年欧州議会選挙の結果、全 751 議席中緑の党が 74、左翼グループが 41 議席と、合計で 15.3%の議席を占めるに至った。特に緑の党グループの進出は目覚ましく、ヨーロッパ統合支持連合を構築するうえで、重要な位置を占めることになった。

図表 1 ユーロッパ議会における緑（G-EFA）、左翼（GUE-NGL）グループの議席

2024	緑53、左翼46/720	13.8%
2019	緑74、左翼41/751	15.3%
2014	緑50、左翼52/751	13.6%
2009	緑55、左翼35/736	12.2%
2004	緑42、左翼41/732	11.3%
1999	緑48、左翼42/626	14.4%

出典：筆者作成

また各国政府にも緑の党は参加している。ドイツでは 1998 年から 2005 年までのシュレーダー政権、そして 2021 年から 2025 年までのショルツ政権に緑の党が参加し、副首相格のポストを占めている。オーストリアでは 2019 年から 2024 年までの政権に緑の党が参加しているほか、2016 年からの大統領は緑の党出身の政治家である。フィンランドの緑の党は 1995 年以降すでに政権参加経験を持ち、2019 年から 2023 年のマリネン政権に参加していた。このほかアイルランドでは 2020 年以降現在まで、ベルギーでも 2020 年から 2024 年と政権に参加しているほか、スウェーデンでは 2014 年から 2021 年、ラトヴィア

⁴ Bunea, *op. cit.*

では 2022 年から 2023 年と緑の党が参加している政権はすくなくない。

つまり、欧州議会における多数派形成の観点から見ても、理事会における各国政府代表の陣容という観点からみても、緑の党の政治的な重みは無視できない大きさに至っているということである。この点は、ドイツを除き、G7 に集うような西側大国のみに注目している見えにくい。アメリカ、イギリス、カナダ、フランス、日本は小選挙区を中心とする選挙制度を有しており、党派としての環境保護勢力が進出しにくい構造をもっているからである。ここでイギリスが最後に参加した 2019 年の欧州議会選挙（比例代表制で実施される）において、イギリス緑の党は 11.8% の得票を獲得し、73 議席中 7 議席を獲得していたことを確認すれば、潜在的な環境問題重視層の大きさと、それが政治的に表面化することの相違（下院選挙では 2019 年 1 議席、2024 年 4 議席）がわかるだろう。

ただし、政党の勢力比は選挙によって変動する。実際、2024 年欧州議会選挙後の勢力配置において、緑の党は 53 議席に勢力を減少させており、総議席 720 に対する緑・左翼グループの合計は 13.8% と低下している。

また 2024 年選挙後に発足した第二次フォンデアライエン委員会においては、第一次と異なって、環境問題担当はスウェーデン出身の（副委員長ではない）委員のポストとなった。彼女は中道右派政党の出身であり、前任者がリトアニア緑の党であったのに比べ積極姿勢をとることは考えにくい。しかもこの環境問題ポストの担当表記は「環境問題、水資源の強靱化 (Water Resilience) そして競争力のある循環経済 (Competitive Circular Economy)」とされている。同ポストは、「クリーンで公正、そして競争力のある経済への移行 (Clean, Just and Competitive Transition)」担当と題された上級副委員長（スペイン社会労働党出身の競争担当委員）の指揮下に入ることになっていることから、経済競争力の視点が強化されたことがうかがえる。この第二次委員会には、緑の党出身の委員は存在しない。

したがって、現委員会の下では前期に比べれば環境政策に関する積極姿勢は減退することが予想される⁵。ただし、そのような政治的変動があるとはいえ、それが全面的な反動になるとは考えにくい。というのもこの争点はすでにヨーロッパ政治の中に構造化されているからである。

⁵ Bárbara Machado and Donagh Cagney and Jasper Steinlein and Nikolaus J. Kurmayer, “The year the EPP pushed the EU from ‘green’ to ‘clean’” *Euractive*. 23. 12. 2024.
<<https://www.euractiv.com/section/eet/news/the-year-the-epp-pushed-the-eu-from-green-to-clean/>>

（２）社会文化的政治的対抗軸の定着

この背景にあるのは、1980 年代以降に進行した政治的対抗軸の構造変容である。1970 年代以降、西欧各国においては環境運動が広がりを見せ始め、1980 年代には緑の党の議会への進出が始まった。その一方で、フランスの国民戦線などを代表に、従来の保守政党とは区別される新たな右翼政党の進出が一部の国でみられるようになったのも 1980 年代である。これによって、1950 年代から 1970 年代にかけての政治的対抗が、主として政府の経済的役割の多寡をめぐる経済争点を中心としていたのに対して、新たに社会文化的な政治的対抗軸が形成されていったのである。

このような対抗について、1990 年代以降の比較政治研究の中では、環境保護、多様な生き方の承認、自己決定などの価値（GAL : Green, Alternative, Libertarian）を一方の極におき、もう一方に伝統重視、権威主義的、国民共同体優先などの価値（TAN : Traditional, Authoritarian, Nationalist）の極をおく、GAL-TAN 対抗軸の形成として理解することが一般的である。

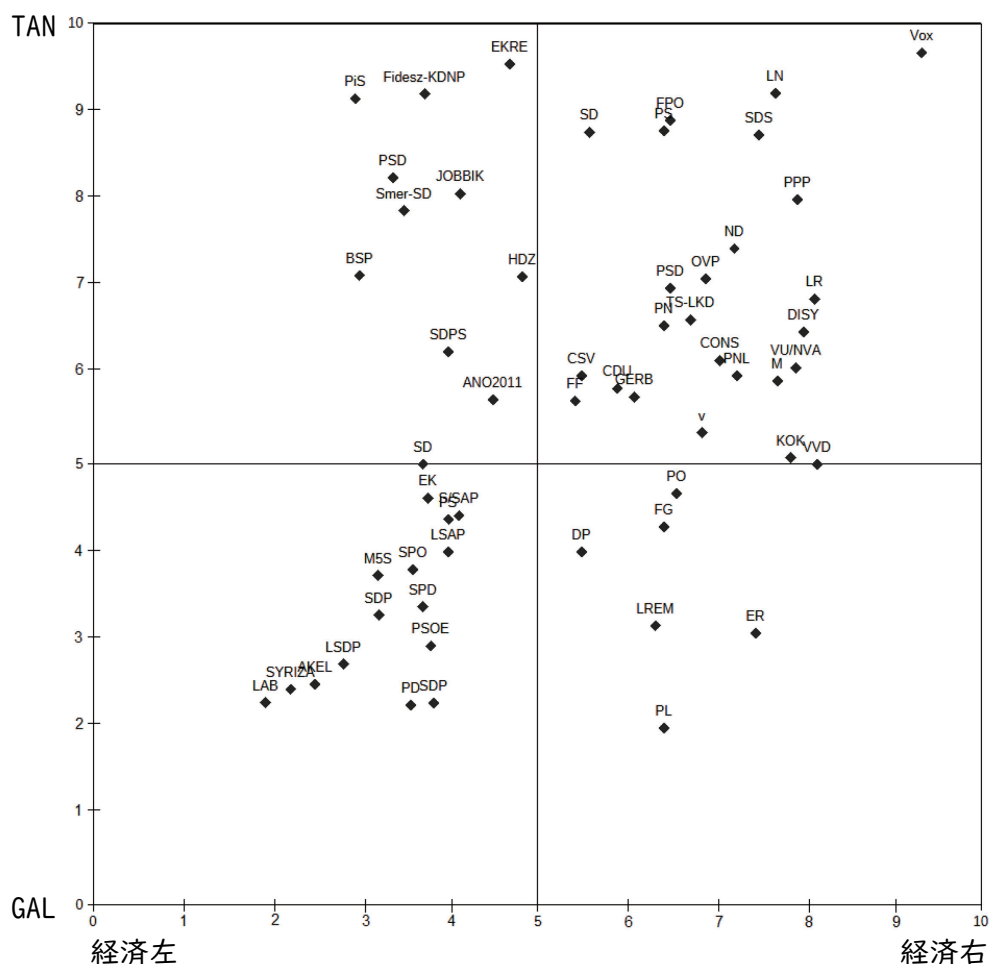
本稿の文脈で重要なのは、その結果として、国ごとに程度の差はあるものの環境争点が政党システムの中に定着したことである。つまり環境争点や人権争点は、「特定の政党があるタイミングで取り上げたり取り上げなかったりする」一時的なものではなくなったのである。緑の党に加え、現在では社会民主主義政党もおおむね環境政策に積極的な立場をとっている。

そのことを具体的に確認するために、各国の主要政党の位置を確認しておこう。図表 2 は、各国議会選挙で 15%以上の票を得た政党の配置図である。各政党は、専門家に対する調査を基に位置を推定するという手法に基づいて、比較政治研究においてよく用いられている「チャペルヒル専門家調査」の 2019 年バージョンに基づいている。横軸は経済的左 (0) から経済的右 (10) への、縦軸は GAL (0) から TAN (10) への 11 点スケールとなっている。

左右・上下それぞれを中央値である 5 を境に区分すると、4 つの領域に区切られる。このうち左下、すなわち経済的左・GAL の組み合わせには、イギリス労働党やドイツ社民党など各国の社会民主主義政党を中心に 16 の政党が属している。これに加えて、右下、すなわち経済的右・GAL の組み合わせの政党がフランスのマクロン大統領の与党をはじめ 7 つ存在する。これに対して、右上（経済的右・TAN）が 24、左上（経済的左・TAN）の政党は旧東欧を中心に 10 ある。全体として、環境・人権政策推進勢力が優位にあるとは言えな

いが、左下に一定数の有力政党があり、それに加え一部のリベラル系政党が積極的であることは注意しておく必要があるだろう。

図表 2 EU 加盟国有力政党（得票率 15%以上）のイデオロギー分布



出典: チャペルヒル専門家調査のデータより筆者作成⁶

では、有権者の分布はどのようになっているだろうか。環境や人権争点は政党が単に主張しているだけではないのか。この点について、2019 年の欧州議会選挙時の有権者調査データ（European Election Studies 2019）を基に、上述のチャペルヒル専門家調査と同様の二次元イデオロギー空間上の有権者分布を推計した論文の結果を紹介しておこう。同論文は二つの軸をそれぞれ 3 分した推計結果を示している（図表 3）。

⁶ Jolly, Seth, Ryan Bakker, Liesbet Hooghe, Gary Marks, Jonathan Polk, Jan Rovny, Marco Steenbergen, and Milada Anna Vachudova. “Chapel Hill Expert Survey Trend File, 1999-2019.” *Electoral Studies*. 75, 2022.

図表 3 有権者のイデオロギー分布

	28.04	41.58	30.37	
TAN	9.56	13.37	14.11	37.04
C	3.71	12.81	7.04	23.56
GAL	14.77	15.40	9.22	39.39
	ECONL	C	ECONR	

出典：Patrick Mellacher and Gernot Lechner, "Objectifying the Measurement of Voter Ideology with Expert Data." Graz Economics Papers. 2024-03, 2024. University of Graz, Department of Economics. Table 16 (p.15) より筆者作成。

それによれば、経済左・GAL および経済中道・GAL の組み合わせが合計で 30% をこえている。これを中道にまで拡大すれば「経済中道または左」と「社会文化軸中道または GAL」の選好を持つ有権者が合計で半数弱（46.7%）に及んでおり、中道左派的な政策パッケージに対する一定の支持基盤があることがわかるだろう。

さらに、経済軸上の分布では、左 28%、中道 42%、右 30% と中道が厚い分布になっているのに対して、社会文化軸は GAL 39%、中道 24%、TAN 37% となっている。ここからは社会文化軸上の中道と GAL 寄りの有権者は合計で 6 割をこえていること、また社会文化軸上の位置が両極化していることが注目される。

（3）世代交代と社会文化的争点重要度の増大

ここまで、現在のヨーロッパ政治において環境争点や人権争点が一時的なものではなく、政治的対抗の中で安定した意味を持つ一つの極であることを示してきた。そして、環境・人権争点における積極姿勢は政党レベルでも有権者レベルでも一定の地歩を確保していることを確認した。

この傾向は、今後も続くものと思われる。というのも若い世代ほど、経済争点をめぐる政治の影響力が低いことが確認されているからである。ある新しい研究は、政治的な「左右」の位置づけに対して、個々の争点についての評価が世代ごとに異なっているか否かを検討した。その結果、経済争点（再分配）については、ベビーブーマーと X 世代の間に断絶があり、後者においては左右の位置づけに対する影響が有意に低下している。これに対して、環境争点については、戦間期生まれ世代からミレニアル世代に至るまで、一貫して影響力が増大している。また移民争点については、X 世代までとミレニアル世代の間に明

確な断絶があり、ミレニアル世代における左右理解への影響は大きい⁷。

このほかにも、若い世代ほど、移民、LGBTQ+、環境などの争点によって投票していることを示す研究がある⁸。また緑の党への支持は、若い世代ほど高いことを示す研究も複数存在する⁹。実際、2018年に始まった「未来のための金曜日（Fridays for Future）」運動¹⁰に多くの若者が参加していたことは、日本でもよく知られている事実である。

このように、EU の環境問題や人権問題に関する姿勢の背後には、これらの問題への積極姿勢を指示する社会基盤が存在している。そしてそれが若い世代ほど顕著である以上、今後その基盤がすぐに減少することは考えにくいのである。

3. 市民社会組織の政策的機能

このような政党レベル、世論レベルの動向のほかに、EU においては別の回路から政策的積極姿勢を支える構造がある。それは、ヨーロッパ規模の社会団体(利益団体・NGO・市民社会組織)と EU 諸組織との関係である¹¹。

(1) 労使包摂の「伝統」

ヨーロッパ統合においては当初から、社会団体を政策過程に包摂する枠組が備えられてきた。1952年に設立された欧州石炭鉄鋼共同体(EUの前身組織の一つ)においては、諮問委員会が設置され、そこには生産者、労働者、消費者、販売者の代表が参加することとされていた。また、現在の欧州委員会の前身ともいえる「高等機関」の委員のうち1名は労組から選ぶこととされていた。1958年に設立された欧州経済共同体においては経済社会委員会が設けられ、これは現在まで続いている。

さらに1970年代に入ると、1972年には労使協議を担当する社会パートナー担当部署が設置され、1974年から1978年には欧州委員会と労使代表による三者協議が実施された。欧州統合が加速した1980年代にはVal Duchesse 社会的対話とよばれる三者協議が、ド

⁷ Nils D. Steiner, “The shifting issue content of left–right identification: cohort differences in Western Europe.” *West European Politics*. 47:6, 2024, 1276-1303.

⁸ Thomas Jocker, Wouter van der Brug and Roderik Rekker, “Generational (re)alignment: emerging issues and new voters in Western Europe.” *West European Politics*. Forthcoming.

⁹ Florian Lichtin, Wouter van der Brug and Roderik Rekker, “Generational replacement and Green party support in Western Europe.” *Electoral Studies*, 83, 2023, 1-10; Roderik Rekker, “Electoral change through generational replacement: An age-period-cohort analysis of vote choice across 21 countries between 1948 and 2021.” *Frontiers in Political Science*. 6, 2024, 1-18.

¹⁰ 2018年にスウェーデンのトゥーンベリが金曜日の学校ボイコットを始めたことに端を発する学生・生徒の世界的ストライキ運動。

¹¹ 以下の記述は、網谷龍介「EUにおける『市民社会』とガヴァナンスー『ヨーロッパ公共空間の共有』は可能か?」『神戸法学雑誌』、53:1、2003、33-67の内容をまとめたものである。

ロール委員長のイニシアティヴの下で行われた。フランス社会党出身であるだけでなく、自身がフランスにおいて労働組合の専従職員でもあったドロールは、市場統合を突破口としつつもそこに社会的次元を持たせるための手段として、労使による合意形成で統合を推進することを考えていた。この延長上に、1991年のマーストリヒト条約締結時には、イギリス以外の11か国によって「社会議定書」が調印され、ベルギーをモデルに準立法権限の付与という大きな役割が労使協議に与えられることになった。後にこの条項は、アムステルダム条約締結に際してイギリスも受け入れたため条約本体に組み込まれ、現在に至っている。

（２）市民社会組織の包摂

このような労使を中心とする包摂と並んで、市民社会組織との関係緊密化も行われてきた。

個別政策分野における緊密化は1970年代に始まる。環境・開発の分野では政策の形成・執行に深く関与してきた。EUはこれら市民社会組織にプロジェクトを委託し経費を支払っている場合があるのはもちろん、部分的には基幹経費支出も行ってきた。たとえば環境分野においては、Green-10とよばれるEUレベルのNGO包括組織が存在し、WWFやグリーンピースなどの著名NGOが参加している。開発政策におけるリエゾン委員会（Liaison Committee of Development NGOs to the European Union (NGDO-EU Liaison Committee)）は1976年から活動を行っており、活動は委員会からの経費支出によって開始されてきた。社会政策の分野においてもNGOの調整組織（Social Platform）を通じた定期協議が行われている。このような協議枠組の設置を誘因として、委員会は市民社会組織側のチャネル一本化を促してきた。

これが委員会全体の戦略として前面に出されるようになったのは1990年代後半である。その背景にあったのは、デンマーク・ショック（マーストリヒト条約のデンマーク国民投票での否決）を契機とする、EUの民主的正統性に対する疑念の高まりである。これに対して欧州委員会は、市民社会組織の組み込みを通じて、正統性を向上させようとしたのである。社会政策分野では1996年にヨーロッパ社会政策フォーラムが開催されて以降、市民社会組織包摂の制度化が進むことになり、「市民のヨーロッパ」を強化するうえでの市民社会組織の役割と定期的な協議の必要性が強調された。1997年の委員会告示「ヨーロッパのヴォランティア組織と財団の役割の促進」では、市民社会組織との協議が「社会的対話」

と並ぶものとして位置づけられ、2000年調印のニース条約ではその第257条においてはじめて「市民社会」が条約上の文言として含まれることとなった。さらに2001年の『ガヴァナンス白書』においては、市民社会の重視が明確化され、同時に諮問委員会を検索できるデータベースの設置などにより、諮問手続きの制度化・透明化を目指す動きが進行した。

このような流れの集大成として、現行のリスボン条約では市民社会組織の役割が明文化されている。欧州連合条約第11条においては、EUの諸組織が市民と「代表組織」に対して、活動のすべての領域に関する意見交換の機会を提供することが義務付けられ、開かれた恒常的協議を行うことなどが定められている。

EUが市民社会組織の包摂に積極的であるのはいくつかの理由がある、第一に、労使包摂から一貫する観点としては、政府間の駆け引きによる統合停滞に対して、トランスナショナルな統合推進の動きを具体化することで、政府に合意圧力がかかるという期待がある。第二に、すでに述べたように、EUの正統性との関係で、民主的な入力側の側面を強化するという考慮がある。そして第三に、政策形成における実務上の必要性がある。「EU官僚制」は批判者によって怪物のような批判対象として描かれがちであるが、通訳部門などを除けば実際の規模は大きくはない。そのため、組織外からの「専門知」「政策アイデア」の調達に関して積極的である。このような理由からEUは制度的・金銭的誘因を通じて「セクター代表」の「自発的」形成を促し、その枠組を実践レベルでも象徴レベルでも利用してきたのである。

このような、欧州委員会とEUレベル市民社会組織との関係は恒常的なものであり、理事会や議会における党派的バランスが変動する中でも、安定的な市民社会からのインプットの回路となっている¹²。

（3）近年の展開

とはいえ、前項で述べたような枠組を通じて、市民社会組織が劇的な変化をもたらしたというわけではない。リスボン条約において市民社会組織との対話が条文上制度化されたとはいえ、実効性のある制度化が進展したわけではない¹³。そのためベルギー議長国の下

¹² EUレベル環境NGOのリーダーは各国での活動を前歴としている場合もあるが、事務局長（director）に関してはEUレベルの専門能力を持つものが多いとする研究がある。Jayeon Lindellee and Roberto Scaramuzzino, “Can EU Civil Society Elites Burst the Brussels Bubble? Civil Society Leaders’ Career Trajectories,” *Politics and Governance*, 8:3, 2020, 86-96.

¹³ 市民社会組織の側からの関係強化の主張としては以下を参照。European Civic Forum, “Towards an

で、経済社会評議会を通じて「市民社会対話と参加デモクラシーの強化」に関する意見書が 2024 年 2 月には採択されている¹⁴。

これに対して、新しい潮流の萌芽が見られる領域もある。その一つは、戦略的訴訟の活用である。訴訟を通じた政策形成への影響力行使は、もともとはアメリカの社会運動に典型的な戦略であり、ヨーロッパではあまり知られていない運動レパートリーであった。しかし、欧州連合裁判所の判決を通じて各国国内法が修正される事例が増加するにつれて、これを戦略的に利用することが徐々に行われるようになってきた。

特に重要なのは、環境団体に対する訴権の付与である。もっとも一般的な枠組としては、1998 年に国連欧州経済委員会採択され、2001 年に発効したオーフス条約がある。同条約は、環境に関する政策に関して、情報へのアクセス、政策決定過程への参加、司法へのアクセスの権利保障を目指すものである。特に最後の点に関し、同条約第 9 条が「十分な利益を有する」または「権利の侵害を主張する」関係市民に対して訴権を認めたことが重要であり、これが環境団体による訴訟提起を可能にする根拠とされている。

同条約は、すべての EU 加盟国に加え EU 自体も当事者となっている。そこで、EU のいくつかの指令においては明示的に環境団体に訴権が与えられることになり、それが実質的な影響を与えているとする研究がある。たとえば環境大気質指令（European Ambient Air Quality Directive）によって環境団体に訴権が与えられたことで、ドイツの都市におけるディーゼル車禁止が進んだとする研究がある¹⁵。その結果 NO₂ 削減に有意な影響があったと指摘される¹⁶。また EU の環境関連指令遵守促進における NGO の訴訟活動の役割を指摘するものもある¹⁷。近時制定された「グリーンウォッシング指令」は¹⁸、商品や事業の環境配慮に関して誤解を招くような主張やラベルを規制するものであるが、その基礎となる二つの指令¹⁹はいずれも実効化メカニズムとして、「正統な利益を持つ」団体が訴訟

open, transparent, and structured EU civil dialogue Civil society's views on challenges and opportunities for an effective implementation of Article 11 TEU." April 2021.

¹⁴ European Economic and Social Committee, "Strengthening civil dialogue and participatory democracy in the EU: a path forward." SOC/782, 15. 2. 2024.

¹⁵ Annette Elisabeth Töller, "Driving bans for diesel cars in German cities: The role of ENGOs and Courts in producing an unlikely outcome." *European Policy Analysis*. 7:2, 2021, 486-507.

¹⁶ Fabio Bothner, Annette Elisabeth Töller and Paul Philipp Schnase. "Do Lawsuits by ENGOs Improve Environmental Quality? Results from the Field of Air Pollution Policy in Germany." *Sustainability*. 14:11, 2022, 1-18.

¹⁷ Konstantin Reiners and Esther Versluis. "NGOs as new Guardians of the Treaties? Analysing the effectiveness of NGOs as decentralised enforcers of EU law." *Journal of European Public Policy*. 30:8, 2023, 1518-1536.

¹⁸ Directive (EU) 2024/825, 28. 2. 2024.

¹⁹ Directive 2005/29/EC, 11. 5. 2005 ; Directive 2011/83/EU, 25. 10. 2011.

を起こす権利を要請しているため。今後は企業によるミスリーディングな情報供与に対しても、戦略的訴訟提起が可能となる。

このような市民社会組織の役割は、委員会自身も意識しているところである。たとえば司法消費者総局は 2020 年に専門家に依頼し、「EU における戦略的訴訟」なる報告書を公表している²⁰。また、いくつかの研究は、加盟国による EU 法履行に違反があった場合に、従来は欧州委員会が自ら訴訟を起こすことが監視メカニズムの中心であったところ、近年はその件数が減り、その一方で市民社会組織による訴訟が増えていると指摘する。1999 年から 2006 年には、欧州裁判所に到達した環境関連訴訟のうち欧州委員会が提訴した履行義務違反訴訟の割合は 8 割をこえていたが、2010 年以降減少し、2010 年代後半には 20% 近くに落ち込んでいるというのである²¹。

リスボン条約で導入されたヨーロッパ市民イニシアティヴ（現在までに 6 つの事例）とあわせて、これらの変化は EU における市民の役割の拡充を示している。ただし、このように制度化されることによって市民の参加の意味合いが変化し、共通の課題について利害を離れて市民が討議を行うという公共圏や市民社会の理念と分離したとする指摘もある²²。また、ポピュリスト政党の台頭は、このようなプラグマティックな市民社会組織の参加にとっては大きな挑戦になりうる²³。ポピュリスト政党は、選挙によって選出されたリーダーのトップダウンの政策決定を好むからである。とはいえ、第 2 節で述べたような社会レベルに根付いた環境保護指向は、委員会と市民社会組織の協議や戦略的訴訟を通じて、今後も EU の政策に影響を与え続けるだろう。

4. まとめ

本章は、EU における環境政策の背景にある政治的要因を概観した。今後も環境政策をめぐる様々な変化が生じると思われるが、構造的要因として以下の 3 点が重要である。

第一に、ヨーロッパ各国では環境政策に積極姿勢を示す緑の党ないし左翼政党が一定の大きさを保持しつつ政党システムに定着している。欧州議会ではおおむね 13~15% の議

²⁰ Marion Guerrero, “Strategic litigation in EU gender equality law.” DG Justice and Consumers, 2020.

²¹ Andreas Hofmann, “Left to interest groups? On the prospects for enforcing environmental law in the European Union.” *Environmental Politics*. 28:2, 2019, 342-364.

²² Alvaro Oleart, “The political construction of the ‘citizen turn’ in the EU: disintermediation and depoliticisation in the Conference on the Future of Europe.” *Journal of Contemporary European Studies*. Forthcoming.

²³ Carlo Ruzza and Rosa Sanchez Salgado, “The populist turn in EU politics and the intermediary role of civil society organisations.” *European Politics and Society*. 22:4, 2021, 471-485.

席をこれらの勢力が占めており、多数派形成に必要な場合がある。加えて複数の加盟国政府に緑の党は参加しており、その場合に環境問題関係ポストを占める場合は多い。つまり環境保護の主張が EU の政策形成に影響する政治的回路が常に存在している。

第二に、これらの傾向は今のところ逆転するとは考えにくい。政治的左右認識や争点の重要度付与に関して、世代間の相違があり、若い世代ほど政治的左右の認識において環境争点が重視されている。したがって、環境争点の政治的定着という上述の状況は、今後一層堅固なものになることはありえても、一時的現象として消滅していくことは考えにくい。

第三に、欧州議会や理事会といった政治的アリーナ以外を通じて、積極的な環境政策推進の政治的入力回路が存在する。市民社会組織との協議が EU の政策過程に構造的に制度化されており、欧州委員会は政策立案や遵守確保の観点から市民社会組織の「助力」を必要としていることから、少なくとも環境担当部局には継続的に外部からの政治的入力が行われている。加えて、近年の顕著な傾向として、社会団体に訴訟の権利が付与されたことによって、戦略的訴訟の利用が強まっており、欧州裁判所もしくは各国裁判所の判断を通じて、EU の政策が進展していく可能性が開かれている²⁴。

²⁴ 日本語でも欧州人権裁判所の役割を中心にいくつかの検討があり参考になる。鳥谷部壤「欧州人権条約に基づく気候訴訟：Urgenda 財団対オランダ事件からの示唆」『国際公共政策研究』、26：2、2022、107-118；浅岡美恵、島村健「気候訴訟：世界の司法の潮流と日本の課題：気候訴訟ネットワーク（CLN）からのアミカス・ブリーフを受けて（上・下）」『神戸法學雑誌』、73：2、2023、1-29；73：3、2023、1-31。

第3章 ブリュッセル効果各論

3-1 EU デジタル関連措置の特徴

—EUのデジタル主権と個人のデータ主権からひも解く—

一橋大学大学院法学研究科教授

中西優美子

1. はじめに

2019年12月から開始された von der Leyen 欧州委員会は、グリーン化とデジタル化に重点を置き、包括的な戦略を示し、矢継ぎ早に措置を提案し、採択してきた。グリーン化については、欧州委員会は、2019年12月「欧州グリーンディール」を、さらに欧州グリーンディールを確実に実施するために2021年7月「Fit for 55」を公表した。他方、デジタル化として、2020年2月、デジタル戦略「欧州のデジタルな未来の形成（Shaping Europe's digital future）」を公表した。2021年3月「デジタルの10年（digital decade）」が公表された。2024年12月に第2期の von der Leyen 欧州委員会が発足した。ロシアのウクライナ侵攻等、不安定な国際情勢が続いていることから安全保障を強化する布陣になっているが、第2期では、グリーン化とデジタル化が進まないということではなく、第1期欧州委員会で採択された措置を如何に効率よく実施していくか、また、EUの競争力の向上という文脈でのグリーン化とデジタル化に力点が置かれることになる。

本章のテーマであるデジタル化の文脈において、後述するように、未来を見据えた戦略が示され、数多くの措置が第1期欧州委員会で採択された。もっとも、EUにおけるデジタル化は、2014年から2019年までの Juncker 欧州委員会において開始されていた。2015年には、「デジタル単一市場戦略」が公表され、公正な競争ルールの下で、消費者と事業者が、人・物・資本・サービスの自由移動の恩恵を等しく受けられるよう、デジタル化を推進するうえでの法律、制度、通信環境の整備をすることが目指された。2016年には、クラウドを基盤としてサービスやデータインフラ整備の支援を推進する、「クラウドイニシアティブ」が出された。個人データ保護については、1995年に採択された個人データ保護指令によって代わる、個人データ保護規則（GDPR）が2018年に採択された。

第1期 von der Leyen 欧州委員会は、このデジタル化の動きを引継ぎ、花開かせたと捉

えられる。EU におけるデジタル化は、一言でいうならば、EU のデジタル主権と個人のデータ主権を特徴とする。本章で、採択されてきているデジタル関連の措置をマクロ的に明らかにすることを目的にする。最後に日本企業への影響に触れることにする。

2. デジタル戦略「欧州のデジタルな未来の形成」

2020 年 2 月、デジタル戦略「欧州のデジタルな未来の形成 (Shaping Europe's digital future)」¹が公表された²。そこでは、共通の価値に強く根ざし、かつ、生活を豊かにする、デジタル・ソリューションがもたらす欧州社会を望んでいることが述べられている。欧州委員会は、そこで 3 つの鍵となる目的を設定している。①人々のために働く技術、②公正かつ競争力のある経済、③開かれた、民主主義的かつ持続可能な社会である。

①人々のために働く技術の分野では、信頼できる AI のための法的枠組、最先端の共同デジタル能力の構築と展開、欧州のギガビット接続性への投資加速、欧州のサイバー・セキュリティ戦略、デジタル教育行動計画、EU 各国政府の相互運用戦略等が主要な行動として挙げられている。②公正かつ競争力のある経済では、データのための真の欧州単一市場、つまり、欧州のルールと価値を基礎とした欧州データ空間を構築することが必要であるとされている。欧州産業戦略では、よりデジタルに、クリーンに、サーキュラーに、グローバルにかつ競争力のある EU 産業に向けてのトランジションを容易にすることが目標とされている。特に競争力のあるという点に関して、デジタル時代には、ビジネスのためのレベル・プレイング・フィールド (a level playing field for business) を確保することがこれまで以上に重要であるという認識が示されている。③開かれた、民主主義的かつ持続可能な社会分野について、欧州の価値および倫理的なルール並びに社会的および環境的規範は、デジタル空間においても適用されなければならないと述べられている。また、欧州が一般データ保護規則 (GDPR)³等の基準設定により、開かれた、公正、インクルーシブかつ人を中心としたインターネットに向けて先導してきたとの認識が示されている。欧州の民主主義および価値を保護するために、信頼できるデジタル社会のための革新的かつ比例的なルールを発展させかつ実施していくと述べられている。

¹ COM(2020)67, 19.2.2020, Shaping Europe's digital future.

² これについては、中西優美子「(巻頭言) EU におけるデジタル化措置」EU 法研究 14 号 2023 年 1-7 頁参照。

³ Regulation (EU) 2016/679 of the European Parliament and of the Council of 27 April 2016 on the protection of natural persons with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data, and repealing Directive 95/46/EC (General Data Protection Regulation).

また、デジタル戦略文書では、「3. 国際的な局面—グローバル・プレイヤーとしての欧州」となっており、ブリュッセル効果⁴と呼ばれる、多くの国が EU のデータ保護制度 (GDPR) に合わせて立法を行ってきたことを踏まえ、この成功に鑑み、EU は、安全でかつ開かれたグローバルインターネットのためのモデルを積極的に促進すべきであると述べられている。

3. デジタルコンパスとデジタル主権

Von der Leyen 欧州委員会委員長は、2020 年 9 月の一般教書演説⁵において、欧州は明確な目標と原則に基づき、2030 年の EU の共通ビジョンを掲げてデジタル主権を確保すべきであると発表した。これを受け、欧州首脳理事会は欧州委員会に対し、2030 年に向けたデジタルの野望を示し、監視システムを確立し、主要なマイルストーンと野望達成の手段を概説する包括的な「デジタルコンパス」を 2021 年 3 月までに提示するよう求めた。それで 2021 年 3 月に公表されたのが、「2030 Digital Compass: the European way for the Digital Decade」政策文書 (COM 文書)⁶である。この「デジタルコンパス」は、上述した「デジタル戦略」を包括的なフレームワークとしつつ、デジタル変革のための具体的な目標を示している。デジタルコンパスとは、インターネットの世界で EU の主権 (デジタル主権) を確立し、人間中心で持続可能なデジタルの未来の実現を目指す「デジタルの 10 年」の取り組みの具体的指針である。同文書では、以下のように述べられている。欧州委員会は、人間中心の、持続可能でより豊かなデジタルの未来をつかむために、人々と企業に力を与えるデジタル政策を追求する。また、欧州は、その強み、すなわち、開放的で競争力のある単一市場、欧州の価値観を根付かせる強固なルール、公正でルールに基づく国際貿易における積極的なプレーヤーであること、強固な産業基盤、高度に熟練した市民、強固な市民社会などを基盤としていかなければならないとも述べられている。上述した欧州委員会のデジタル政策こそが、「相互接続された世界において、欧州がデジタル主権を確立する道であり、デジタル変革の可能性を活用するために人々と企業に力を与え、より健全で環境に優しい社会の構築を支援する形で、技術的能力を構築・展開することである」⁷とさ

⁴ アニュ・ブラッドフォード (著)、庄司克宏 (監訳)『ブリュッセル効果 EU の覇権戦略』2022 年 白水社参照。Also, see, Anu Bradford, *Digital Empires*, 2023, Oxford University Press.

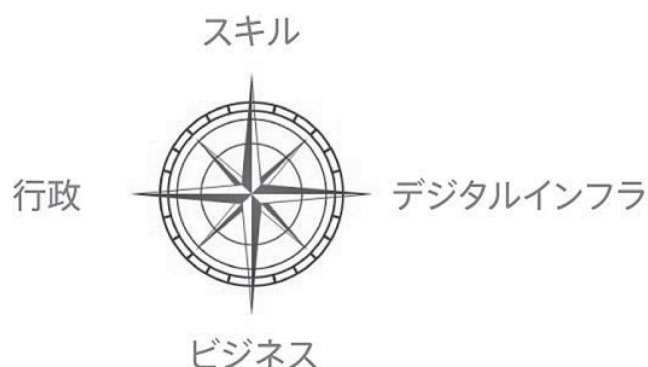
⁵ State of the Union Address by President von der Leyen at the European Parliament Plenary, 16 September 2020.

⁶ COM(2021)118, 9.3.2021.

⁷ COM(2021)118.

れている。すなわち、EU は、オープンで相互に連結したデジタル世界において、自らのデジタル主権を確立し、人間を中心とした持続可能でより豊かなデジタルの未来を築くことを 2030 年までの目標としている。

図表 1 2030 年までに達成する「デジタルコンパス」の 4 つの主な指標



EU Mag 2021 年 5 月 19 日付「2030 年までを「デジタルの 10 年」に
～EU が実現するデジタルの未来～」から抜粋

「デジタルコンパス」は、4 つの柱①スキル、②デジタルインフラ、③ビジネス、④行政とそれぞれの数値目標を定めている。①スキルでは、市民のデジタルリテラシー向上と高度な ICT 専門家を増やすこと。具体的には、ICT 専門家を 2,000 万人に増やし、基本的なデジタルスキルをもつ者を人口の少なくとも 80% が習得していることを目標にしている。②デジタルインフラでは、安全・高性能、持続可能なデジタルインフラの整備であり、具体的には、接続性についてギガビット回線を全世帯へ（2020 年時点は 59%）に普及させること、最先端の半導体については、EU の世界シェアを金額ベースで現在の 2 倍の 20% に拡大すること、また、エッジコンピューティングについては、関連機器 10,000 台を配備すること、量子コンピュータについては、量子技術等を利用した次世代アクセラレータの欧州初導入が掲げられている。③ビジネスについては、企業によるデジタル技術活用が挙げられている。具体的には、EU 域内の 75% の企業がクラウド・AI・ビッグデータを活用し、90% 以上の中小企業がデジタルインテンシティ（デジタル変革の度合い）において少なくとも基礎レベルに到達すること、また、EU 域内の「ユニコーン企業」（評価額が 10 億ドル以上の未上場ベンチャー企業）を 250 社に倍増することが挙げられている。④行政については、公共サービスのデジタル化である。具体的には、主要な公共サービスを 100%

オンライン化すること、医療サービスにおいては、電子カルテ導入を 100%すること、また、デジタル ID については、100%の市民がデジタル ID にアクセスできることが目標とされている。

4. デジタルの 10 年（Digital Decade）政策プログラムとデジタル主権

（1）デジタルコンパスとデジタルの 10 年政策プログラム

デジタル変革を通じて市民と企業に力を与えるという 2030 年に向けたビジョンを示した、上述した「デジタルコンパス」には、「デジタルの 10 年に向けた欧州の道」という副題がついており、デジタルの 10 年と呼ばれる。デジタルコンパスは単なる項目別の目標ではなく、その内容が法的拘束力のある決定の形で採択されている。2022 年 12 月 14 日にデジタル 10 年政策プログラム（The Digital Decade policy programme）2030 を設定する、欧州議会と理事会の決定 2022/2481⁸が採択された。法的根拠条文は、欧州横断網に関する EU 運営条約 173 条 3 項である。同決定は、前文 47 段と 24 か条から構成されている。

注目すべき点は、上述したデジタルコンパスの 4 つの柱が「デジタル目標」と題される、決定 4 条において以下のように明示的に定められており、法的拘束力をもつものとして位置づけられていることである。

「1. 欧州議会、理事会、欧州委員会および構成国は、2030 年までに欧州連合における以下のデジタル目標（以下「デジタル目標」）を達成するために協力するものとする：

- （1）デジタル技術に熟達した人口および高度に熟達したデジタル専門家：
 - （a）16 歳から 74 歳の人口の少なくとも 80%が、少なくとも基本的なデジタル技能を有する；
 - （b）少なくとも 2,000 万人の ICT 専門家が EU 内で雇用され、同時に女性のこの分野へのアクセスを促進し、ICT 卒業生の数を増加させる；
- （2）安全で、回復力があり、性能が高く、持続可能なデジタルインフラ：
 - （a）固定ロケーションのすべてのエンドユーザーが、ネットワーク終端点までギガビットネットワークでカバーされ、すべての人口密集地域が、技術的中立性の原則に従い、少なくとも 5G と同等の性能を持つ次世代無線高速ネットワークでカバー

⁸ Decision (EU) 2022/2481 of the European Parliament and of the Council of 14 December 2022 establishing the Digital Decade Policy Programme 2030, OJ 2022 L323/4.

される；

- (b) 環境の持続可能性に関する EU 法に従い、EU における最先端半導体の生産が、金額ベースで世界生産の少なくとも 20%以上であること；
 - (c) 少なくとも 10,000 台の気候変動に左右されない安全性の高いエッジノードを EU 域内に配備し、企業がどこにあっても低遅延（数ミリ秒）でデータサービスへのアクセスを保証するように分散させる；
 - (d) 2025 年までに、量子アクセラレーションを搭載した初のコンピュータを導入し、2030 年までに量子機能の最先端となる道を開く；
- (3) ビジネスのデジタル・トランスフォーメーション：
- (a) 連邦企業の少なくとも 75%が、事業内容に応じて以下のうち 1 つ以上を実施する；
 - (i) クラウド・コンピューティング・サービス
 - (ii) ビッグデータ
 - (iii) 人工知能
 - (b) EU の中小企業の 90%以上が、少なくとも基本的なデジタル集約度に達している；
 - (c) EU が、革新的なスケールアップ企業の成長を促進し、資金調達へのアクセスを改善し、ユニコーンの数を少なくとも倍増させる；
- (4) 公共サービスのデジタル化：
- (a) 主要な公共サービスが 100%オンラインで提供され、関連する場合、域内の市民や企業がオンラインで行政機関と交流できるようにする；
 - (b) EU 市民の 100%が電子カルテにアクセスできる；
 - (c) EU 市民の 100%が、EU 全体で認められている安全な電子 ID（eID）手段を利用でき、ID 取引と共有される個人データを完全に管理できるようにする。」

（２）デジタルの 10 年政策プログラムとデジタル主権

次に、注目すべきなのは、デジタル主権という言葉が条文として規定されていることである。

前文 1 段では、「経済と社会のデジタル変革に向けた欧州連合の道筋は、オープンな方法によるデジタル主権、基本的権利の尊重、法の支配と民主主義、インクルージョン、ア

アクセシビリティ、平等、持続可能性、レジリエンス、安全保障、生活の質の向上、サービスの利用可能性、市民の権利と願望の尊重を包含するものでなければならない。また、EU のダイナミックで資源効率に優れた公正な経済・社会に貢献するものでなければならない。」（下線部筆者）。前文の 27 段において、「特に、欧州委員会は、「デジタルの 10 年」報告書において、本決定の一般目標が政策、措置、行動としてどの程度効果的に実施されたか、また、デジタル目標の達成に向けた進捗状況について、各目標の予測される軌道に対する欧州連合の進捗度合い、デジタル能力と技術革新への投資ギャップを含む各目標の達成に必要な努力の評価、さらには、デジタル主権を拡大するために必要な行動についての認識をオープンにすることを詳述すべきである。また、報告書には、関連する規制案の実施状況の評価や、連邦および加盟国レベルで実施された措置の評価も含めるべきである。」（下線部筆者）と述べられている。「デジタルの 10 年」政策プログラム 2030 の一般目標を定める 3 条において、欧州議会、理事会、欧州委員会および構成国は、EU レベルで一般目標を支援し、達成するために協力すると規定されている。その 1 項(c)において、「特に、他の技術開発を可能にする膨大な量のデータを効率的に保存、伝送、処理できる安全でアクセス可能なデジタルおよびデータインフラによって、オープンな方法で欧州連合のデジタル主権を確保し、欧州連合の産業・経済、特に中小企業の競争力と持続可能性、および欧州連合のバリューチェーンの強靱性を支援するとともに、スタートアップのエコシステムと欧州のデジタル・イノベーション・ハブの円滑な機能を促進すること」（下線部筆者）と定められている。

5. デジタルの 10 年のためのデジタル権と原則に関する欧州宣言と個人のデータ主権

（1）デジタルの 10 年のためのデジタル権と原則に関する欧州宣言とは

「デジタルの 10 年」の枠組には、デジタルコンパスの内容を明示的に規定した、「デジタルの 10 年」政策プログラムの他に、「デジタルの 10 年のためのデジタル権と原則に関する欧州宣言」⁹が含まれる。EU には、EU 基本権憲章が EU 条約および EU 運営条約と並んで同一の価値を有するとされ、EU「憲法」を構成している。基本権憲章は、もともと欧州議会、理事会および欧州委員会による厳粛な宣言として出されたものであるが、こ

⁹ Joint Declaration on Digital Rights and Principles for the Digital Decade(2023/C/01), OJ 2023 C23/1.

のデジタル権と原則に関するものも、欧州議会、理事会および欧州委員会による厳粛な宣言として出された。これは、欧州委員会の「デジタルの 10 年のためのデジタル主権と原則に関する欧州宣言の設定」と題される政策文書（COM文書）¹⁰を基礎として、共同宣言となっている。

まず、デジタル化やデジタル関連の措置が EU の諸価値を基礎としていることが確認される。宣言の前文 1 段では、「EU は、EU 条約 2 条に規定されているように、人間の尊厳、自由、民主主義、平等、法の支配、少数民族に属する者の権利を含む人権の尊重を基礎とする『価値の連合』である。さらに EU 基本権憲章によれば、EU は人間の尊厳、自由、平等、連帯という不可分の普遍的価値観の上に成り立っている。」と述べられている。

また、デジタルの 10 年の政策プログラムに言及され、「私たちの社会と経済のデジタル変革のための EU のあり方は、特に、オープンな方法によるデジタル主権、基本的権利の尊重、法の支配と民主主義、インクルージョン、アクセシビリティ、平等、持続可能性、レジリエンス、安全保障、生活の質の向上、サービスの利用可能性、すべての人の権利と願望の尊重を包含している。また、EU におけるダイナミックで資源効率に優れた公正な経済・社会の実現に貢献するものでなければならない。」（下線部筆者）と述べられている。

宣言は、6 つの章（テーマ）から構成されている。1 章「人々をデジタル・トランスフォーメーションの中心におくこと」（人間中心）。デジタル技術は、人々の権利を保護し、民主主義を支援し、すべてのデジタルプレーヤーが責任を持って安全に行動することを保証するものでなければならない。2 章「連帯とインクルージョン」では、テクノロジーは人々を分断するものではなく、団結させるものであるべきで、誰もがインターネットにアクセスし、デジタルスキルを身につけ、デジタル公共サービスを利用し、公正な労働条件を享受できるようにすべきであるということが述べられている。3 章「選択の自由」は、人々は公平なオンライン環境から恩恵を受け、違法で有害なコンテンツから守られ、人工知能のような新しく進化するテクノロジーに接する際に力を与えられるべきであるという内容になっている。4 章「デジタルパブリック空間における参加」では、市民はあらゆるレベルで民主的プロセスに参加し、自らのデータを管理できるようにすべきである。具体的には、すべての人は、デジタル環境において、表現と情報の自由、集会と結社の自由を享受する権利を有する。オンラインプラットフォーム、特に非常に大規模なオンラインプラッ

¹⁰ COM(2022)27, 26.1.2022, Establishing a European Declaration on Digital rights and principles for the Digital Decade.

トフォームは、オンラインでの自由で民主的な議論を支援すべきである。世論と言説を形成するサービスの役割を考慮し、超大規模オンラインプラットフォームは、誤報と偽情報キャンペーンとの関連も含め、そのサービスの機能と利用から生じるリスクを軽減し、表現の自由を保護すべきである。これは、デジタルサービス法や欧州メディア自由法で保障されることになった。5章は、「安心、安全およびエンパワーメント」と題され、データに関連するプライバシーやデータ管理に加え、デジタル環境は安全で安心の確保を対象としている。6章が「持続可能性」となっており、「23. 環境への重大な悪影響を回避し、循環型経済を促進するために、デジタル製品とサービスは、環境と社会への悪影響を緩和し、早期の陳腐化を回避する方法で設計、生産、使用、修理、リサイクル、廃棄されるべきである。」、「24. すべての人が、デジタル製品とサービスの環境影響とエネルギー消費、修理可能性と耐用年数に関する正確でわかりやすい情報にアクセスできるようにし、責任ある選択ができるようにする。」等が定められている。

（２）個人のデータ主権

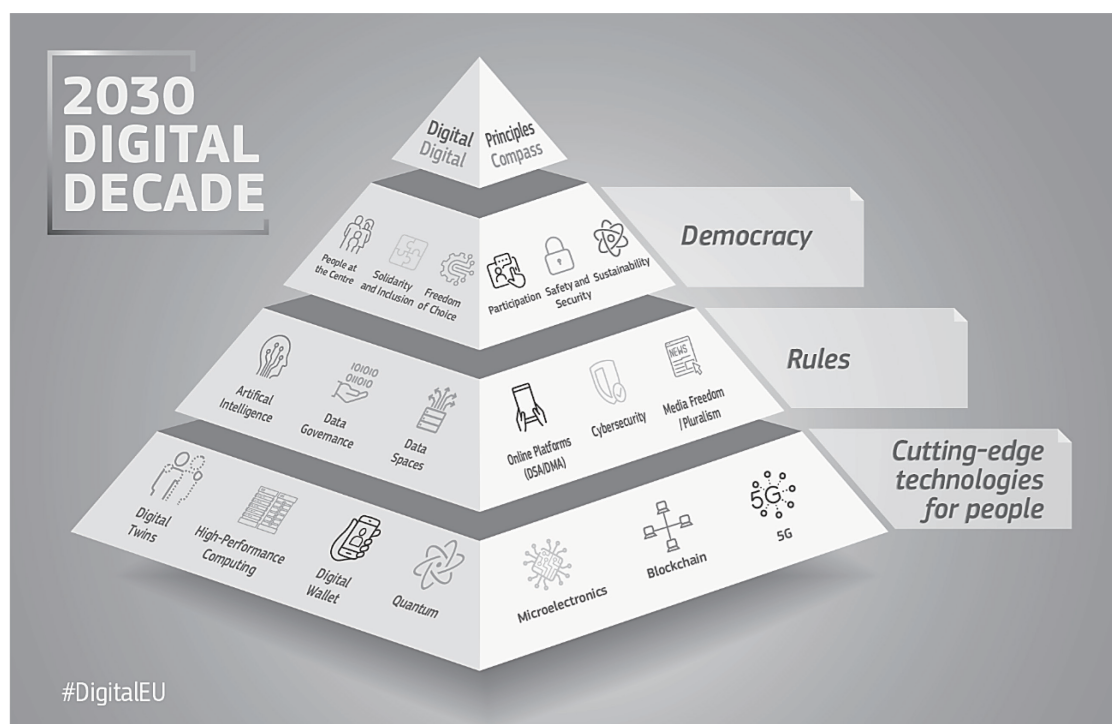
EU のデジタル化の特徴として、個人のデータ主権がある。このデータ主権にかかわっているのが、5章である。5章には、「プライバシーとデータに対する個人の管理」という項目がある。具体的には、「17. すべての人は、プライバシーおよび個人データの保護に対する権利を有する。後者の権利には、個人データがどのように使用され、誰と共有されるかを個人が管理することが含まれる。18. すべての人は、自己の通信および電子機器上の情報の秘密保持に対する権利を有し、違法なオンライン監視、違法な広範な追跡または傍受手段の対象とされない。19. すべての人は、自分のデジタル遺産を決定し、自分の死後、自分の個人アカウントや自分に関係する情報がどうなるかを決定できるべきである。」と定められている。さらに、「19. a. EU データ保護規則および関連する EU 法に沿って、すべての人が自分の個人データおよび非個人データを効果的に管理できるようにする。b. ポータビリティの権利に沿って、個人が異なるデジタルサービス間で自分の個人データおよび非個人データを容易に移動できる可能性を効果的に確保する。」個人のデータ主権とは、個人に対し自分に関する情報の取り扱いを自身が決定する権利を意味する。なお、この個人のデータ主権は、データを領域に文節して領域国の排他的な管理の下に置こうとする動き（データ主権）とは異なる。この個人のデータ主権がデジタル関連の措置において保障されることになっている。この例としては、GDPR や EU のデジタルウォレットにか

かわる措置が挙げられる。後者については、デジタルIDとトラストサービスに関するeIDAS（electronic Identification, Authentication and Trust Services）規則¹¹が改正され¹²、新たにEUデジタルIDウォレットに関する規定が盛り込まれた¹³。法的根拠条文は、EU運営条約114条である。欧州デジタルIDウォレットは、スマートフォンなどのデバイスに利用者のデジタルIDや住所、年齢などの属性情報、資格情報などを保存・管理し、オンライン・対面のどちらでも利用可能とするアプリである。

6. ルール

（1）全体図

図表2 2030 DIGITAL DECADE



デジタルの10年は、EUでは、図表2のピラミッドのように示されている。頂点にあるのが、デジタル諸原則とデジタルコンパス、2番目に置かれているのが、デジタルの10年

¹¹ Regulation (EU) No 910/2014 of the European Parliament and of the Council of 23 July 2014 on electronic identification and trust services for electronic transactions in the internal market and repealing Directive 1999/93/EC.

¹² Regulation (EU) 2024/1183 of the European Parliament and of the Council of 11 April 2024 amending Regulation (EU) No 910/2014 as regards establishing the European Digital Identity Framework.

¹³ 野村敦子「EUの『欧州デジタルIDウォレット』」日本総研 2024年5月8日付参照。

のためのデジタル権と原則に関する欧州宣言に定められる 6 つの章（テーマ）である。3 番目に置かれているのが、ルールである。ここには、デジタルコンパス並びにデジタルにかかわる権利および原則を具体化またはそれらを基礎にした EU 措置がきている。4 番目に置かれているのが、具体的な最先端の技術である。

（２）ルール：デジタルに関連する措置

GDPR（個人データ保護規則 2016/679）は、前述したように、Juncker 欧州委員会の時に採択された。第 1 期の von der Leyen 欧州委員会において採択された、主なものについてデジタル措置を概観すると次の (i)～(vi) のようになる。(i) AI 法（規則 2024/1689）¹⁴ が採択された。これは、個人データ保護に関する EU 運営条約 16 条と域内市場に関する 114 条を法的根拠条文としている。2024 年 6 月 13 日に採択され、2024 年 8 月 1 日に発効した。前文 180 段、113 か条および 13 の付属書から構成されている。生成 AI を含め、AI を規制する、世界で最初のルールである。リスクを 4 段階に分けて、リスクを基礎に規定している。

次に、(ii) データ・ガバナンス法（Data Governance Act）（規則 2022/869）¹⁵がある。これは、EU 運営条約 114 条を法的根拠条文としている。2022 年 5 月 30 日に採択され、2022 年 6 月 23 日に発効した。前文 63 段と 38 か条から構成されている。データ・ガバナンス法は、公的機関が保有するデータ再利用の促進やデータ仲介サービスに対する信頼性の向上を定めている。データ・シェアリングにおける信頼を醸成し、データ利用可能性を広げるメカニズムを強化し、データの再利用への技術的な障壁を乗り越えることを追求し、また、健康、環境、エネルギー、農業、モビリティ、ファイナンス、製造、公的行政およびスキルのような分野において、共通の欧州データ空間の設立と発展を支援することを目的としている。

また、(iii) データ法（Data Act）（規則 2023/2854）¹⁶は、2023 年 12 月 13 日に採択され、2024 年 1 月 11 日に発効した。法的根拠条文は、EU 運営条約 114 条である。前文 119 段と 50 か条から構成される。データ法は、データ・ガバナンス法を補完するものである。

¹⁴ Regulation (EU) 2024/1689 of the European Parliament and of the Council of 13 June 2024 laying down harmonised rules on artificial intelligence.

¹⁵ Regulation (EU) 2022/868 of the European Parliament and of the Council of 30 May 2022 on European data governance (Data Governance Act), OJ of the EU 2022 L152/1.

¹⁶ Regulation (EU) 2023/2854 of the European Parliament and of the Council of 13 December 2023 on harmonised rules on fair access to and use of data (Data Act).

データ・ガバナンス法がデータ共有を促進するプロセスや構造を規制するのに対し、データ法は誰がどのような条件でデータから価値を創造できるかを明確にしている。これら 2 つの法が一体となることで、データへの信頼性の高い安全なアクセスが促進され、主要な経済分野や公益分野でのデータ利用が促進されるとされる¹⁷。また、データ法は、モノのインターネット（IoT）の普及によってその必要性が高まっている欧州データ経済において、データへのアクセスとデータ利用のための明確かつ公正なルールを確立することにより、データの価値の公正な配分を可能にする。この規制により、コネクテッド製品¹⁸は、ユーザー（企業または消費者）が生成されたデータに簡単かつ安全にアクセス、使用、共有できるように設計・製造されなければならない。

さらに、オンラインプラットフォームを規制するために、(iv) デジタル市場法（Digital Markets Act : DMA）（規則 2022/1925）¹⁹と、(v) デジタルサービス法（Digital Services Act : DSA）（規則 2022/2965）²⁰が採択された。両方の措置は、EU 運営条約 114 条を法的根拠としている。DMA は、前文 109 段、54 か条と付属書から構成されている。2022 年 9 月 14 日に採択され、2022 年 11 月 1 日に発効した。既に DMA に基づき、欧州委員会による、アップル等の巨大 IT 企業への調査が開始されている。DSA は、前文 156 段と 93 か条から構成されている。DSA は、2022 年 10 月 19 日に採択され、2022 年 11 月 16 日に発効した。既に、DSA に基づき、欧州委員会の調査が X、Meta および TikTok に対して開始されている。

両者は、単一のルールを設定することにより、より安全なデジタル空間を創設するということを目的とし、両者はパッケージとして位置づけられる。それらの規定対象となるのが、いわゆる GAFA と呼ばれる巨大なプラットフォーム企業である。DMA は、欧州単一市場およびグローバル変革、成長および競争を促進するレベル・プレイング・フィールドを設定し、他方 DSA はデジタルのサービスのすべてのユーザーの基本権が保護される安全なデジタル空間を創設することを目的としている。DMA は、強力なオンラインプラット

¹⁷ <https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/policies/data-act>.

¹⁸ 電化製品、家、乗り物や生活用品など、あらゆるモノが端末によってコネクする IoT : コネクテッド・テクノロジーや IoT 技術を搭載したコネクテッド製品。

¹⁹ Regulation (EU) 2022/1925 of the European Parliament and of the Council of 14 September 2022 on contestable and fair markets in the digital sector (Digital Markets Act), OJ of the EU 2022 L265/1.

²⁰ Regulation (EU) 2022/2065 of the European Parliament and of the Council of 19 October 2022 on a Single Market for Digital Services and amending Directive 2000/31/EC (Digital Services Act); 中西優美子「オンラインプラットフォーム空間における EU 規制と基本権保護」比較憲法学研究 36 号 2024 年 81-109 頁参照。

フォーム規制のための競争法的な措置であるが、従来の競争法のような支配的濫用に対する罰則措置ではなく、損害が生じる前に除去がなされるという、支配的なプラットフォームに対する事前的な規制となっている。DMA は、公正でかつ競争的なデジタル市場の確保を目標とし、ゲームキーパー的な位置づけをもつ、検索エンジンやオンラインプラットフォームのサービス事業者に向けられている。DSA は、確実、予測可能でかつ信頼できるオンライン空間を創設し、違法なコンテンツの除去を容易にし、また、インターネット利用者の基本権（例えば、表現の自由）を保護することを目的とする。そのためにオンラインプラットフォーム事業者のとりわけ基本権の保護の文脈においての責任と義務を定めている。DSA により、非常に大きなプラットフォーム（a very large online platforms : VLOPs）と非常に大きな検索エンジン（a very large online search engines : VLOSEs）のサービス提供者に対しリスク評価・軽減・報告義務等が課されている。

加えて、2024 年 4 月 11 日に、(vi) 欧州メディア自由法（European Media Freedom Act : EMFA）が採択された²¹。EMFA の法的根拠条文は域内市場にかかわる EU 運営条約 114 条である。2024 年 5 月 7 日に発効した。EMFA 前文 8 段では、構成国の国民である自然人、または構成国の法律によって与えられた権利の恩恵を受ける人、および構成国内で設立された法人は、域内市場において編集の自由に従って制作された多元的なメディア・コンテンツを享受できるべきであるとされ、幅広い信頼できる情報源と質の高いジャーナリズムは、民主主義国家のあり方を含め、市民が十分な情報に基づいた選択をする力を与えるからであると述べられている。同前文 50 段では、巨大オンラインプラットフォームは、多くのユーザーにとって、メディア・コンテンツやメディアサービスへのアクセスを提供するゲートウェイとして機能しているとし、メディア・サービス・プロバイダーは、情報の流通において、オンラインで情報を受け取り、伝える権利の行使において、重要な役割を果たしているとする。EMFA18 条により、超巨大オンラインプラットフォーム事業者が利用規約と両立しないという理由で、サービスの提供を停止したり、当該コンテンツの可視性を制限したりする決定の際には、その対象が一定の条件を満たしているメディア・サービス・プロバイダーのコンテンツである場合には、オンライン空間における表現の自由や多元性を保障するために、DSA からの義務に加えて、EMFA からの追加的な義務が課されている。

²¹ Regulation 2024/1083 establishing a common framework for media services in the internal market and amending Directive 2010/13.

これらの措置に共通するのは、域内市場にかかわる EU 運営条約 114 条を法的根拠条文としていること、また、すべての「規則 (regulation)」の形で採択されていることである。規則は、一般的適用性があり、すべての点において拘束力があり、すべての EU 構成国において直接適用される。日本で言うところの「法律」に近いものとなる。また、その性質を表すようにすべての措置に「法 (act)」という名称がつけられている。

7. 日本企業への影響と日本の戦略

(1) 日本企業への影響

上述したデジタル関連措置の中で、第三国に影響を与えると考えられるのは、AI 法とデータ法である。AI 法については、2 条によると、EU 域内外の関係者を対象としている。AI 法 2 条(1)(a)項によると、EU 域内に拠点を置くか否か、または EU 域内に所在するか否かにかかわらず、EU 域内で AI システムまたは汎用 AI (General-purpose AI : GPAI) モデルを市場に投入または稼働させるプロバイダーには AI 法が適用される。具体的には、日本企業が EU 域内市場で AI 製品やサービスを提供する場合、AI 法の規制を受ける。とりわけ AI 法はリスクベースアプローチ（許容できないリスク、高リスク、限定的なリスク、最小限のリスク）をとっており、AI システムが高リスクであるとみなされる場合（①遠隔バイオメトリックス識別システム、②重要インフラ（運輸、水・ガス等の供給）、③教育および職業訓練（入学決定、学習成果の評価等）、④雇用、労働者の管理、自営業へのアクセス（例えば、応募書類の分析等）、⑤不可欠なサービス（医療サービス、健康・生命保険、クレジットの評価等）等）、特別な認証や監査が求められることになる（AI 法の 6 条、16 条、付属書 III）。また、AI の意思決定がどのように行われるのか透明性が求められており、日本企業が AI 製品を提供する場合、そのアルゴリズムやシステムの運用方法等について説明が求められる可能性がある（AI 法の 13 条）。また、AI 法の域外適用性は、特に第三国に設立された AI システムの提供者およびデプロイヤー (deployers)²²への適用において顕著である。デプロイヤーとは、例えば、企業が業務効率化のために AI システムを導入して使う場合、その企業は「deployer」となる。また、政府機関が市民サービスの改善を目的として AI 技術を活用する場合、その政府機関も「deployer」となる。他方、個人

²² AI 法 3 条(4)によると、「デプロイヤー」とは、AI システムが専門的活動以外の個人的活動の一環として使用される場合を除き、AI システムを自らの権限の下で使用する自然人または法人、公的機関、機関、その他の団体を意味する。

的な用途や非専門的な活動で AI を使用している場合は「deployer」には当たらない。AI 法 2 条(1)(c)は、特にこの域外適用性について言及しており、第三国に設立地または所在地を有する AI システムの提供者および利用者を含めることで、AI システムによって生成された出力が EU で使用される場合を想定している。このアウトプットに基づく管轄権は、AI 法の域外適用範囲における重要な要素であるとされる²³。

データ法は、日本企業とりわけ製造業者に影響があるのではないかと考える。データ法は、コネクテッド製品やこれに関連するサービス利用を通じて生成されたデータを保有する事業者に対して、EU 域内のユーザーによるアクセスやユーザーが選択した第三者への共有などを義務づける²⁴。コネクテッド製品とは、データ法の定義によると、その使用または環境に関するデータを取得、生成、または収集し、電子通信サービス、物理的接続、またはデバイスへのアクセスを通じて製品データを通信することができ、その主たる機能が、ユーザー以外のいかなる当事者の代理としてデータの保存、処理、または送信を行うことではないものを意味する（データ法の 2 条(5)）。ひらたく言うと、インターネットや他のデバイスと接続してデータを送受信できる製品のことである。具体的には、スマート家電（例えば、スマートスピーカー、外出先からエアコンの温度を調整、ロボット掃除機、スマートヘルスマーター）、コネクテッドカー（ICT（情報通信技術）端末としての機能を有する自動車のこと）（ナビ、事故防止システム）、ウェアラブル端末（スマートウォッチ）（心拍数や睡眠データを収集）等である。EU 域内でコネクテッド製品を製造・販売し、また、クラウドサービスを提供する事業者に影響があるとされる²⁵。データ法 1 条 3 項によると、データ法の域外適用範囲は、(i) EU 域内でコネクテッド製品の販売を行う製造業者および EU 域内で関連サービス（修理やメンテナンスサービスなど）を提供する事業者（製造業者および事業者の設立地が EU 域内か域外かは問わない）、(ii) EU 域内外のデータ保有者（すなわち、データを管理し、EU 法に基づくデータへのアクセス権付与義務を負う事業体）で、EU 域内のデータ受領者にデータを提供しているもの、および (iii) EU 域内外のデータ処理サービス提供者（クラウドおよびエッジコンピューティングを含む）で、EU 域内の顧客に当該サービスを提供しているものになる²⁶。

²³ William Fry, “A Practical Guide to the Extraterritorial Reach of the AI Act”, [lexology.com](https://www.lexology.com).

²⁴ 小坂光矢「コネクテッド精神の利用により生成されるデータへのアクセスの確保等を定めたデータ法が発効」牛島総合法律事務所 参照。

²⁵ 小坂・上掲論文。

²⁶ “Agreement Reached on the EU’s Data Act”, Sidley, 5 December 2023.

加えて、デジタル関連措置ではないが、デジタルが関係する措置であり、日本企業に影響を与えるものとして、エコデザイン規則²⁷が挙げられる。消費者が信頼できる情報（情報、修理サービスの可能性、スペアパーツ、修理マニュアル等）を受け取ることができるようにする修理権、また、ICT（情報通信技術）製品とその他の電子製品の場合にはアップグレードサービスを受ける権利が（より具体的には欧州委員会委任行為において）規定されることになる。法的根拠条文は、EU 運営条約 114 条である。同規則は、修理に必要な情報や部品を製造事業者から独立した修理事業者に提供を可能とするデジタル製品パスポート（Digital Product Passport : DPP）の発行を事業者に義務づけることになる。

（２）EU との協力

ブリュッセル効果は、EU から日本や日本企業を含めた第三国への影響を表すものであるが、日本と EU が協力して、共同の基準を設定したり、基準を収斂していくことがブリュッセル効果に対応する方法であると考えられる。日 EU デジタル・パートナーシップが構築され、2023 年 7 月 3 日に共同宣言が採択された。また、2024 年 4 月 30 日の閣僚級会合では、共同声明が出された。そこでは、日本および EU が、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を堅持し、デジタル・トランスフォーメーションにおける人間中心のアプローチや基本的権利の尊重を含むデジタル・トランスフォーメーションに対する共通の価値観とビジョンを推進するうえで、これまで以上に緊密な戦略的パートナーシップの重要性が再確認された。もっとも、これは、法的または財政的な義務や権利を生じさせるものではない。

さらに、信頼性のある自由なデータ流通（Data Free Flow with Trust : DFFT）に対する共通スタンスの促進として、デジタル・アイデンティティとトラストサービスの協力推進に関する協力覚書（Memorandum of cooperation on Digital Identities and Trust services to implement Data Free Flow with Trust）に署名がなされた。

8. むすび

デジタル化は EU の戦略であり、EU は、デジタル主権という言葉を用いて、この分野で影響を維持し、拡大をしようとしている。他方、EU は個人のデータ主権を含む、基本

²⁷ Regulation (EU) 2024/1781 of the European Parliament and of the Council of 13 June 2024 establishing a framework for the setting of ecodesign requirements for sustainable products.

権、民主主義、法の支配といった諸価値を基礎とし、それらを尊重することを措置に組み入れている。日本が EU と協力する際には、これらの特徴を踏まえたうえで、行動することが重要である。また、EU の措置には、まず大きな戦略があり、それを落とし込む措置が採択されていくことにも注意が必要である。また、それらの措置は個別的な措置に見えても、そこには連関性があるということを認識すべきである。すなわち、デジタル関連措置については、デジタル空間をイメージして、それを規制するのにさまざまな措置が採択されてきている点に留意が必要である。

3-2 EU 環境・気候変動法と日本企業

—域外適用・ブリュッセル効果への対応

大妻女子大学社会情報学部環境情報学専攻准教授

木村ひとみ

1. はじめに

近年、日本企業が直接的・間接的に、EU 規則・指令の域外適用やブリュッセル効果への対応を迫られる場面が増えている。ここでは、企業サステナビリティ・デューディリジェンス指令（CSDDD）、国境炭素調整措置規則（CBAM）など 2020 年代以降の環境・気候変動分野の EU 規則・指令の域外適用・ブリュッセル効果と日本企業の対応について検討する。

2. 環境分野の EU 規則・指令の日本企業への影響

2. 1 環境分野の EU 規則・指令の日本企業への影響

これらの規則・指令は、全業種に適用される横断的規則・指令と特定の業種に適用される業種別規則・指令に分類され、国内の日本企業にも適用されるものがある（表 1）。

全業種に適用される企業サステナビリティ・デューディリジェンス指令（CSDDD）は、企業に自社とそのサプライチェーンにおける供給・生産・流通のパートナーが、人権や環境に悪影響をもたらす企業活動（強制労働、児童労働、労働搾取、生物多様性の喪失、環境汚染、自然遺産の破壊など）の特定、評価、防止、緩和、是正、説明責任を果たす企業のデューディリジェンス（Due Diligence : DD）を義務化するもので、EU で事業展開する一定規模以上の事業者を対象として、この要件を満たす日本企業（日本企業の EU 子会社・合弁会社、EU 域外の第三国事業も含む）は、日本国内に所在する企業も対象とすることを加盟国に義務づけるものである。違反企業には社名の公表や全世界売上高の最大 5% の罰金が課されるほか、被害者に対する損害の完全賠償も義務づけられるが、取引先には適用されない。本指令は、EU で事業展開する従業員 1 千人以上、全世界売上高が €4.5 億以上の全企業、EU での売上高が €4.5 億以上の EU 大企業、EU 域内のフランチャイズ又はライセンス契約の対価が年 €2250 万超、かつ年間全世界売上高が €8 千万超の企業に 2029 年から適用される。EU 加盟国は 2026 年までに指令に対応する国内法を制定する必要がある、2027 年から加盟国法が従業員 5 千人以上かつ前年売上げ €15 億以上の事業者

に適用される（従業員 3 千人以上かつ前年売上げ€9 億以上の場合は 2028 年から、その他企業は 2029 年から）。また、対象企業にはパリ協定の 2050 年炭素中立に沿った緩和移行計画の作成と、欧州気候法（European Climate Law）に基づく中間目標の策定が求められる。零細・中小企業は対象とならず、バリューチェーンにおいて間接的な悪影響を受ける場合に備え、支援や保護の措置が設けられている。なお、欧州委員会は 2025 年にオムニバス規則案で CSDDD の 1 年施行延期と簡素化を提案している（COM（2025）80）。

EU 森林破壊防止規則（EUDR）は、特定の業種に適用される EU 規則であるが、森林伐採防止のため、オペレーターに EU 市場の農業・森林製品 7 項目（順次見直し）で DD を義務化するものである。パーム油、牛肉、木材、コーヒー、カカオ、ゴム、大豆（皮、チョコレート、家具、印刷紙、ゴムタイヤ等加工品も含む）に適用されるなど、その影響は規則の名称からは想像できない広範囲に及び、2023 年改正クリーンウッド法より広範な森林以外の対象項目への対応が求められる点に注意が必要である。同様の点は、新欧州バッテリー（電池）規則についても見られ、日本企業にはどの EU 規則・指令が自社に適用されるのかを特定する必要がある。EU 森林破壊防止規則は、EU に供給・輸入、EU から輸出する企業を対象として、大企業には 2024 年から、小・零細企業は 2025 年から適用される予定であったが、後述のように貿易相手国や加盟国の反対で 1 年施行が延期されており、CBAM についても簡素化が予定されている。

表 1 環境分野の EU 規則・指令の日本企業への影響

横断的規則・指令	対象企業	日本企業への影響
企業サステナビリティ・デューディリジェンス指令 (CSDDD/CS3D) (Corporate Sustainability Due Diligence Directive)	人権や環境に悪影響を与える企業活動の特定、評価、防止、緩和、是正、説明責任を果たすコーポレート DD (デューディリジェンス) を義務化 違反企業への罰則：社名の公表、加盟国法に基づく全世界売上高の最大 5% の罰金、被害者への全額損害賠償の義務づけ（×取引先） 緩和移行計画・中間目標の策定 DD 実施義務：EU で事業展開する従業員 1 千人以上、世界売上高€4.5 億以上の全企業約 6 千社、EU での売上高が€4.5 億以上の EU 大企業約 900 社 (2029-)（×零細・中小企業：支援、保護措置） 国内法化 (-2026)、事業者への加盟国法の適用 (2027-: 従業員 5 千人以上かつ前年売上げ€15 億以上、2018-: 従業員 3 千人以上かつ前年売上げ€9 億以上)（※1 年施行延期と簡素化の提案 (2025)）	・DD 実施義務：日本国内の対象企業、日本企業の EU 子会社・合弁会社、EU 域外の第三国事業 ・取引先欧州企業の要請への対応
企業のサステナビリティ報告指令 (CSRD)	従業員 250 人、売上高€4 千万、総資産€2 千万のうち 2 つ以上の基準値を超える EU 域内の大企業 (2024-)、中小企業 (2026-)、EU 域外企業 (2028-)（※簡素化の提案 (2025)）	・第三国親会社にも同等基準による報告・公表 (第三者認証の場合は免除)：EU 域外企業 (2028.1-)
タクソノミー規則 (TR) (Taxonomy Regulation)	従業員 500 人以上で SFDR の対象となる EU 域内の大企業・金融機関 判定基準：イネープリング活動、DNSH 原則、ミニマム・セーフガード、トランジション活動	・EU 域内の機関投資家の株主から開示要求の可能性 ・機関投資家の銘柄選定 (ex.タクソノミー適格率) への影響

		・脱炭素化に向けた産業分野別ロードマップは定義より移行金融を重視
強制労働製品のEU域内での流通と域外輸出を禁止する規則	サプライチェーンの採掘、収穫、生産、製造における強制労働製品の禁止（採掘2年後に適用） 違反の場合：事業者や製品の情報提供（事業者へのDD義務なし）、違反の救済、加盟国法に基づく罰則 加盟国当局：調査の上、強制労働製品のEU市場からの撤去・廃棄を事業者に命じ、税関で差止（一加盟国の決定は該当製品のあるその他加盟国でも承認、執行） 欧州委員会：強制労働リスク関連情報をデータベース化し、高リスクの特定地域の特定産業をリスト化	・EU企業と直接・間接に取引する日本企業にも管理体制の説明や情報提供の協力を契約等で求められる可能性 ・EU域内の日本企業の子会社の違反の場合、既に流通する強制労働製品の撤去や廃棄に伴うコスト
不公正な慣行に対するより良い保護と情報提供を通じたグリーン移行するための消費者の権限強化に関する指令	グリーンウォッシュを用いたマーケティングの禁止 -2026.3：国内法化、-2026.6：適用 (*ブランドのグリーンウォッシュ、ブランド・商品のグリーンウォッシュ、グリーンウォッシュ資産へのファイナンス、財務報告のグリーンウォッシュ)	・景品表示法より厳格な対応（ex. グリーンウォッシュ資産へのファイナンスの社債発行のリスク開示が不十分としてシンガポール証券取引所に日本企業を通報）
グリーンクレーム指令 (Green Claims Directive)	環境主張の広告を出す前に環境マーケティングのクレームに関する証拠提出を企業に義務づけ 罰則：年間売上高の4%を上限とする罰金、関連取引からの収益の差押え、最大12カ月の公共調達・資金提供からの除外	・EUに拠点を置く全企業に適用（域外適用への対応）
業種別規則・指令	対象企業（対象業種・品目）	日本企業への影響
国境炭素調整措置規則 (CBAM) (Carbon Border Adjustment Mechanism)	6品目：セメント、電力、肥料、鉄鋼、アルミニウム、化学品（炭素漏洩リスクのある他の製品に拡大予定） 移行期間（2023-5）→EUETS 無償割当廃止→段階的削減（2026）→完全導入（2034）（*CBAM 簡素化予定（2026））	・申請等対応の負担（2023-移行期間）：デフォルト値等簡易報告手段の使用可否 ・規則義務履行と営業秘密保持の両立 ・中小企業のコンプラ負担の合理化（第三者認証の取得等）
EU 森林破壊防止規則 (EUDR) (EU Deforestation Regulation)	森林伐採防止のためオペレーターにEU市場の農業・森林製品7項目（順次見直し）でDD義務化：パーム油、牛肉、木材、コーヒー、カカオ、ゴム、大豆（皮、チョコレート、家具、印刷紙、ゴムタイヤ等加工品も含む） EUに供給・輸入、EUから輸出する企業：大企業：2024、小・零細企業：2025（*貿易相手国や加盟国の反対で1年施行延期）	・2023年改正クリーンウッド法より広範な森林以外の対象項目への対応 ・EU市場への輸入業者が税関申告し、IT上でDD宣言 ・リードタームの観点からのEU内企業に対する日本国内企業の公平性確保 ・原産地の確認などトレーサビリティ確保のコスト増への対応
新欧州バッテリー（電池）規則 (New Batteries Regulation)	欧州域内で電池を流通する全事業者（2024.2-） 電池：携帯用電池、始動・照明・天下（SLI）用電池、軽輸送手段（LMT）用電池、EV用電池、産業用電池、製品に組み込まれるかまたは製品に組み込まれるように設計された電池	・不遵守の場合、EUへの輸出制限 ・従来の含有化学物質制限に加え、①カーボンフットプリントの申告義務②サプライチェーンDD③製品情報のデジタル登録④リサイクル材含有率の開示
エコデザイン規則 (ESPR) (Ecodesign for Sustainable Products Regulations)	製造事業者から独立した修理事業者に修理に必要な情報や部品を提供するデジタル製品パスポート発行を事業者に義務づけ	・EU市場に製品を輸出する日本国内事業者への適用
サステナブルファイナンス開示規則 (SFDR) (Sustainable Finance Disclosure Regulation)	金融市場参加者（保険会社、投資会社など）(2021-)従業員500以上：DD方針宣言のウェブ公表 従業員3人未満：適用免除 EU気候移行ベンチマーク・パリ協定に沿うベンチマークの記載（ない場合はパリ協定に沿う長期削減目標の達成方法の詳細）	・第三国親会社の報告状況に課題 ・気候変動リスク関連情報開示におけるレピュテーション低下・訴訟リスク（ユーロ圏銀行の約7割、ECB）
気候ベンチマーク規則 (LCBR)	投資インデックス提供者による気候ベンチマークの導入、投資インデックスの情報開示	

（出所）木村作成¹

¹ EU規則・指令の詳細について、以下参照。木村ひとみ「第12章 海外の環境法とわが国の環境法の相互影響—EU②ESGに関するEU規則・指令と日本への影響」大塚直編集代表『環境法研究講座—

第2巻『総論編②』(信山社、2025年発行予定)

【企業サステナビリティ・デューディリジェンス指令】 Directive (EU) 2024/1760 of the European Parliament and of the Council of 13 June 2024 on corporate sustainability due diligence and amending Directive (EU) 2019/1937 and Regulation (EU) 2023/2859 (Text with EEA relevance), Official Journal of the European Union, https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=OJ:L_202401760; European Commission, Corporate sustainability due diligence, 2024, https://commission.europa.eu/business-economy-euro/doing-business-eu/sustainability-due-diligence-responsible-business/corporate-sustainability-due-diligence_en; PwC「EUのコーポレートサステナビリティ・デューディリジェンス指令(CSDDD)案の動向(近時の審議を踏まえて)」ESG／サステナビリティ関連法務ニュースレター(2024年) <https://www.pwc.com/jp/ja/legal/news/assets/legal-20240327-1.pdf>; 欧州委員会による2022年提案、EU理事会と欧州議会による2023年政治合意後に、欧州産業界の反対を受けて対象企業数を縮小し、取締役責任や高リスクセクターの基準、公的調達からの3年間排除の罰則などの記述を削除する形で2024年に採択・発効。

【企業のサステナビリティ報告指令】 European Commission, DIRECTIVE (EU) 2022/2464 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 14 December 2022 amending Regulation (EU) No 537/2014, Directive 2004/109/EC, Directive 2006/43/EC and Directive 2013/34/EU, as regards corporate sustainability reporting, L 322/15, Official Journal of the European Union, <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32022L2464>

【タクソノミー規則】 Regulation (EU) 2020/852 of the European Parliament and of the Council of 18 June 2020 on the establishment of a framework to facilitate sustainable investment, and amending Regulation (EU) 2019/2088. (2020年発効); 高橋龍生「EUタクソノミー規制について」日興リサーチレビュー(2020年)

https://www.nikko-research.co.jp/wp-content/uploads/2020/12/rc202012_0002.pdf

【強制労働製品のEU域内での流通と域外輸出を禁止する規則】 European Parliament, P9_TA(2024)0309, Prohibiting products made with forced labour on the Union market European Parliament legislative resolution of 23 April 2024 on the proposal for a regulation of the European Parliament and of the Council on prohibiting products made with forced labour on the Union market (COM(2022)0453 - C9-0307/2022 - 2022/0269(COD)), https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/TA-9-2024-0309_EN.pdf

【不公正な慣行に対するより良い保護と情報提供を通じたグリーン移行するための消費者の権限強化に関する指令】 Directive (EU) 2024/825 of the European Parliament and of the Council of 28 February 2024 amending Directives 2005/29/EC and 2011/83/EU as regards empowering consumers for the green transition through better protection against unfair practices and through better information, PE/64/2023/REV/1; カライスコス・アントニオス「EUにおける環境訴求の規制—不公正取引方法指令による規制と新たな指令提案を中心に—」気候ネットワーク、消費者目線で“気候グリーンウォッシュ”広告を問う—第1回 日本の現状とEUの環境広告規制—(2023年)

https://kikonet.org/kiko/wp-content/uploads/2023/09/20230922kiko_webinar_gw_karaiskos.pdf

【グリーンクレーム指令】 European Commission, Proposal for a DIRECTIVE OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on substantiation and communication of explicit environmental claims (Green Claims Directive), COM(2023) 166 final, 2023/0085 (COD), <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52023PC0166>; 長島・大野・常松法律事務所「欧州におけるグリーン・ウォッシュ規制のアップデート」NO&T Compliance Legal Update 危機管理・コンプライアンスニュースレターNo.88(2024年) https://www.noandt.com/wp-content/uploads/2024/04/compliance_no88_1.pdf

【CBAM】 REGULATION (EU) 2023/956 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 10 May 2023 establishing a carbon border adjustment mechanism, <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32023R0956>

【EU森林破壊防止規則】 REGULATION (EU) 2023/1115 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 31 May 2023 on the making available on the Union market and the export from the Union of certain commodities and products associated with deforestation and forest degradation and repealing Regulation (EU) No 995/2010, <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32023R1115> (2024年発効後、施行を1年延期)

【新欧州バッテリー(電池)規則】 REGULATION (EU) 2023/1542 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 12 July 2023 concerning batteries and waste batteries, amending Directive 2008/98/EC and Regulation (EU) 2019/1020 and repealing Directive 2006/66/EC, <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32023R1542>

2. 2 近年の環境分野の EU 規則・指令の傾向

近年、加盟国での異なる実施に弊害もあった指令が、補完性の原則に基づき従来は限定的に用いられてきた規則に格上げされる事例が増加している。この影響として、EU 域内の企業については異なる加盟国法の統一化による企業の対応コストの低減や域内市場の統合などのプラスの影響がある一方、直接適用による短期的対応の必要性などマイナスの影響も考えられる。また、日本の国内企業についても、EU 現地法人だけでなく、EU で事業を行う日本企業の日本の親会社にも適用される CSDDD などの EU 規則・指令が増えている。逆に企業から環境損害を受けた EU 域外の被害者の立場から考えると、加盟国の裁判所を通じたブリュッセル効果により EU 規則・指令により保護される可能性が高まるメリットもある²。

また、持続可能なサプライチェーンの構築が急務の課題となっており、世界のサプライチェーンからの排除リスクもあり、大企業が責任を負う可能性がある取引先の中小企業の環境・人権リスクへの対応を支援する必要がある。例えば、サプライチェーンの過程で技能実習生の人権リスクがあった場合、労働組合との対話や協働が重要となり、サプライヤーに対する調査の結果、法令違反や人権侵害の事実が判明した場合、是正・改善を行うよう影響力を行使することが求められる。この他、具体的侵害事例として、アパレルにおける外国人実習生の強制労働、ODA 開発案件における地域住民への立退き補償、紛争影響地域からの重要鉱物資源の調達などが挙げられ、対応策として、グリーバンス（苦情処理）メ

【エコデザイン規則】 Regulation 2024/1781 establishing a framework for the setting of ecodesign requirements for sustainable products,

https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=OJ:L_202401781

【サステナブルファイナンス開示規則】 REGULATION (EU) 2019/2088 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 27 November 2019 on sustainability - related disclosures in the financial services sector, Official Journal of the European Union, <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32019R2088> (2019 年発効、2021 年施行)

【気候ベンチマーク規則】 REGULATION (EU) 2019/2089 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 27 November 2019 amending Regulation (EU) 2016/1011 as regards EU Climate Transition Benchmarks, EU Paris-aligned Benchmarks and sustainability-related disclosures for benchmarks,

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32019R2089&from=EN>; Commission Delegated Regulation (EU) 2023/2485 of 27 June 2023 amending Delegated Regulation (EU) 2021/2139 establishing additional technical screening criteria for determining the conditions under which certain economic activities qualify as contributing substantially to climate change mitigation or climate change adaptation and for determining whether those activities cause no significant harm to any of the other environmental objectives, https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=OJ:L_202302485

² Nadia, Perrone, Perspectives of Extraterritorial Jurisdiction for Environmental Damage in the Proposal of the European Directive on Corporate Sustainability Due Diligence, *The Italian Review of International and Comparative Law*, Volume 3, Issue 2, 2023, pp.389-408.

カニズムの確保、救済・是正の提供、平時からのサプライチェーンの追跡・記録化などが挙げられる。ビジネスと人権に関する指導原則が国連で承認されて以来、人権 DD（デューディリジェンス）の要素が、法規制、開示ルール、業界団体のガイドラインなど様々な規範として組み込まれている³。

2023 年に政治合意に至った EU の重要原材料法案やネットゼロ産業法案のように、気候変動対策として各国が推進する電気自動車（EV）や太陽光発電の原料として不可欠なレアメタルを特定の国に依存せず、経済安全保障の観点からも輸入先の分散化や資源調達先の囲い込みが進む中で、鉱山開発による環境汚染や人権侵害に対する批判も高まっている。EV のバッテリー等に使用されるリチウム電池の原料となるコバルト鉱山における児童労働により、アップル、グーグル、デル、マイクロソフト、テスラは米国で訴訟を提起されており、気候変動対策としての EV 需要の高まりが人権リスクの増加を招くおそれがある⁴。インドネシア南スラウェシ州のニッケル採掘拡大については、住民が利用する水源の六価クロム汚染や、熱帯雨林やコショウ農園の保護を求めて抗議する先住民族や農民の不当逮捕などの人権侵害が日本企業の株主総会でも提起されており、パリ協定でも言及された ILO の「公正な移行のためのガイドライン—すべての人々にとって環境的に持続可能な経済・社会をめざして」に沿った事業が求められる⁵。

規範上のブリュッセル効果が明確に意識され、最初の炭素国境調整メカニズムと位置づけられる欧州排出枠取引制度（EUETS）の航空分野への域外適用をめぐる単独主義に対する批判⁶を緩和するため、EU は国際機関である ICAO を舞台に様々な外交戦略を展開する一方で⁷、ICAO での合意を条件に本指令の履行を凍結するなど、顕著で広い基盤を持つ国際的圧力や強力な反対には譲歩する柔軟な姿勢も示していた。これをブリュッセル効果の限界とみることもできるが、反対に気候変動のようなグローバルな課題への国際合意を導

³ 大村恵実・佐藤暁子・高橋大祐『人権デュー・ディリジェンスの実務』（きんざい、2023 年）1、185-202 頁。The Danish Institute for Human Rights, Due diligence in the downstream value chain: case studies of current company practice, 2024, https://www.humanrights.dk/files/media/document/Downstream_Policy-Output-Paper_EN_May2024.pdf

⁴ 前掲注 3、大村、23 頁。

⁵ FoE Japan 「脱炭素社会への移行の陰で起きている環境破壊と人権侵害～インドネシア・ニッケル鉱山の実態調査報告～」 Fair Finance Guide Japan Briefing Paper（2024 年）
<https://fairfinance.jp/media/nk0jufh2/ffa-sorowako2023.pdf>

⁶ Pirlot, Alice, *Environmental Border Tax Adjustments and International Trade Law: Fostering Environmental Protection*, Elgar Edward Publishing, 2017, pp.79-80.

⁷ 木村ひとみ 「EU 排出枠取引制度の航空分野への域外適用に関する ECJ 先決裁定と国際法上の課題」 環境法政策学会編『Journal of Environmental Law and Policy: 原発事故の環境法への影響』 Vol.16、商事法務（2013 年）257-271 頁。Joanne, Scott, Extraterritoriality and Territorial Extension in EU Law, *THE AMERICAN JOURNAL OF COMPARATIVE LAW*, Vol.62, pp.87-125.

く過渡的な方策として評価することもできる⁸。

しかし、必ずしも国際合意を目指しているとはいえない環境・人権 DD やサステナブルファイナンスについては必ずしもこの法則は当てはまらない。また、上記のような EU の柔軟な姿勢が全締約国が参加するパリ協定下での CBAM についても維持されているかは不明であり、あるいは気候変動の深刻化とパリ協定の採択・発効により国際的圧力そのものが弱まった可能性もあり、そうでないとしても、むしろより強力な EU の規範パワーを発揮する近年の方針の表れであるかは定かでない。

3. ブリュッセル効果の評価

3. 1 ブリュッセル効果の変容？

従来、EU の RoHS 指令 2002/95/EC や WEEE 指令 2002/96/EC に典型的にみられた、カリフォルニア RoHS への影響など 2000 年代のブリュッセル効果については、市場規模に影響を及ぼす EU の能力と結びつけられ、外国で発生し、EU 市場へのアクセスに通常、左右されない人権侵害の抑制のために適用されることはめったにないとされてきた⁹。しかし、欧州企業の域外市場における競争力強化を促進する 2004 年の政策（The role of European standardisation in the framework of European policies and legislation）とその実行のための 2007 年欧州標準化行動計画（Action plan for European Standardisation）で EU の基本的価値を謳い、ブリュッセル効果に意識的に言及するようになった。そして、2010 年代の 2014-2020 年第 7 次環境行動計画（Decision No. 1386/2013/EU）では EU 域外の消費削減に言及し、2019 年欧州グリーンディールでは世界最大の EU 市場において EU はグローバルなバリューチェーンに適用される基準を設定できると明記されるようになった¹⁰。（ただし、既に 2010 年代後半には、EU がそれまでの規制に依存したアプローチから、次々に襲ってくる危機や事象への対応に追われるようになっていたとの指摘もある¹¹。）さらに、2020 年代以降の EU 規則・指令の中には、CSDDD など第三国で環境・人権 DD が適用されるものが出てきており、2000 年代のブリュッセル効果からは実質的

⁸ アニユ・ブラッドフォード（庄司克宏監訳）『ブリュッセル効果—EU の覇権戦略—いかに世界を支配しているのか』（白水社、2022 年）293-314、325 頁。

⁹ ブラッドフォード、前掲注 8、25 頁。

¹⁰ Dobson, Natali L., *Extraterritoriality and Climate Change Jurisdiction: Exploring EU Climate Protection under International Law (Studies in International Law)*, Hart Publishing, 2021, pp.48-49.

¹¹ Middelaar, Luuk Van, *Quand L'Europe improvise: Dix ans de crises politiques*, 2018, Gallimard.

に変容していると言える。

こうした変化をもたらした新たな要因として、新欧州バッテリー（電池）規則などに典型的に見られる経済安全保障の問題の台頭が挙げられ、EU が太陽光パネルなど脱炭素製品の輸入を中国に依存する状況を踏まえ、環境関連の EU 規則・指令には経済安全保障の実現手段となっているものがある（新欧州バッテリー（電池）規則、CBAM、強制労働製品の EU 域内での流通と域外輸出を禁止する規則など）。また、グリーンディール関連でもタクソノミー規則などで見られた、後から定める委任法の採択や規則・指令の見直しが多用されるようになり、EU 域内の加盟国や EU 域外の貿易国の反応を見ながら柔軟に対応できる立法ツールを獲得したことも大きい。地球環境問題の深刻化に伴い、2015 年パリ協定、2022 年昆明・モントリオール生物多様性枠組みなどの地球環境条約の進展において EU が指導力を発揮する場面がより増えたことで、ブリュッセル効果がより広範に強力な影響を与えるようになっている。

一方で、ブリュッセル効果が懸念されるほど強力なものにはならない要因として、EU が EUETS の航空分野への域外適用を断念した経験に基づき、他国の強力な反対を受け入れる可能性がある点である。既に EU 森林破壊防止規則については 2024 年発効後の貿易相手国や加盟国の反対で施行の 1 年延期を欧州委員会が決定しており、規則の対象となり膨大で煩雑な手続きに頭を抱えていた日本の製菓メーカーの担当者からは安堵の声も漏れ聞こえてきている。また、CSDDD を厳格に施行した場合、カタールは EU への LNG の輸送を停止すると警告した。こうした過剰な規制に対する反発から、ブリュッセル効果は寄り戻し・調整期間に入ったと考えられる。

同様に、2005 年導入から約 20 年の歳月を経て、2026 年からの EUETS の無償割当の廃止や日本でも GX-ETS 導入が射程に入ってきた経緯からも、国連気候変動枠組条約第 29 回締約国会議（COP29）（2024 年、アゼルバイジャン・バクー）でインドが CBAM は移行の促進策ではなく、むしろ障害となっているとして痛烈に批判して資金支援を訴えたように、特に第三国から反対の多い CBAM については、欧州委員会決定により一旦、適用を延期して仕切り直し、炭素漏洩リスクのある他の製品への拡大以前に、移行期間（2023-5 年）に実施可能で妥当な規制の内容や基準の緩和を検討し、2026 年からの段階的削減に反映させるのが現実的対応である。こうすることで、EU が重視する理念を掲げたまま、段階的に第三国の底上げをしつつ、長期的な CBAM の理解と受容を目指すことでブリュッセル効果を持続できる可能性は残されている。また、CBAM の WTO 法との抵触の懸念に

についても、そもそも WTO の機能不全によりそれほど顕在化しない可能性もあり、2024 年欧州議会選挙による環境政策の修正や後退により、他国との摩擦も結果的に緩和される可能性もある。欧州委員会は 2025 年に CBAM の簡素化予定を表明した。

3. 2 環境分野における規制競争：カリフォルニア効果とブリュッセル効果

環境分野における EU とアメリカの規制競争については、カリフォルニア州の環境規制が他州や他国に影響をもたらしたカリフォルニア効果と、EU の環境規制が世界に影響をもたらすブリュッセル効果が挙げられる。アメリカ型の環境規制アプローチにおいて重要な役割を果たしたのがカリフォルニア州であり、デジタル分野における市場牽引型モデルの規制がシリコンバレーを中心に生まれたことも決して、偶然ではない。

カリフォルニア州の強力な自動車排ガス規制がドイツなど EU の貿易国の規制強化をもたらしたのがカリフォルニア効果であり、首都から遠く離れ、山脈に囲まれた土地に充満する大気汚染など独自に解決を迫られる地理的孤立や、脆弱な企業間結合を背景に、シエラクラブなど一部の専門家、豊かな自然環境を基盤とする観光業など企業、次第に一般市民にも拡大した環境規制への強固な支持がなければ成立しなかった。カリフォルニア州大気資源委員会（CARB）は規制策定の経験を積みながら規制当局として大きく発展し、後述のフォルクスワーゲンの不正事案の調査も主導している。CARB が再生可能エネルギー基準を設定したことで創業、発展した企業が本基準を支持する好循環が生まれ、テスラなど電気自動車（EV）、充電設備を提供する電力会社、クリーンテクノロジー関連の大企業や投資家も支持する気候変動規制¹²の影響が他国にも波及することでカリフォルニア効果が強化されていったと言える。

一方、ブリュッセル効果については、EU において多国籍企業には EU 規制が成立する前か、成立後はグローバル市場における行動規範を EU 基準にあわせた時点で、EU に輸出を行っていない他の自国産業との競争において不利な立場に置かれないように、自国の政府に EU 型規制の採用をロビーイングするインセンティブが働くため、EU と取引のない自国産業には大きな負担となる。このブリュッセル効果が世界的な影響を与えるに至った要因の一つとして、欧州委員会が域内で多くの加盟国と調整や妥協を行い、EU 規則、準備文書、裁判所の司法解釈が、英語だけでなく、フランス語、スペイン語、ポルトガル

¹² Vogel, David, *California Greenin'- How the Golden State Became an Environmental Leader*, Princeton University Press, 2018, pp. ix,14-16, 231-244.

語などグローバルな言語で発出されることで、ラテンアメリカやアフリカ諸国が EU 規則をコピーしやすくなっている点も挙げられる¹³。

アニュ・ブラッドフォード氏はブリュッセル効果が見られた事例として、有害化学物質、電子廃棄物、動物愛護、気候変動における排出枠取引（ETS）を挙げている¹⁴。また、デジタル分野における規制アプローチには、①技術自由主義に基づく市場牽引型モデル（アメリカ型）、②インフラを通じたデジタル権威主義に基づく国家主導型モデル（中国型）、③規制パワーを通じた EU デジタル権のグローバル化による権利牽引型モデル（EU 型）の 3 つがあるとし、③EU 型アプローチにおいては、個人や消費者の権利や公正な競争に長所がある一方、イノベーションの抑制や過剰な官僚主義をもたらす短所も指摘する¹⁵。環境分野における規制アプローチについても示唆を与えるもので、これをもとに 3 つの環境規制モデルを比較すると以下のような特徴、長所、短所が指摘できる（表 2）。

表 2 3 つの環境規制アプローチ

	特徴	長所	短所
アメリカ型 (市場主導型)	・カリフォルニア効果	・規制、技術開発による産業創出	・連邦、州で異なる環境規制へのスタンス
中国型 (国家主導型)	・EU 規制の追随(ブリュッセル効果)→北京効果？ ・テクノロジー優位 ・一帯一路、BRICS、APEC を通じた標準化連携	・国家主導による迅速な技術開発と実装 ・標準化と産業変革の両立 ・重要技術規格の自主開発	・人権・環境の保護 ・国内規格の強化と国際化 ・省毎に異なる規格と国内流通 ・補助金による過剰生産と他国との貿易摩擦 ・緩い安全基準（バッテリー）
EU 型 (規制主導型)	・ブリュッセル効果 ・規制競争力の最大化によるルール形成の主導 ・人権・環境の保護 ・経済安全保障	・人権・環境の保護 ・公正な競争の確保 ・技術・イノベーション・市場の創出	・過剰な官僚主義 ・煩雑な手続きによる投資環境の競争力低下 ・理念の押し付けとの途上国の受け止め

（出所）木村作成

3. 3 産業団体によるロビーイングを通じた欧州委員会と欧州産業界との関係

EU 域内においては加盟国と調整、妥協しつつ、欧州委員会が規制を立案し、加盟国が規制を執行するという基本構造の中で、欧州産業界はこれまでも自動車産業を中心に、ロ

¹³ Bradford, Anu, *Digital Empire: The Global Battle to Regulate Technology*, Oxford University Press, 2023, pp.332, 356-357.

¹⁴ Bradford, Anu, *The Brussels Effect: How the European Union Rules the World*, Oxford University Press, 2020, p.207.

¹⁵ Bradford, *supra* note 13, pp.33-145.; Renda, Andrea, Europe: Toward a policy Framework for Trustworthy AI, Dubber, Markus D., Pasquale, Frank and Das, Sunit eds. *Oxford Handbook of Ethics of AI*, Oxford University Press, pp.332, 651-666.; Chesterman, Simon, 2022, *We, the Robots? Regulating Artificial Intelligence and the Limits of the Law*, Cambridge University Press, p.5.; 山崎琢也「欧州（EU）の政策立案の構図―「ブリュッセル効果」は実際に存在するのか―」経団連 21 世紀研究所・第 3 回 EU 研究会、経団連会館、2024 年 7 月 25 日。

ビーイングを通じて産業界の利益や技術基準を反映してきた。カリフォルニア州の排ガス規制を起源とするアメリカの 1970 年マスキー法に触発され、同年に制定された欧州初の排ガス規制 70/220/EEC の段階的強化を経て、1992 年ユーロ 1 (EUROI) に至る初期の過程において、欧州委員会が自動車・石油業界の利益に反する提案を行うことは一般的ではなかった。

排ガス規制の対象となっていなかった CO₂については、欧州委員会提案の 1993 年指令に欧州議会が賛成するも、フランス、イタリア、ドイツなど加盟国の支持を受けた自動車産業の強力な反対により、規制ではなく、経済的インセンティブ、ラベリングによる燃料消費の低減と、自動車産業との自主的な環境協定 (environmental agreement) の締結に至った。京都議定書採択後の 1998 年には、2008 年以降の新車の CO₂ 排出制限に関する欧州理事会よりも緩い欧州自動車工業会 (Association des constructeurs européens d'automobiles : ACEA) の提案を欧州委員会が受け入れ、競争の歪みを防ぐ観点から個別企業の達成状況に言及しない形でモニタリング報告を実施してきた。ACEA とアメリカ、日本、韓国の自動車産業団体と締結された同様の環境協定は、海外市場でも販売される「製品」としての自動車ではなく、「EU 市場」に言及しており¹⁶、規制ではなく自主協定として緩やかなブリュッセル効果を持っていたとも言える。しかし、ACEA が自身で提案した CO₂ 排出制限を技術的に達成できないことが明らかとなったため、欧州委員会の提案で規則 443/2009 が採択された。

ロビーイングによる産業界の利益の反映¹⁷は、EUETS の無償割当においても顕著に見られ¹⁸、制度の開始そのものを遅らせたとの批判もあるが、EU 域内のその他の産業との比較において脱炭素の影響の大きな電力や鉄鋼など炭素集約型産業の国際競争力を確保し、段階的な産業構造の転換に必要な時間を確保する必要があったことも事実である。

パリ協定の採択を受けて、ガソリン車の新車販売禁止を前倒しする国が増える中、EU でも排ガス規制の対象に CO₂ が加えられ、欧州グリーンディールの一環で 2022 年に欧州委員会が提案したユーロ 7¹⁹はガソリン車やディーゼル車だけでなく、EV にも適用され、搭

¹⁶ Krämer, Ludwig, *EU Environmental Law (Seventh Edition)*, Sweet & Maxwell, 2011, pp. 289-292.

¹⁷ 西川太郎「欧州議会へのロビーイング—政党グループの「まとまり」の観点から—」日本国際政治学会『国際政治』208 号 (2023 年) 156-208 頁。

¹⁸ マイケル・グラブ「EU 排出量取引制度で得られた 10 (+1) の知見」Climate Strategies (2009 年) <https://climatestrategies.org/wp-content/uploads/2014/11/jpcs-101insights-jpes-131209.pdf>

¹⁹ EUROPEAN COMMISSION, COM(2022) 586 final, 2022/0365 (COD), Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on type-approval of motor vehicles and engines and of systems, components and separate technical units intended for such vehicles, with respect to their emissions and battery durability (Euro 7) and repealing

載するバッテリーの交換頻度や原材料の使用削減を目指して、耐久性についても規制された。

アメリカでは、メーカーに対する中大型トラックのゼロエミッション車（ZEV）と準ゼロエミッション車の生産・販売拡大を義務化するカリフォルニア州の新排ガス規制が政府に承認され、環境保護庁（EPA）も 2027-32 年型の自動車車両の温室効果ガス（GHG）の大幅削減につながる新規則案が 2023 年を提案しており、エコカー市場をめぐる国際競争とともにそれを支える規制の覇権競争が激化している。

もともと、2019 年にはトランプ政権下でカリフォルニア州が連邦政府よりも厳しい自動車排ガス規制を独自に導入する権限を EPA が剥奪し、大規模な法廷闘争に発展した経緯もあり、バイデン大統領が推進してきた排ガス規制・燃費基準や EV 税控除措置の撤廃や見直し、化石燃料の大幅増産によるエネルギー価格の引き下げを訴えるトランプ大統領再選により、カリフォルニア効果の弱体化が予想される。（相対的にブリュッセル効果は強化されるが、これが EU の産業競争力の強化につながるかは別の問題である。）

トランプ大統領就任直後にはパリ協定脱退が発表され、バイデン前政権が気候変動対策として推進してきたグリーン・ニューディール政策の終了とともに、EV 普及策の撤回方針も明らかにした。また、化石燃料の増産や AI による電力需要拡大に対応するため、（長期の規制プロセスが必要な大統領令ではなく）国家エネルギー非常事態宣言により原油輸送や発電・送電の方法変更を指示する権限行使を可能とした。なお、トランプ氏長男は AI 企業幹部とともに、（データセンター設置に適した寒冷地の）グリーンランドを訪問しており、同購入発言の背景にはデータセンターの設置の意向もあると考えられる。

また、トランプ大統領は不要な規制より技術革新に焦点を当てるとしているため、クリーン技術が技術革新をもたらす場合には、規制がなくとも民間企業のイノベーションが進展する可能性はあり、パリ協定から離脱した第 1 次トランプ政権下でも見られた “We Are Still In”（我々はまだ批准している）に類似する “AMERICA IS ALL IN”（アメリカはみんなパリ協定にいる）運動のように、州、都市、企業、民間団体は連邦政策とは異なるパリ協定に基づく取り組みを継続し、国境を越えた国際的な連携を模索しつつある。

大統領選での論功行賞もあり、政府効率化省を委ねられたテスラ社 CEO のイーロン・マスク氏は、環境保護庁による環境規制を権限がなく不当と判断した 2022 年最高裁判例を根拠に、2026 年 7 月までに大胆な規制撤廃、政府予算・人員の大幅削減を推進する計画

Regulations (EC) No 715/2007 and (EC) No 595/2009.

を表明しており²⁰、これまで共和党が否定的だった EV 関連事業についてもテスラ社に有利な形で規制緩和も予想される²¹。テスラ社は中国での初期の EV 事業の立ち上げを牽引したが、中国の国内メーカーの台頭により中国市場での値下げを強いられ、グローバル市場でも既にライバル関係にあり、2024 年の新車販売が初の前年比割れでリストラを迫られるなど、トランプ政権における対中関税の引き上げ策は一層、強硬になると考えられる²²。こうしてアメリカ市場から締め出された安価な EV など中国製品が EU 市場に流入することで、EU は更なる競争力の低下に直面することになるが、同様の問題は日本についても指摘できる。トランプ氏は同盟国である日英を含め、すべての国からの輸入品に 10-20%、中国からの輸入品に 60%の関税を課すとしており、日本もイギリスと新設予定の外務・経済閣僚による政策協議委員会（経済版 2 プラス 2）のように、アメリカの保護主義に対抗する日 EU 連携を進める必要がある。また、トランプ政権のパリ協定の離脱や気候資金の削減、米国際開発局（USAID）の閉鎖により、途上国での環境・人権規制への実施対応が遅れ、COP29 で合意された長期気候資金の負担は日欧など先進国にのしかかることも懸念される。

EU 規制を参考に策定され、日米欧との競争を回避できる EV に活路を見出した中国で 2023 年から施行された排ガス新基準「国 6B」はユーロ 6 よりも厳しく²³、脱ガソリン、EV 化を目指して、規制に合致しない車両の生産、輸入、販売を禁止しており、ブリュッセル効果の典型例と言える。もっとも、中国の規制水準が EU の規制水準を超えた時、「北京効果」が生じる可能性もあるが、既に指摘した緩い安全基準や人権・環境の保護、補助金による過剰生産など、中国の規制アプローチの短所（表 2）が北京効果を引き下げる要因となっている。

中国政府が多額の補助金を出して自国製品の輸出を後押しする過剰生産問題につき、中国製 EV に対する追加関税率の引き上げをアメリカ（100%）や EU（35.3%）が 2024 年に発表し、反発した中国は WTO に提訴する権利があるとし、EU 産豚肉、ブランドーへの反ダンピング調査を開始して制裁関税を示唆するなど、貿易摩擦も懸念された。中国が膨大な補助金で世界市場を支配することで経済・地政学的な影響力を行使する安全保障上

²⁰ Wallstreet Journal, 20 November 2024.

²¹ Reuters, 6 November 2024.

²² 木内登英「中国 EV の過剰生産問題とテスラの中国戦略」NRI、2024 年、<https://www.nri.com/jp/knowledge/blog/lst/2024/fis/kiuchi/0508>

²³ 鈴木均『自動車の世界史—T 型フォードから EV、自動運転まで』（中央公論新社、2023 年）244、277 頁。

の脅威を関税で抑制する必要があるとして強硬姿勢をとるアメリカに対し²⁴、EU は依存する中国製 EV の最低販売価格の協議で中国と合意するなど、貿易戦争の回避に尽力し、中国製輸入 EV への最大 45.3%（既存の 10%の関税プラス追加関税 35.3%）の追加関税で合意した。しかし、中国メーカーが関税回避に先手を打って欧州内に生産拠点を設ける動きに出たため、EU の EV 新車販売における中国メーカーの割合が 2024 年に 11%、2027 年に 20%に到達することも予測される中で²⁵、摩擦回避のため中国政府は自国の自動車メーカーに EU 事業拡大や大型投資の一時停止を要求した。対中関係において、アメリカのようなデカップリングではなく、経済的関係を維持するためにデリスキングを選ばざるをえない EU も、EU 市場を必要とする中国も、双方が貿易摩擦を回避する自制的態度をとっていると言える。一方で、COP29（2024 年）で中国は BRICS を代表し、EU の CBAM や森林破壊防止規則などの気候関連の一方的かつ制限的貿易措置を議題として取り上げるよう提案するなど、本来解決を期待する WTO の機能不全も背景に、国連気候変動枠組条約（UNFCCC）に舞台を移して、グローバルルールに依拠した反規制パワーを発揮しつつある。

欧州での事業拡大を加速させる中国製 EV を前に、EV 需要の急減で苦境に立つ ACEA は、巨額の罰金により生産調整やリストラを迫られる 2025 年新排ガス規制（CO₂ 排出目標）につき、緊急の措置を求める声明を公表した。2035 年までにガソリン車やディーゼル車の新車販売を禁止する EU 目標についても見直すべきとの声も高まっている。

米中の圧倒的な市場・投資規模に対する EU の競争力回復の起死回生策として打ち出した、EV など脱炭素戦略の行き詰まりに危機感を強めた欧州委員会は、前イタリア首相に依頼してとりまとめたドラギ報告「ヨーロッパの競争力の未来」で大規模投資の推進を提唱し、トランプ大統領による環境規制の緩和を受けた独仏の規制の一時停止要請に基づき、「競争力コンパス（羅針盤）」で安価なクリーンエネルギー、AI、バイオなどの分野の国際競争力強化や REACH（化学品の登録、評価、認可及び制限に関する規則）改正、CBAM の簡素化、欧州気候法改正を提案し、「クリーン産業ディール」で国家補助規則を簡素化する方針を盛り込むとともに、CBAM の簡素化についても更に踏み込んで、EUETS の対象部門以外に拡大された CBAM の対象セクター及び下流製品の範囲を改めて評価し、2026 年に立法化するとした。CSRD に基づく企業の持続可能性の報告義務の軽減についてもオ

²⁴ Reuters, 18 October 2024.

²⁵ Bloomberg, 18 September 2024.; 産経新聞、2024 年 10 月 21 日。

ムニバス規則案で対象企業規模の縮小などの簡素化が提案された²⁶。

3. 4 市民社会の台頭と戦略的訴訟の増加による欧州産業界ロビーイング力の低下と過剰な環境規制

欧州産業界のロビーイング力が近年、低下した要因として、フォルクスワーゲンによる 2015 年の排ガス規制不正による信頼の失墜や、市民社会による近年の戦略的訴訟²⁷の一つと位置づけられる気候変動訴訟の増加による欧州委員会との力関係の変化と、それに伴う EU 立法プロセスにおける産業団体の役割や市民社会との関係の変化が挙げられる。

欧州よりはるかに厳しい排ガス規制を前に、ハイブリッド車が主流のアメリカ市場で苦戦を強いられたフォルクスワーゲンによる 2015 年の排ガス規制不正以降、世界的にも排ガス規制が強化され、欧州のエコカー戦略はクリーンディーゼルから EV に大きく舵を切ることを迫られた²⁸。しかし、中国産 EV との価格競争からフォルクスワーゲンは国内 10 工場の内 3 工場の閉鎖を発表し、創業以来初のリストラとなる、2029 年まで従業員の雇用を保障する労働協約の破棄を組合に通知し、ドイツの産業空洞化が懸念されたが、労働組合との交渉で工場閉鎖の見送りと退職者の未補充による工場の生産能力の削減に合意した。ドイツだけでなく、欧州製 EV 電池の最有力メーカーであるスウェーデンのノースボ

²⁶ European Commission, 2024, The future of European competitiveness- Part A: A competitiveness strategy for Europe, https://commission.europa.eu/document/download/97e481fd-2dc3-412d-be4c-f152a8232961_en; European Commission, COMMUNICATION FROM THE COMMISSION TO THE EUROPEAN PARLIAMENT, THE EUROPEAN COUNCIL, THE COUNCIL, THE EUROPEAN ECONOMIC AND SOCIAL COMMITTEE AND THE COMMITTEE OF THE REGIONS: A Competitiveness Compass for the EU, COM(2025) 30 final, 2025, https://commission.europa.eu/document/download/10017eb1-4722-4333-add2-e0ed18105a34_en; Bloomberg, EU set to cut back ESG reporting rules amid French demands, 22 January 2025.; European Commission, The Clean Industrial Deal: A joint roadmap for competitiveness and decarbonization, COM(2025) 85 final, 2025, https://commission.europa.eu/document/download/9db1c5c8-9e82-467b-ab6a-905feeb4b6b0_en?filename=Communication%20-%20Clean%20Industrial%20Deal_en.pdf; European Commission, Proposal for a DIRECTIVE OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL amending Directives (EU) 2022/2464 and (EU) 2024/1760 as regards the dates from which Member States are to apply certain corporate sustainability reporting and due diligence requirements, COM(2025) 80, https://commission.europa.eu/document/download/71ca40f4-7929-42fc-922c-8a0073b0660f_en?filename=CSDDD%20Omnibus%20proposal_0.pdf; IMF は EU 企業の生産性の低さの原因として、米国には存在しない加盟国間の貿易障壁ゆえに欧州市場ではなく国内市場をターゲットにせざるを得ない点、資本移動のための統一市場がなく株式発行による資金調達で不利なため銀行融資に頼らざるを得ない点、域内各国を移動する労働者が直面する大きな障壁と住宅コストを挙げている。IMF, 2024, World Economic Outlook, October 2024: Policy Pivot, Rising Threat, <https://www.imf.org/en/Publications/WEO/Issues/2024/10/22/world-economic-outlook-october-2024>

²⁷ Guerrero, Marion, Strategic litigation in EU gender equality law, Directorate-General for Justice and Consumers (European Commission), 2020, <https://op.europa.eu/en/publication-detail/-/publication/beaa7c36-90d1-11ea-aac4-01aa75ed71a1>

²⁸ 木村ひとみ『気候変動を社会科学する—学際性の追求と挑戦—』（日本経済評論社、2024 年）。

ルトも雇用削減を決定後、破産法を申請するなど、欧州自動車産業は苦境に陥った。フォルクスワーゲン不正事件を契機とする欧州自動車産業に対する信頼の失墜により、環境規制の策定過程における欧州産業界のロビーイング力が低下したことも、従来以上に野心的あるいは過剰な環境規制が生まれやすくなっている一因になっていると言える。しかし、近年まで欧州自動車産業がブリュッセルのロビーイングから締め出されていた状況は、現実の技術水準を踏まえた規制策定が求められる欧州委員会²⁹にとっても本来、好ましいものではなく、両者がその時々で綱引きをしつつ、適切な距離感を保つことも、ブリュッセル効果も含めた規制の競争力にとって重要である。

また、EU 立法の制定過程・気候変動訴訟における環境 NGO など市民社会の役割が増大し、2021 年にハーグ地方裁判所は、環境 NGO などから訴えられたロイヤル・ダッチ・シェルの現行の GHG 削減目標が不十分とし、シェルグループだけでなく、スコープ 3 も含めたサプライヤー、顧客も含め、2030 年までに 2019 年比で 45%削減することを命じた³⁰。気候変動による地域住民の人権侵害を積極的に認め、国際的にも気候変動に対する人権アプローチが推進される中、シェルに企業のデューディリジェンス強化を求めた本判決をはじめ³¹、スイス政府の不十分な気候変動対策が人権侵害に当たるとして高齢女性グループが訴えていた訴訟で、欧州人権裁判所が原告の訴えを支持する判決を 2024 年に下すなど³²、相次ぐ気候変動訴訟の勝訴率の向上も、欧州産業界のロビーイング力が低下した要因の一つと言える。

経営者団体や労働組合団体と異なり、環境団体は早い段階から欧州委員会の提案に協力的態度をとることで良好な関係を築いてきており、欧州委員会も欧州規模の環境団体の育成を積極的に支援し、加盟国の環境法違反認定の際に環境 NGO のデータを利用するなど、政策実施への参画も促進してきた。また、先進的な環境 NGO が EU の環境政治を主導し、導入された高水準の環境規制による域内企業の国際競争力の低下を防止するため、環境規

²⁹ Gornitzka, Åse and Sverdrup, Ulf, Access of Experts: Information and EU Decision-making, *West European*, 34, *West European Politics*, 34(1), 2010, pp.48-70.

³⁰ なお、英シェルが本判決には法的根拠がなく、事業縮小を迫られ、顧客が他社に移行するだけで、気候変動対策を阻害する恐れがあるとして控訴した裁判で、ハーグ控訴裁判所はシェルに特定量を削減する義務はないとの判断を 2024 年に示した。

³¹ 本判決では域外適用について特に言及はない。Seck, L. Sara, Extraterritoriality and corporate climate responsibility, Parrish, Austen and Ryngaert, Cedric eds. *Research Handbook on Extraterritoriality in International Law*, 2023, Edward Elgar Publishing, pp.476-493.

³² 木村ひとみ「気候変動に関する国家の義務に関する欧州人権裁判所 (ECHR) 判決 (KlimaSeniorinnen (高齢女性グループ) 対スイス) と国際海洋法裁判所 (ITLOS) 勧告的意見」環境管理、vol.60、No.10、2024 年、43-48 頁。

制の国際化によりこれが域外適用される状況を創出してきた³³。NGO のヨーロッパ組織である市民社会コンタクトグループ（CSCC）を構成する環境分野のプラットフォームである Green10 は、アドボカシーの共通戦略を策定し、欧州委員会や欧州議会にロビーイングを行ってきた³⁴。

もっともこうした市民社会の成熟や気候変動訴訟の増加だけでは不十分であり、政党政治や欧州議会における政治の前進がなければ、欧州委員会による規制・政策の策定や欧州司法裁判所による判例の発展にはつながらない。逆に、インフレやエネルギー価格の高騰に苦しむ市民やロビーイング力の低下で低迷する産業団体にとって負担となる過剰な気候変動規制は、時として政権交代を引き起こす一因になるなど、委任法の採択や EU 規則・指令の見直しにより寄り戻すべき時期に来ている、というのが 2024 年欧州議会選挙の示した回答とも言える。

日本でも、従来、経団連の自主行動計画などを通じた企業の自主的取り組みが環境政策において大きな比重を占めてきた。近年では、海外投資家、環境 NGO による気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）関連の株主提案や、市民団体や若者による気候変動訴訟が企業の気候変動対策に大きな影響を与えている。2024 年には市民団体の気候訴訟ジャパンが日弁連に国内初の気候変動を理由とした人権救済を申し立て、政府に対策強化や法整備の勧告を要請した。また、全国の 15-29 歳の若者 16 人が大手電力など 10 社にパリ協定の目標達成を妨げる GHG 排出の差し止めを求めて、名古屋地方裁判所に不法行為に基づく訴訟を提起した。欧州ほどではないものの、日本の環境規制の策定過程においても産業団体の役割や市民との関係に変化がもたらされることは中長期的には十分に予想され、2024 年衆議院選挙を受けた政治の混迷は、従来の規制策定プロセスを変化させ、日本の規制戦略に大きな影響を与えようと考えられる。近年では、日 EU・EPA 貿易及び持続可能な開発章に基づく市民社会との共同対話³⁵など、日 EU 経済連携協定に関する対話に日・

³³ ブリュッセル効果がそれ自体で域外適用につながるわけではなく、域外適用がブリュッセル効果につながるわけでもない。Bismuth, Régis, *The European Union experience of extraterritoriality: when a (willing) victim has become a (soft) perpetrator*, Parrish and Ryngaert eds. *supra* note 26, pp.118-132.; 臼井陽一郎『環境の EU、規範の政治』（ナカニシヤ出版、2013 年）65、69、104 頁。Kelemen, R.Daniel, *Globalizing European Union Environmental Policy*, *Journal of European Public Policy*, Vol.17 (3), 2010, pp.335-349.

³⁴ 明田ゆかり「規範政治と EU 市民社会」臼井陽一郎編『EU の規範政治—グローバルヨーロッパの理想と現実』（ナカニシヤ出版、2015 年）147-148 頁。

³⁵ Summary of the Fifth Joint Dialogue with Civil Society under Chapter 16 (Trade and Sustainable Development) of the Agreement between the European Union and Japan for an Economic Partnership, Tokyo 8 2024, <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100692038.pdf>

EU 双方の市民社会が参加する取り組みも行われている。

4. 今後の課題

4. 1 世界標準の確立と同等性評価の確保

EU の一般データ保護規則（GDPR）は、負担の大きい規制としてイノベーションを阻害する恐れも指摘されつつも、規制の世界標準を確立することで、実質的に企業はこれに従わなければならないとなり、中国など EU 以外の国も標準策定の際に考慮しなければならないなど大きな影響を及ぼした³⁶。

米テック産業との競争の観点や、ウクライナ侵攻により結束を強化した実質的な有志国関係も背景に³⁷、EU が日本に GDPR（45 条）の十分性認定を行ったことは、ブリュッセル効果のマイナス面を緩和する上で、日本の産業界には結果的に大きなメリットをもたらした。同様に、環境分野においても日本が同等性評価を得られれば、ブリュッセル効果のマイナス面を懸念する日本企業にとって大きな意味を持つ。なお、同等性評価（equivalence assessment）とは、他国の規制が本国の規制と同等か否かを評価する仕組みで、実質的に他国が EU に合わせざるを得ない事態を生じさせる³⁸。

日欧は 2024 年、次世代燃料としての水素の普及に向けた共同工程表の作成と、製造装置や輸送技術などの国際規格の策定に着手した。水素の純度や安全性を担保する基準の設定など、水素活用のルールづくりを主導することで中国などの過剰生産を防ぎ、日欧の国際競争力を高める狙いがある³⁹。こうしたグリーン水素における日欧の協力は同等性評価の獲得に大きなプラスになる。一方で、原子力や EU タクソノミーからも除外されている石炭火力発電に関する同等性評価の獲得は困難であると考えられ、その場合、これらのセクターに強力なブリュッセル効果が及ぶデメリットと、その他のセクターが同等性評価により得られるメリットを比較衡量する必要がある。

4. 2 欧州標準の国際標準化によるルール形成の主導

EU は工業技術の進展を受け、市場統合の手段として EU 標準化を開始し、国際標準化

³⁶ ポール・シャール『AI 覇権—4 つの戦場』（早川書房、2024 年）14、175 頁。

³⁷ 山崎、前掲注 15。

³⁸ 上野雄史「EU の国際標準化戦略とその規制力～企業会計と金融規制を中心に～」静岡県立大学広域ヨーロッパ研究センター研究会、2018 年、
https://werc.u-shizuoka-ken.ac.jp/EuropeanStudies_texts2017.html?vt=sp

³⁹ 日本経済新聞、2024 年 6 月 2 日。

の基本方針については、既に国際標準があるものは国際標準を欧州標準に取り入れ、国際標準が定められていない場合は欧州標準が国際標準となるように作成するとの EU 理事会決定（87/95/EEC）を行った。米中のように規制を担保するための軍事力や経済力を持たない EU は欧州標準を国際標準化することでルール形成を主導し、市場における優位性の確立を目指してきた⁴⁰。典型的には ISO など国際組織の主要ポストの獲得を通じて EU の影響力やプレゼンスを最大化し、EU の標準や規格に近いものが国際基準として採用されることで、創出された市場で競争優位を獲得する戦略が挙げられる⁴¹。日本はこれまで自らに有利な規制の策定による市場創出より、標準や認証による市場創出に注力してきた傾向にあるものの、規制以外にもこのような標準や規格についても、国際標準や国際規格の名の下で実質的なブリュッセル効果が日本の国内企業に及ぶ可能性がある。

中国も、2007 年第 11 次 5 カ年計画「標準化発展計画」で重要技術規格の自主開発、自国規格の国際規格化、国際標準の採用、ISO・IEC（国際電気標準会議）での幹事国の引き受け割合を 6%にする数値目標を掲げた。近年では、特にテクノロジーで優位に立つために必要な、国際基準の設定や ISO 標準化の策定において、これまで欧米人材に占められてきた主要ポストの獲得や中堅人材の国際会議派遣などを通じて、急速にその影響力を拡大しつつある⁴²。特に、中国の国内規格の強化と国際化、一帯一路、BRICS、APEC との標準化連携により、国際標準への影響力の行使をはかっている。

2021 年には中国初の 2035 年までの長期標準化戦略である国家標準化発展綱要を公布し、新エネ自動車分野では標準化と産業変革の相互発展、グリーン発展全般では標準化の改善と確立を目指すとしている（CO₂ ピークアウト・カーボンニュートラル関連の省エネ、再エネ、CO₂ 排出基準、CCS、気候変動、グリーン農業、グリーンファイナンスなど）。中には、グリーン投資を分類する基準（Green investment taxonomy standard）など、中国と EU が協力して設定したものもある⁴³。しかし、このような中国の標準化戦略を警戒す

⁴⁰ 上野、前掲注 38。

⁴¹ 一般社団法人 日本経済団体連合会「グローバルな市場創出に向けた国際標準戦略のあり方に関する提言」2024 年 https://www.keidanren.or.jp/policy/2024/013_honbun.html

⁴² シャーレ、前掲注 36、255 頁。日本産業標準調査会基本政策部会「日本型標準加速化モデル」2023 年、三菱総合研究所。羽生田慶介「米欧中の国家標準戦略レビュー」内閣府知的財産戦略本部国際標準戦略部会（第 2 回）https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kokusai_hyoujun/gijisidai/dai2/siryou1.pdf

⁴³ 中国と EU は有志国とサステナブルファイナンスの国際プラットフォーム（IPFS）を 2019 年に設置し、作業部会の共同議長として両国のタクソノミーを比較検討し、共通項タクソノミーを公表した。中国独自のタクソノミー（グリーンボンド適格プロジェクトカタログ）だけでなく、EU と共同で策定したタクソノミーにも適合していると示すことで、海外の投資家への訴求効果を狙ったものと言える。スリランカのタクソノミーは、中国と EU のタクソノミーに準拠しており、中国のタクソノミーが共通項タクソノミーを通じて他国に間接的に影響を及ぼしていると言える。上野貴弘『グリーン戦

る欧米の対中政策の選択肢としては、人権や市場主導などで差別化を図り、「自由で開かれたインド太平洋」実現のための日米豪印4カ国同盟（QUAD）など新たな同盟関係や国際規制を強め、中国との関係は維持しつつ自国の革新技术の育成を強化する方針などが考えられる⁴⁴。

このように標準や規格の分野でもルール形成の競争は激しくなっており、日・EU 水素の標準化、充電規格など、ブリュッセル効果による後追いの対応を迫られていない分野については、研究開発段階から先行して協調する能動的戦略が重要となる。また、G7 広島首脳コミュニケで「炭素集約度に基づく取引可能性、透明性、信頼性及び持続可能性のための水素製造の GHG 算定方法及び相互認証メカニズムを含む国際標準及び認証を開発する重要性を認識」と言及するように、日本が強みを持つクリーン水素・水素コア技術（燃料電池・水電解・発電・輸送・部素材等）、水素供給による GHG 算定方法の ISO 化（TC197/SC1、2025 年）における国際標準化を主導できる可能性は十分にある⁴⁵。

4. 3 脱炭素分野の調達ルールにおける日・EU 共通ルールの策定

ブリュッセル効果が避けられない場合には、EU 当局との規制協力が重要となる⁴⁶。日・EU 間では、太陽光パネルなど脱炭素分野の調達ルールで日・EU 共通ルールを策定する作業部会が 2024 年に設置され、これまでも脱炭素分野で検討を行ってきた G7 での国際ルール策定を視野に、経済安全保障の観点から環境配慮など価格以外についても判断材料とすることとなった⁴⁷。また、日・EU のハイレベル経済対話で打ち出された経済安全保障の強化に向けた国際的な共同構想でも、半導体など戦略物資の調達において特定国に依存しないことや、環境配慮など共通の原則を策定する方針が示された⁴⁸。

こうした共通ルールの策定は、前述のように、EU 規制・指令のブリュッセル効果のマ

争—気候変動の国際政治』（中央公論新社、2024 年）218、220-221 頁。

⁴⁴ 中国には国際競争からの保護のために策定されている農業関連の国家規格もあり、環境関連でも見られる地方規格は国内商品にとっても流通の弊害ともなっている。朴勇根「中国の規格・標準化の状況と問題点」アジア市場経済学会年報、8 巻（2005 年）71-79 頁

https://www.jstage.jst.go.jp/article/jafame/8/0/8_71/_pdf/-char/ja; 魏慧婷「米中競争による先端技術分野の安全保障化の背景とグローバル経済への影響」東京大学未来ビジョン研究センター（IFI）安全保障研究ユニット（SSU）エッセイ・シリーズ No. 5（2021 年）https://ifi.u-tokyo.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2022/02/SSUessay_5_Wei20220209_JP.pdf

⁴⁵ 経済産業省・資源エネルギー庁「水素を取り巻く国内外情勢と水素政策の現状について」（2024 年）https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/green_innovation/energy_structure/pdf/024_04_00.pdf

⁴⁶ Bradford, *supra* note 13, p.359.

⁴⁷ 日本経済新聞、2024 年 4 月 25 日。

⁴⁸ 読売新聞、2024 年 4 月 28 日。

マイナス面を緩和する同等性評価を確保する上でも重要な取り組みとなる。

4. 4 アジアとの協働における日本の役割

こうした日欧間の共通ルール策定において、アジアをどのように位置づけるかが重要な課題となる。CBAM については、日本ではエネルギー集約製品の炭素効率の高さと地球温暖化対策税により、CBAM 価格は相対的に低くなると考えられる。一方、CBAM による排出量削減の大部分は運送活動、アジア太平洋地域で見込まれ、特に中国では対 EU で輸出の激減が見込まれる⁴⁹。このため、アジア諸国は CBAM の WTO 法上の課題について懸念を有し⁵⁰、人権 DD を始めとした EU 指令の押し付けには抵抗感を持つ。従来、アジア的な多様な価値や調和的アプローチを重視してきた日本が、脱炭素を推進する上での価値や思想の構築で協働し、EU との間に入ることで、アジア市場における競争優位を目指していくことが期待される。

5. 最後に

近年の EU 規則・指令には、指令が規則に格上げされ、EU 現地法人だけでなく、EU で事業を行う日本企業の日本の親会社や EU 域外の第三国で事業を展開する日本企業にも適用されるものが増加している。それまで主に EU 市場に限られていた 2000 年代のブリュッセル効果は実質的に変容し、2020 年代以降には第三国で環境・人権 DD が適用されるものも出てきている。一方で、AI など情報分野、経済安全保障分野に比べ、環境分野の EU 規則・指令に途上国を対象とするものが多いこともあり、過剰規制への反発から、EU 森林破壊防止規則の延期、CBAM の簡素化、既存の環境規制の緩和などの提案に見られるように、ブリュッセル効果は寄り戻し・調整期間に入ったと考えられる。

しかし、EU が環境重視の理念を下ろすことは考えにくく、約 20 年をかけて EUETS から CBAM に移行したように、長期的なブリュッセル効果を狙っていくものと思料される。環境分野においては、グリーン水素における日欧協力など一部を除き、ブリュッセル効果のマイナス面を緩和する同等性評価の獲得は不確実な状況にあるため、日本企業としては

⁴⁹ モルタ・アリン・有村 俊秀「欧州連合の国境炭素調整がアジア太平洋地域に与える影響」独立行政法人経済産業研究所（RIETI）（2024 年） https://www.rieti.go.jp/jp/columns/a01_0753.html?id=nl

⁵⁰ Sasmal, Sunayana, Zhang, Dongzhe, Lydgate, Emily & Winters, L. Alan, Exempting Least Developed Countries from Border Carbon Adjustments: Simple Economically but Complex Legally, *World Trade Review*, Vol. 23, no. 3, 2024, pp.408-431.

自社に適用される EU 規則・指令を確実に把握、対応するとともに、日欧の共通ルール策定に能動的に関与していくことが重要である。

3-3 EUの経済安全保障立法と日本企業

早稲田大学大学院法務研究科教授

須網 隆夫

1. はじめに

経済のグローバル化の様相は、2010年代後半、米中対立を背景に一変し、「経済安全保障」が重要な争点として急浮上した。伊藤一頼・東大教授は、経済安全保障を「自国経済の外部的脅威からの保護」と「国際的経済活動より生じる伝統的な安全保障上の脅威」の二種類に整理し、それらを標語的に「経済の安全保障化」と「安全保障の経済化」と呼んでいる¹。従来、純粋な経済問題と理解されていた事項が、安全保障と結合するに至ったのは、グローバル化、特に貿易・投資の自由化による経済的相互依存の強まりが、経済的関係を武器化することを可能にしたからである²。グローバル化以前の各国経済の自立性が高かった時代には、そもそも経済と安全保障の結び付きは弱かったのである。

このような「経済安全保障（経済安保）」の概念を明確に定義することは難しい。それは経済安保が、一方で経済の安定性・自律性の確保を、他方で経済活動による安全保障上の脅威の増大の阻止を目的にするため、伝統的安全保障より、「安全保障上の危機と規制される活動との間の因果関係が遠く」なったためである³。それゆえ経済安保を、中谷和弘・東海大教授は、① 経済的な力を安全保障目的・外交目的のために利用すること、② 重要インフラの保護、不可欠な資源・食料の確保などのために措置を取ること、③ 自由で開かれた国際経済秩序を維持・強化することであると説明し⁴、また経産省の風木淳は、「国家・国民の安全を経済面から確保する」、「我が国の平和と安全や経済的な繁栄等の国益を経済上の措置を講じ確保することが経済安全保障」であると定義する⁵。いずれにせよ、経済安保の対象は広く（輸出管理、外資規制、エネルギー・鉱物資源・食料確保と様々）、また時期によりその重点も異なるのである。

¹ 伊藤一頼「経済安全保障における法の役割—企画趣旨と論点」法律時報 96 巻 1 号（2024 年）4-5 頁。前者は、経済活動に必要な物資の安定供給を確保することなどを、後者は、軍事的に重要な物品・技術等が、通常の経済的取引を通じて、安全保障上のある国に流出することを想定している。

² 同。

³ 同・6 頁。

⁴ 中谷和弘『経済安全保障と国際法』（信山社・2024 年）3、93 頁。

⁵ 風木淳『経済安全保障と先端・重要技術』（信山社・2023 年）2 頁。

2. 経済安全保障と国際法による規制

グローバル化による各国経済の国際的相互依存は、停滞しても全面的に後退するわけではない。そもそも国際的相互依存が解消できるのであれば、経済安保の議論自体が不要であり、経済安保が主張されること自体、一定程度以上の相互依存が存在することを意味している。このため、国際的相互依存と経済安保のバランスを取ることが常に求められる⁶。そして国際経済法は、経済安保のための措置をある程度まで規制している。その中心は WTO であり、安全保障上の懸念国であるロシア・中国も WTO 加盟国であるので、経済安保は第一次的には WTO 協定上の問題となる。具体的には、侵略国など安全保障上の懸念国に対する通商又は投資規制措置が、安全保障例外（GATT21 条）・一般例外（GATT20 条）により正当化可能であるかが争点となる⁷。例えば、アメリカの対中輸出規制措置に対して、中国は、最恵国待遇原則（GATT1 条）、数量制限禁止原則（GATT11 条）違反を主張して、紛争解決手続に従って協議要請しており、そこでは、米国の措置が安全保障例外（GATT21 条）により正当化可能であるかが争点となる⁸。なお仮に WTO 協定違反であっても、当該規制措置が、国際社会全体に対する重大な国際法違反（大規模人権侵害・侵略）に対する対抗措置と認められる場合には、国際法上の違法性が阻却される可能性が残る⁹。

安全保障例外の適用に際しては、安全保障上の脅威を認定するのは誰かが争点となる。OECD 資本移動自由化コードによれば、脅威は、各加盟国の自己判断と解釈されるとされているが¹⁰、GATT21 条につき WTO パネルは、脅威の認定は完全な自己解釈には服さず、援用国の裁量が尊重されるものの、パネルによる限定的な審査が可能であると判断している¹¹。しかし、アメリカは、そのような WTO パネルの解釈を受け入れず、安全保障例外の援用には、援用国の完全な自由裁量が認められると主張している¹²。アメリカの主張は、経済安保が容易に保護主義に転化しかねない危険を内包しており、日本製鉄の US スチール買収につき、安全保障上の懸念を理由としてアメリカ政府が否定的に対応していることは、それを示唆している。経済安保を理由とする規制措置は、同志国間にも適用されるの

⁶ 伊藤・前掲注 1) 6 頁。

⁷ 中谷・前掲注 4) 13、18、31-32、46-56 頁。

⁸ 阿部克則「国際貿易秩序と経済安全保障」法律時報 96 卷 1 号（2024 年）25-26 頁。

⁹ 同・12-14 頁。

¹⁰ 中谷・前掲注 4) 47 頁。

¹¹ 同・17 頁、阿部・前掲注 8) 26 頁。

¹² Communication from the United States, Reflections from the United States on the Handling of Disputes Involving Essential Security Measures, JOB/DSB/10, 11 December 2024; 阿部・前掲注 8) 26 頁。

である¹³。なお、経済安全保障推進法に基づく、特定重要物資の安定供給確保策としての認定事業者への支援措置及び基幹インフラサービスの安定供給確保策についても、前者は WTO 補助金協定、後者は GATT・GATS との整合性が争われる余地がある¹⁴。

3. EU の経済安全保障戦略の変遷

さて、2014 年のロシアのクリミア併合から、2022 年のロシアのウクライナ侵略という地政学上の大転換に直面している EU は、日本に先行して、経済安全保障の課題に取り組んできた¹⁵。そして、経済的威圧の抑止、サプライチェーンの脆弱性への対応など、経済安全保障は、近時、EU の重要な政策課題である。既に EU は 2010 年代前半に、外交安全保障政策の面で「戦略的自立」を目指すことを明らかにしていたが¹⁶、2010 年代後半には、アメリカ・トランプ政権の誕生・中国の積極的な拡張政策という状況の変化を受けて、戦略的自立の対象は経済政策にも広く及ぶようになる。そのため 2019 年には、安全保障上の懸念を生じる外国直接投資を審査する加盟国に協力する、EU レベルでのメカニズムを定める「外国投資スクリーニング規則」が¹⁷、同じく 2022 年には、第三国が EU 内で活動する企業に与える補助金を審査する「外国補助金規則」が¹⁸、それぞれ制定され、法制度の整備が図られていく。そして、2022 年のロシアによるウクライナ侵略は、ロシアにエネルギーを大きく依存していた EU に、エネルギー面での自立の必要性を痛感させただけではなく、EU は、新たな地政学的环境の中で、自らが社会・経済面での全般的危機に直面していることを認識し、その結果、従来の戦略的自立を強化する戦略として経済安全保障を位置付ける。EU は、アメリカ・日本と同様に、従来の安全保障を補完する、経済安全保障に正面から取り組むに至ったのである。

¹³ 日本も J パワー事件では、イギリスのファンドによる J パワーへの投資を、電気の安定供給・原子力・核燃サイクルに関する日本の政策に影響するおそれがあるとして、承認しなかった（中谷・前掲注 4）33-36 頁）。

¹⁴ 阿部・前掲注 8）27-29 頁。

¹⁵ 本項と次項の記述は、須網隆夫「EU の経済安全保障と日本企業」月刊経団連 72 巻 10 号（2024 年）24-25 頁を基に、加筆修正したものである。

¹⁶ Frank Hoffmeister, *Strategic Autonomy in the European Union's External Relations Law*, Common Market Law Review, Vol.60, 667-700 (2023).

¹⁷ Regulation (EU) 2019/452 of the European Parliament and of the Council of 19 March 2019 establishing a framework of foreign direct investments into the Union, OJ 2019, L 79 I/1.

¹⁸ Regulation (EU) 2022/2560 of the European Parliament and of the Council of 14 December 2022 on foreign establishing subsidies distorting the internal market, OJ 2022, L 330/1.

4. EU の経済安全保障戦略と EU 立法

(1) 経済安保戦略の概要

現在の EU の経済安保戦略は、欧州委員会が 2023 年 6 月に公表した「欧州経済安保戦略」に示されている¹⁹。EU 経済安保戦略の柱は、第一に EU 産業の競争力強化、第二に経済安保上のリスクへの対処、第三に同志国との協調であり、その上で欧州委員会は、経済安保に係わるリスクを 4 つの分野（① サプライチェーンの危機、② 重要インフラへの物理的・サイバー攻撃、③ 先端技術の保護・技術漏洩、④ 経済的依存の武器化又は経済的威圧）で特定している。そして EU は、EU 域内市場を利用した EU 産業の競争力強化を前提に、これらの危機に対応するために必要な EU 立法の提案・制定を精力的に進めている。なお EU 産業強化の方向性を示す「EU 産業戦略 2020」は、電池・原材料・製薬材料・水素・半導体・クラウド・先端技術を戦略的に重視し、産業アライアンスによる取り組みを推奨している²⁰。これらの分野は、経済安保にとっても重要な分野であろう。

さらに欧州委員会は、2024 年 1 月に「経済安全保障パッケージ」を公表し、今後の立法計画を明らかにした。パッケージは、外国投資スクリーニング規則の改正案に加えて、輸出管理（軍民両用品につき）、对外投资（第三国の軍事・インテリジェンス能力の強化に繋がる先端技術（先端半導体、AI、量子技術、生命工学）に関連する对外投资の規制）、デュアル・ユースに係わる技術の研究開発支援、研究安全保障の 4 分野により構成されている²¹。

(2) EU 立法・立法案の概要

i) サプライチェーンの危機対応能力強化

欧州委員会がリスクを特定した、前述の 4 分野のうち、①の「サプライチェーンの危機」への対応能力強化には、「重要原材料規則」（2024 年制定²²）が重要である。重要原材料（エ

¹⁹ Commission, Joint Communication to the European Parliament, the European Council and the Council on “European Economic Security Strategy”, JOIN(2023) 20 final, 20 June 2023.

²⁰ Commission, Updating the 2020 New Industrial Strategy: Building a stronger Single Market for Europe’s recovery, COM(2021) 350 final, 5 May 2021; Commission, A New Industrial Strategy for Europe, COM(2020) 102 final, 10 March 2020.

²¹ Commission, Council, Advancing European economic security: an introduction to five new initiatives, COM(2024) 22 final, 24 January 2024; Commission, White Paper on Export Controls, COM(2024) 25 final, 24 January 2024; Commission, White Paper on Outbound Investments, COM(2024) 24 final, 24 January 2024; Commission, White paper on options for enhancing support for research and development involving technologies with dual-use potential, COM(2024) 27 final, 24 January 2024; Commission, Proposal for a Council Recommendation on enhancing research security, COM(2024) 26 final, 24 January 2024.

²² Regulation (EU) 2024/1252 of 11 April 2024 establishing a framework for ensuring a secure and sustainable supply of critical raw materials and amending Regulation (EU) No 168/2013, (EU) 2018/858, (EU) 2018/1724 and (EU) 2019/1020, 3 May 2024.

エネルギー・農産物を除く）が特定の第三国に依存していることは、EU 企業のサプライチェーンの強靱性・持続可能性を損なうリスクであるところ、同規則は、気候変動政策 (GX)・デジタル政策 (DX) の推進に不可欠な重要原材料（コバルト、ガリウム、ゲルマニウム、リチウム、マグネシウム、磁石用レアアースなど）の安定確保のために、EU 内での重要原材料の採掘、加工・精錬、リサイクルを促進するとともに、特定の域外第三国への依存を信頼できる貿易相手国との協力強化により低下させようとする。

ii) 重要インフラ保護

②の「重要インフラ保護」のためには、域内市場経済を支える電力・ガスを始めとする重要インフラの危機対応能力を強化する「重要施設レジリエンス指令」（2022 年制定²³）に加えて、サイバーセキュリティソフトウェア・ハードウェアの欠陥から、それらの使用者・消費者を保護する「サイバーレジリエンス規則案」（2022 年提案）²⁴、大規模サイバー攻撃につき、サイバーリスクの評価・対応の改善を目的とする、EU 全域を対象とするサイバーセキュリティ警戒システム、サイバー緊急メカニズムを含む、「サイバー連帯規則案」（2023 年提案）が各提案され²⁵、審議が進んでいる。

iii) 先端技術の保護・技術漏洩

③の「先端技術の保護」に関しては、欧州委員会は、外国企業が先端技術を有する EU 企業を支配することにより生じる危険に効果的に対応するために、外国企業の EU 子会社による域内投資への規制対象の拡大、全加盟国にスクリーニングの義務付けなど、前述の「投資スクリーニング規則」を大幅に強化する規則案を提案（2024 年）するとともに²⁶、「軍民両用（デュアルユース）製品の域外輸出を規制する規則」（2021 年制定²⁷）の改善・アップデートなど、対外投資の一部として先端技術・ノウハウが流出する危険への対処を新たに検討し始めている。なお技術安保の文脈では、EU は、EU の価値と整合する国際標準化を進めることを戦略としていることにも注意が必要である。標準化は、技術開発に影響するソフ

²³ Directive (EU) 2022/2557 of 14 December 2022 on the resilience of critical entities and repealing Council Directive 2008/114/EC, OJ 2022, L 333/164.

²⁴ Commission, Proposal for a Regulation of the European Parliament and the Council on horizontal cybersecurity requirements for products with digital elements and amending Regulation (EU) 2019/1020, COM(2022) 454 final, 15 September 2022.

²⁵ Commission, Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council laying down measures to strengthen solidarity and capacities in the Union to detect, prepare for and respond to cybersecurity threats and incidents, COM(2023) 209 final, 18 April 2023.

²⁶ Commission, Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council on the screening of foreign investments in the Union and repealing Regulation (EU) 2019/452 of the European Parliament and of the Council, COM(2024) 23 final, 24 January 2024.

²⁷ Regulation (EU) 2021/821 of 20 May 2011 setting up a Union regime for the control of exports, brokering, technical assistance, transit and transfer of dual-use items, OJ 2021, L 206/1.

トパワーであるからである。

iv) 経済的威圧への対応

経済的依存は、依存している第三国の動向如何により、容易に安全保障上の危険に転換しかねない。④の「経済的威圧」について EU は、第一次トランプ政権時のアメリカによる貿易制限、リトアニアの台湾事務所開設に対する中国の禁輸措置などを念頭に置き、2023 年に「経済的威圧規則」を制定した²⁸。同規則は、第三国による貿易又は投資制限を事前に抑止するとともに、そのような事態が生じた場合の EU の対抗措置（新たな関税の賦課など）、それに至る欧州委員会の手続を規定している。

以上、経済安保の分野でも、現在 EU において、現行法の改正・新規立法の両面で、活発な立法活動が展開されていることが理解できる。それでは、これらの立法は、日本企業にどのような影響を与えるのであろうか。それが、次の問題である。

5. EU 経済安保法制と日本企業

(1) EU の経済安全保障と日本

EU と経済連携協定 (EPA)・戦略的パートナーシップ協定 (SPA) を締結し、基本的人権・法の支配など立憲主義的価値の共有を鮮明にしている日本は、EU の同志国である。EU の経済安全保障の一つの柱は、同志国との関係強化である²⁹。したがって、EU・日本間のサプライチェーンは、原則として懸念の対象とはならず、EU 市場への日本企業のアクセスは、引き続き維持されるはずである。但し、EU の経済安保関係諸立法は、特定の第三国にのみ適用が可能なわけではない。そのため、それらは日本企業に必ずしも無関係ではない。それゆえ風木は、グローバルに展開する日本企業に以下の 3 点をアドバイスしている³⁰。それらは、① 自社のサプライチェーン上のリスクを総点検し、重要物資・技術を特定し適切に対処する、② 各国の法令へのコンプライアンスは当然として、主要国の規制内容の・タイミングが相違する場合には、情報収集の上、果敢な経営判断により企業の成長に繋げる。環境・人権等のレピュテーション・リスクには、市場・メディアとの対話を通じ対応する、③ ①・②のためには、社内の人材育成・確保が不可欠であるだけでなく、一社での対応が困難な場合は、業界で、専門家・シンクタンクとも連携しながら対応するというものであ

²⁸ Regulation (EU) 2023/2675 of the European Parliament and of the Council of 22 November 2023 on the protection of the Union and its Member States from economic coercion by third countries.

²⁹ Commission, *supra* note 17, at 3.

³⁰ 風木・前掲注 5) 53-54 頁。

た。それでは、具体的には、どのような EU 立法に注意する必要があるのでしょうか。以下には、投資スクリーニング規則改正案と外国補助金規則につき検討する。

（２）投資スクリーニング規則改正案

現行投資スクリーニング（審査）規則は、加盟国の外国投資審査メカニズムへの EU の協力を定めているが、外国投資家によるあらゆる外国直接投資を対象としており、欧州委員会は、安全保障の点で、当該投資が EU の利益に影響すると考える場合には、直接投資を受け入れる加盟国に意見を送付することができる（規則 2 条(1)、3 条 1 項、8 条 1 項）。「外国投資家」は、第三国の自然人又は事業者（an undertaking）と定義されているので（規則 2 条(1)・(2)）、日本企業が行う直接投資も当然にその対象となる。

現在の規則は全 17 条の簡素なものであるが³¹、2024 年 1 月、欧州委員会は、前述の「経済安全保障パッケージ」の一部として、新しい規則案を公表した³²。規則案は、なお加盟国による審査を補完するものであるが、以下の諸点で、規制を著しく強化している。

すなわち第一に、現行規則と異なり、規則案は全加盟国に投資審査を義務付けている（規則案 3 条 1 項）。現行規則は、加盟国にスクリーニングを義務付けていないが、スクリーニングを実施していない加盟国も、規則案により、規則発効後 15 カ月以内にスクリーニング制度を導入しなければならなくなる。第二に、規則の適用範囲が、外国投資家の EU 子会社を通じた直接投資にまで拡大される。前述のように、現行規則は、「外国投資家」を、第三国の自然人又は事業者と定義している（現行規則 2 条(2)）。これに対して規則案は、「外国によりコントロールされる EU 内投資」の概念を新たに導入し、従来は外国投資に該当していなかった、外国投資家の EU 内子会社による投資も規則の対象としている（規則案 2 条(3)）。第三に、現行規則は、審査が考慮すべき要素を列挙するに止まるが（現行規則 4 条）、規則案は、加盟国による審査が満たさなければならない要件を詳細に定めている（規則案 4 条 2 項）。これにより、各加盟国における審査は、概ね同様に行われることになる。規則案は、付属書記載の EU プロジェクト・プログラムの参加者（付属書 I）及び付属書が特定する重要技術分野（付属書 II）につき認可を必要とすることを要求しているのである（規則案

³¹ Regulation (EU) 2019/452 of 19 March 2019 establishing a framework for the screening of foreign direct investment into the Union, OJ 2019, L 79 I/1.

³² Commission, Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council on the screening of foreign investments in the Union and repealing Regulation (EU) 2019/452 of the European Parliament and of the Council, COM(2024) 23 final, 24 January 2024.

4 条 4 項)³³。特に付属書 II の重要技術リストには、先端半導体、AI、量子技術、生命工学、先端デジタル技術、先端認識技術、宇宙・推進技術、エネルギー技術、ロボット工学、先端製造・リサイクル技術が列挙されており、さらに付属書 II は、金融システムに関連する重要事業者への投資に認可が必要としている。

規則案は、EU と加盟国の協力メカニズムの手続を改善してもいるが、加盟国による手続の進行を時間的に規制はしておらず、手続の進行速度は各加盟国により引き続き異なる。最後に、直接投資の実施に際して、投資家は、加盟国に届け出なければならないが、関連する加盟国が複数ある場合には各国に同時に届け出なければならない（規則案 6 条 2 項）。

同規則案の日本企業への影響は少なくないと予想される。今まで自由であった、EU 内子会社からの投資が対象になるだけではなく、日本企業が直接投資に高い関心を持つであろう、多くの先端分野への直接投資が加盟国の認可対象となっており、しかも全加盟国で審査が実施されるようになるからである。

（３）外国補助金規則

2023 年に発効した外国補助金規則にも、日本企業は注意する必要がある。外国補助金規則は、現在は経済安保の枠組みに位置付けられているが、域内市場における経済活動に従事する域外事業者に外国補助金が与えられることによって惹起される、EU 域内市場における競争の歪曲を抑止することを目的とし（1 条 1 項）、そのために、欧州委員会による職権調査制度（9 条 1 項）とともに、企業結合と政府調達に際しての事業者の事前届け出と欧州委員会による審査を規定している（24 条 1 項、29 条 2 項）³⁴。

企業結合の場合は、① 結合する事業者の少なくとも一社の前事業年度の EU 域内の売上高が 5 億ユーロ以上でかつ、② 結合合意前 3 年間に域外第三国から受け取った補助金が 5,000 万ユーロをこえれば届け出が必要となる（20 条 3 項、25 条 1 項）。政府調達の場合は、① 当該政府調達の価値が 2 億 5,000 万ユーロ以上で、② 参加事業者（子会社を含む）が、届け出前 3 年間に、1 国から総額 400 万ユーロ以上の補助金を受け取っていれば、届け

³³ Commission, Annexes to the Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council on the screening of foreign investments in the Union and repealing Regulation (EU) 2019/452 of the European Parliament and of the Council, COM(2024) 23 final, Annexes 1 to 2, 24 January 2024.

³⁴ Regulation (EU) 2022/2560 of 14 December 2022 on foreign subsidies distorting the internal market, OJ 2022, L 330/1; Andreas Reindl and Isabelle Van Damme, The EU Foreign Subsidies Regulation (Concurrences, 2024); 武藤まい「外国補助金に関する EU 規則」国際商事法務 51 巻 8 号（2023 年）1058-1061 頁。

出が必要となる（28 条 1 項、30 条 1 項）。なお外国補助金（a foreign subsidy）が広く定義されており、あらゆる種類の財政援助（a financial contribution）が全て補助金に該当することに注意が必要である（3 条）³⁵。

さて規則は、中国の国営企業を主に想定して制定された立法であるが、規則の対象は、域内市場で経済活動に従事する全ての企業である（1 条 1 項）。したがって、日本企業も当然に規則の適用を受ける。そして近時、経済安保の文脈で、日本政府は幾つかの分野で国内事業者に積極的な財政支援を行っている。例えば、令和 6 年度の税制改正は、産業競争力強化法が認定する事業者による一定商品の生産に対して、法人税額の特別控除を認める「戦略分野国内生産促進税制」を導入している。特別控除の対象商品は、半導体、電気自動車（ハイブリッドを含む）、鉄鋼（グリーンスチール）、基礎化学品（グリーンケミカル）、燃料（持続可能な航空燃料）であり³⁶、日本における重要産業の相当部分が対象となっている。そして上記特別控除は、規則の外国補助金に該当すると考えられるので、この税制優遇措置を受けた企業が、EU 域内で合併・買収を行い又は EU 内の政府調達に参加する場合、規則が適用される可能性がある。

（４）小括—日本企業への影響—

このように、EU の経済安保法制は、日本企業にも適用される可能性が高く、これを無視することはできない。現行投資スクリーニング規則の日本企業への影響は、それほどではなかったかもしれないが、審議中の規則改正案が大きな変更なく採択されれば、EU 加盟国による投資審査の対象が拡大されるだけでなく、重要分野の投資には必ず認可を受ける必要が生じ、特に投資審査制度を有していなかった加盟国では、直接投資の手順は大きく変化することになる。そして、外国補助金規則についても、日本の経済安保法制の文脈で導入された企業への支援措置のために、少なからぬ日本企業の EU 内での事業活動が規則により規制されることになる。したがって、EU 域内で事業活動を行う日本企業は、各規則の適用範囲と自社への適用可能性を検討する必要がある。

6. 最後に

EU の経済安保法制は、同志国である日本企業を主たるターゲットとしているわけではな

³⁵ 例えば、税金の免除・特別又は排他的な権利付与も財政援助として補助金に該当する（3 条 2 項(b)）。

³⁶ 産業競争力強化法による産業競争力基盤強化商品が対象である（同法 2 条 14 項）。

い。しかし、「法の支配」を基本価値とする EU は、法を全ての当事者に平等に適用するために、要件を満たす限り、日本企業も当然にその対象となる。

EU は、国際通商・投資法秩序の司法化の推進に熱心であり、その立場はアメリカとは異なる。WTO の上級委員会の機能停止に対応する多数国間暫定上訴仲裁アレンジメント (MPIA) への EU の参加、投資仲裁への批判に対応する常設投資仲裁裁判所創設の主張などに、その一端を看取することができる³⁷。そして、その立場は、ロシア・ウクライナ戦争により安全保障環境が変化した現在も基本的に変化していない。

経済安保を法的にどのように規律していくかは未解決の課題である。WTO 協定・経済連携協定に安全保障例外が規定されてはいるものの、最近まで、それらが援用されることは少なく、法的規律は十分に確立していない。現状は、安全保障上の危機に対するグローバル経済・市場の脆弱性を示すとともに、逆説的にグローバル経済・市場の存在を証明している。もし、過去のように各国経済が自立的に存在できるのなら、そもそも経済安保を議論する必要はなくなるからである。経済はなお基本的にはグローバルである。そのことを前提に、グローバル経済を、如何に国家の安定的存立と両立させるかが問われているのである。

³⁷ 須網隆夫「投資仲裁と常設投資裁判所：投資紛争解決制度をめぐる分裂と統合」法律時報 91 巻 10 号 (2019 年) 63-69 頁。

第4章 ブリュッセル効果の課題

4-1 「ブリュッセル効果」議論の広がりとは是非

国際文化会館地経学研究所主任研究員

鈴木 均

はじめに

EU 法が専門の庄司克宏が監訳するアニュ・ブラッドフォード著『ブリュッセル効果 EU の覇権戦略：いかに世界を支配しているのか』が 2022 年に出版され¹、2020 年に出版された英語版を日本語で読めるようになり、話題となった。この本の一番のポイントは、これまで EU 域内の欧州市民も、また我々日本人など域外の人間にとっても、日頃から何となく感じていた「EU らしさ」あるいは「EU がグローバルに果たしてきた役割」のような直感的に感じ取っていた現象を、ストレートに言い当てたからであろう。無論、その内容、つまり EU は果たしてどこまでブラッドフォードが論じているとおりの機能を果たしているのか、EU の影響力は実際のところ、どこまで大きいのか、これらについて議論の余地は大きい。特に米トランプ大統領が 2025 年 1 月 20 日に就任式を迎えて第 2 期政権、「トランプ 2.0」が発足するにあたり、地域的な国際行政体・意思決定過程アクター、言い換えるならば「緻密な法律屋」としての EU が、果たしてどこまで外交上の「Deal（ビジネスマン的な取引）」を求める異色の米国大統領に対して有効なのか、深刻に問われることになるだろう。

ブリュッセル効果の概要については本書の「はじめに」および「ブリュッセル効果総論」に譲り、本章では、最初に著書『ブリュッセル効果』の批判的な書評を紹介しつつ、これが中国の台頭を過小評価しているゆえに議論の射程に限界がある点を分析する。ブラッドフォードの著書の議論が「ブリュッセル効果 1.0」だとすると、中国の経済的、軍事的な台頭に対して、アップデートされていない「1.0」は力不足ということになる。米中板挟み、地経学リスクの増大と経済安全保障対応の必要などから、EU は「ブリュッセル効果 1.0」

¹ Anu Bradford, *The Brussels Effect: How the European Union Rules the World*, Oxford University Press, 2020; アニュ・ブラッドフォード、庄司克宏（監訳）『ブリュッセル効果 EU の覇権戦略：いかに世界を支配しているのか』白水社、2022 年。

を「ブリュッセル効果 2.0」にアップデートしなければならない。第 2 項では、トランプ 2.0 に対する「ブリュッセル効果 1.0」の有効性と限界について分析する。これを受け第 3 項では、2024 年 9 月に発表され、12 月にスタートしたウルズラ・フォンデアライエン欧州委員会委員長の第 3 期目の政策上のバックボーンになる『ドラギ報告』を自動車産業と産業政策の観点で分析し、同報告がブリュッセル効果を「2.0」に更新させることができるのか検討する。最後に、2024 年 12 月に記者会見が開かれ発表されたホンダ、日産、三菱自動車による 3 社経営統合交渉と米トランプ政権による関税、脱炭素や経済安全保障、対中国デリスキング、トランプ 2.0 に対するブリュッセル効果について考察する。

1. ブリュッセル効果と中国の台頭

1. 1 ブラッドフォード『ブリュッセル効果』が見落とす中国ファクター

日本におけるブリュッセル効果をめぐる議論は、どのように広がってきたのか。そしてブリュッセル効果の射程と限界は何なのか。ブラッドフォードの原著が英語で出版された後、2021 年から 22 年にかけてはデータ保護、特に AI 規制の視点でブリュッセル効果が日本語で紹介されて徐々に議論の知名度が上昇し、和訳版『ブリュッセル効果』が 2022 年に白水社から出版された。次いで 2023 年は EU が進める脱炭素政策とこの域外への影響力が話題となり、2024 年は AI 規制やデータ保護などを含む政策・規制論に発展してきた。

ブリュッセル効果について初めて日本語で議論された論考は、2021 年 4 月に欧州委員会が公表した新たな AI 規制についてだった²。新保は EU の AI 規制に向けたターニングポイントが 2018 年の「AI、ロボット、自律型システムに関するステートメント」であるとの仮説を唱えつつ、ブラッドフォードによる「ブリュッセル効果」の議論よりも、ほぼ同じ時期に遠藤と鈴木が公刊した編著『EU の規制力』の方が、EU 規制の効果についての体系的な分析であると論じている。「規制力」については後述する。次いで 2022 年には EU 一般データ保護規則 (GDPR) をブリュッセル効果の拡大と解釈する議論が提起された後³、

² 新保史生「4 月 21 日公表 EU 新 AI 整合規則提案にみる AI 規制戦略の構造・意図とブリュッセル効果の威力」『ビジネス法務』第 8 巻、2021 年 8 月 1 日。新保史生「講演録 EU の AI 整合規則提案—新たな AI 規制戦略の構造・意図とブリュッセル効果の威力」『JILIS レポート』第 2 巻、2022 年 2 月 14 日。

³ 小林暢子 (EY ストラテジー&コンサルティング)「ブリュッセル効果の拡大」2022 年 4 月 7 日 <https://www.ey.com/ja_jp/geostrategy/expansion-of-the-brussels-effect> 2024 年 12 月 30 日アクセス。

朝日新聞⁴、週刊東洋経済⁵、および日本経済新聞⁶による和訳版の紹介が続いたことで知名度が上昇し、毎日新聞⁷および日本経済新聞⁸の論説で度々言及されるようになり、議論が広がった。本書の別章が紹介するとおり、ブリュッセル効果は脱炭素、国境炭素調整措置(CBAM)、AI規制、デジタル産業と電力消費などにおける規制効果やその是非、日本の対応をめぐる議論されている。

日本国内において、『ブリュッセル効果』の書評論文が出ていないのは残念である。批判的な考察なくして、冷静、客観的な分析はできない。ブリュッセル効果についての最も批判的な検証は、レビンがジョージタウン大学の紀要に寄稿した英語の書評論文であり⁹、ブラッドフォードの問題提起のタイムリーさ、皆が直感的に感じていたEUの役割や影響についてわかりやすく説明したことを評価しつつ、事例研究として射程が不十分、特に中国の台頭、中国が規制力についてEUを追い抜く明確な意思、そしてこれを実行するための制度的な準備があることを軽視している点を手厳しく批判する。日本におけるブリュッセル効果をめぐる議論の検証に有用なため、紹介したい。

レビンは『ブリュッセル効果』の肯定的評価として、EUのパワーと影響力の、あまり注目を浴びてこなかった側面に光を当てた点を挙げる。特に「ユニラテラルなグローバル規制力」という概念は便利であり、国際関係においてどのようにパワーが行使されるか把握しやすいのである。だが本書の欠点として、他の民主主義(国)に対してEU諸機関の正統性を弁護しようとするあまり、このパワーの規範的なメリットを減じてしまっていると指摘する。

⁴ じんぶん堂(朝日新聞)「ブリュッセル効果とは? GDPRは日本にも影響 [前篇] アニユ・ブラッドフォードさん(コロンビア大学教授) 白水社」2022年4月28日<<https://book.asahi.com/jinbun/article/14608391>> 2024年12月30日アクセス。

⁵ 週刊東洋経済「話題の本 ブックレビュー ブリュッセル効果 EUの覇権戦略: いかにか世界を支配しているか アニユ・ブラッドフォード著 庄司克宏監訳 EUの基準が広まる理由 北京効果の時代は来るか」2022年6月11日。

⁶ 日本経済新聞「(短評)『ブリュッセル効果 EUの覇権戦略』A・ブラッドフォード著」2022年6月18日<<https://www.nikkei.com/article/DGKKZO61808160X10C22A6MY6000/>> 2024年12月30日アクセス。

⁷ 毎日新聞「脱炭素政策を輸出する EUがもくろむ「ブリュッセル効果」」2023年2月3日<<https://mainichi.jp/articles/20230202/k00/00m/030/082000c>> 2024年12月30日アクセス。

⁸ 日本経済新聞「経済教室 庄司克宏・中央大学教授 国際的な規制パワーに功罪 EUの影響力と課題」2023年3月1日<<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOCD204A00Q3A220C2000000/>>。日本経済新聞「EU30年 理念連合の行方(上) 強まる「ブリュッセル効果」EU基準、世界に波及」2023年10月30日<<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOGR2304W0T21C23A0000000/>>。2024年に日経で取り上げられた「ブリュッセル効果」直近の一覧<<https://www.nikkei.com/compass/theme/121321>> 2024年12月30日アクセス。

⁹ Quentin Levin, The Brussels Effect by Anu Bradford (review), *Georgetown Journal of International Affairs* 22(2), Fall 2021, Washington, pp. 307-310.

『ブリュッセル効果』では、効果を5つのファクターで説明している。詳細は須網による本書「第2章 2-1 EU法のブリュッセル効果」で紹介されており、ここでは5項目を列挙するにとどめる。① 市場の大きさと豊かな消費者が単一市場にもたらすパワー。② EUに備わる、規制施行のための専門性と執行力。③ 規制する意思がEUにあること、これがもたらす効果の持続性と、規制内容が獲得する正統性。④ どこで製品が生産されたかではなく、消費者がEUに住んでいることに基づく規制ゆえに、規制の適用範囲が広く、結果として規制の影響力が広範囲に及び、かつ遵守される蓋然性が高くなること。そして最後に⑤、前項④が企業による規制迂回を防止すること、企業による自主的適応を生む点。これら5つのファクターのうち、⑤がカギであり、企業にとり、欧州事業とそれ以外のグローバルな事業を別扱いにするよりは、一つの規制基準に揃えて対応する方が、コスト計算とリスク回避の上で理に適っており、このような心理に由来する域外企業の自主的追従が生まれるのである。

書評をしたレビンが指摘する最大の強みは、ブリュッセル効果が発揮される場所や対象の描写である。ただし問題は、著者ブラッドフォード自身の規範的な判断、つまり主観的な要素が特に著書の最後に混入しており、結果として現実世界の重要なファクター、中国の台頭という現実を軽視する、この本の最大の欠点を生んでいることだ。

詳しく言えば、中国が規範パワーにおいてEUを上回るシナリオが『ブリュッセル効果』では軽視されている。ブラッドフォードは中国の成長持続性への疑念が強く、中国には制度的なキャパシティも規制する意思もない、と見立てており、中国がEU規制を国内化する例を過度に強調し過ぎている。だが、企業人は中国を「最も過剰規制の国」と見ているのが現実であり、EUが及ぼす影響の先を行っているのである。5Gが反証だ、とレビンは述べる。

『ブリュッセル効果』の主要な理論的欠点は、効果の将来的な方向性・指向性、グローバルに需要が大きいセクターでEU以外の国が台頭・独占している現実を説明できていないことである。特定の域外国が規制力を発揮しうる、つまり中国がグローバルな規制力を発揮する可能性を低く見ているのである。ブラッドフォードが中国の一人当たりGDPの低さを理由に、中国という国家の対外的なパワーを低く見積もるのは、間違いであろう。5G通信の例のように、中国の人口はEUより多く、市場の大きさと成長力は大きい。例えば中国がEVで世界一の市場となり、バッテリー技術のグローバル・スタンダードを定め始めているとレビンは指摘する。

レ빈はさらに踏み込み、ブラッドフォードに潜む欧州人としての内面、価値観の「偏向」にも批判的な目を向ける。域外国の規制力の弱さ、これを発揮させる制度と意思の欠如を、EU が取って代わって実行することが、慈悲深い行為であり、望ましい、とブラッドフォードが考えているのではないか。この発想は、他国の自己決定とその能力を否定しているのではないか、との問題提起だ。レ빈はこれを「awkward embrace of regulatory paternalism」、家父長主義的な規制を消極的に採用する EU、と評する。言い換えるならば、上から目線の押しつけがましい規制を、しれっと域外に広げようとする EU、ということになるのか。

この論点を敷衍し、レ빈は「ブリュッセル効果」の経済コストをブラッドフォードが過小に見積もっていないか、と問う。より規制することが「社会にいいことである」と考えていないだろうか。ブラッドフォードは効果の是非、良し悪しは、人々の生活がよくなったかで判断されるべき、と書いているが、EU 規制によって必要となったコンプライアンス対応のコスト上昇が、中小企業やイノベーターを委縮させ、結果として消費者に不利益となるのではないのか。こうしたコストが無視されていないか。規制者（EU）は個人（消費者）を賢明ではない状況からナッジ（促し）によって遠ざけなければならない、その方がいい生活になるから、という発想がブラッドフォードに透けて見える、との指摘である。レ빈の視点は、ブリュッセル効果が独仏など「規制をよしとする」欧州大陸諸国の発想に強く根付いているのに対し、これに批判的な米英から発せられた違和感、異議とも言える。

書評者レ빈の結論は、① 著書『ブリュッセル効果』は、グローバルな影響力を軽視しており、域外で「民主主義の赤字」を悪化させる、言い換えるならば民主主義の正統性を他の西側諸国やグローバルサウスの民主主義国において損なう方向で作用しうる。これは「民主主義の赤字の輸出」とも言えよう。② 中国の台頭が突きつける現実をきちんと直視して事例研究・論証を改善することで、本書の議論は改善する。欧州委員会（行政府）や EU 理事会（意思決定）などの在ブリュッセルの意思決定者がブリュッセル効果についてどれくらい自覚的なのか、調査するとよい、とレ빈は勧める。域内規制を考える際に、どれくらい対外関係の目標を考慮に入れているのか、実態の解明が必要なのではないのか。③ 最後に、上記①および②にもかかわらず、EU の隠れたパワー、ルール形成力に光を当てたブラッドフォードの功績は大きい、とレ빈は締めくくる。

レ빈が指摘する「中国の台頭」とは、何を意味するのか。中国は EU などに対抗し、

グローバル・スタンダードや規制案をこれまでに打ち出してきたのか。示唆に富むのは、江藤が指摘する中国の話し権をめぐり議論だ¹⁰。江藤は、習近平政権が追求する「国際的なディスコースパワー（国際話し権）」を紹介し、発言する権利とその発言を相手に受け入れさせるパワー（権力）と定義した上で、中国は国力に見合った発言力の獲得を目指していると警鐘を鳴らす。主に台湾有事や北朝鮮情勢など安全保障において中国が「米国こそが諸悪の根源」と非難する事例が多く、米国に違和感を有する国を惹きつけるための論法である。江藤は、中国主導による国際秩序の再編まで想定すると、こうした反米感情に基づく求心力には（グローバルサウス諸国などの対象国も含め：筆者追記）限界があると指摘する。筆者の経験上、中国は WTO など国際交渉の場で欧州委員会と同様、決裁権者である首席交渉官が自ら交渉会合に毎回参加し、浮上した新たな論点について本国に持ち帰ることなく、その場の判断で積極的に発言し交渉の流れをリードしていた。

他方、このような中国による積極性がどこまで現実の「グローバル・スタンダード」を設定できたのか、慎重に判断する必要がある。アレンは『中国はいかにして経済を武器化してきたのか』の中で、中国の偽情報戦略や豪州への報復（禁輸）、コロナ・ワクチンなどの事例を紹介するが¹¹、そこには中国主導で根付いた通商ルールや環境規制などの事例は一つも見当たらない。ただしこのことは、今後も中国がグローバルな通商ルールや環境規制を EU や日本に対抗して定めようとし、何一つ保障しないだろう。トランプ 2.0 はトランプ 1.0 以上に、このようなルールベースのグローバル国際秩序の維持・強化から後退しているからだ。開いた真空を誰かが埋めようとするのは自然なことであり、日欧・同志国にとっては正念場となろう。

1. 2 日本発の「ブリュッセル効果」論

前項で紹介したとおり、ブラッドフォードによる「ブリュッセル効果」とほぼ同じ時期に遠藤・鈴木編『EU の規制力』が出版され、EU 規制の効果や域内・域外への影響につい

¹⁰ 江藤名保子「激化する国際社会における「正しさ」をめぐり争い “発言力” を高める中国にどう対峙するか」『地経学ブリーフィング』2023 年 6 月 19 日<<https://instituteofgeoeconomics.org/research/2023061947712/>>2025 年 3 月 7 日アクセス。

¹¹ ベサニー・アレン、秋山勝訳『中国はいかにして経済を武器化してきたのか』草思社、2024 年。なお「経済の武器化」は米国が先行して行使してきた地経学パワーであり、①金融情報パワー（基軸通貨ドルとネット決済）、②クラウド情報パワー（通信インフラとクラウド・サービス）、③知財制裁パワー（半導体の設計や製造技術など）の 3 つからなる「目に見えない」パワーの行使とされる。鈴木一人「「武器化した経済」での戦いの勝者は誰か?」、ヘンリー・ファレル、アブラハム・ニューマン、野中香方子訳『武器化する経済 アメリカはいかにして世界経済を脅しの道具にしたのか』日経 BP、2024 年、286-298 頁。

て興味深い分析を行っており、併せて紹介したい。その論旨は、最新の編著『ヨーロッパ統合史』にまとめられている。

遠藤と鈴木は日本における欧州統合論、地域研究において欧州統合史を切り拓いた先駆であり¹²、各国別の研究や比較研究が主流だった政治学国際関係論に、国境を超えた地域としての歴史を分析する新しいジャンルを日本に誕生させた。2008 年に出版された初版『ヨーロッパ統合史』は一度改定（初版増補版：2014 年）を経て、2024 年に第 2 版が出版され、初版より一貫して EU の規制力という視点が織り込まれている。第 2 版を執筆する遠藤は、「ロシアのウクライナ侵攻（2022 年 2 月）により、歴史を全て書き直さなければならないと思った。前提が全て変わってしまった」と筆者に語った。経済面の国境を可能な限りなくしていく、世界史の壮大な実験としてはじまり、分野ごとに政策領域を徐々に広げ、戦争を経ずに経済圏（領土）を広げながら平和と安定、繁栄を西欧にもたらしえてきた欧州統合が、ここにきて深刻な限界に直面している、との問題意識だろう。ロシアという「外部国境」をめぐる不安定化とも受け取れる。なお遠藤は『統合の終焉』において、EU は「欧州合衆国」という形の連邦国家を目指す潮流から離れたと論じている。『統合史』の索引に「ブリュッセル効果」は掲載されていないが、本文に一度だけ登場する。近似する「規制帝国」「グローバル・スタンダード」についての記述と併せて読むと興味深い。

『ヨーロッパ統合史』は、国家主権の一部委譲を受け、最も進んだ地域統合の形を示してきた欧州統合史を、EU・NATO・CE 体制と説明する。経済統合を中心に政治・社会・外交・安全保障まで政策領域を広げてきた EU、米国を欧州防衛に組み込んだ北大西洋条約機構（NATO）、そして民主主義や人権など共通する価値・規範を体現する欧州審議会（Council of Europe）、これら 3 つが併存して連動してきた歴史である。

『ヨーロッパ統合史 第 2 版』の冒頭「序章」において、冷戦による東西欧州の分断を克服した EU・NATO 拡大がグローバル経済のもとで規制帝国¹³として存在感を強め、度重なる危機に揺さぶられつつもロシアのウクライナ侵攻後に NATO が完全復活を果たし、EU の統治機能は強化されたとしている。

遠藤は鈴木 of 仮説を引用しつつ、EU 市場は一種の引力（gravity）を生み出し、これを武器に政治的影響力を及ぼす「規制帝国」と描く。EU は、自発的に受け入れ可能な一種

¹² 遠藤乾『ヨーロッパ統合史 第 2 版』名古屋大学出版会、2024 年、402 頁。遠藤乾『欧州複合危機』中公新書、2016 年も併せて参照。

¹³ 鈴木一人「規制帝国としての EU」山下範久編『帝国論』講談社選書メチユ、2006 年。

の普遍性、協議と手続きの上に生み出される普遍性を帯びているとし、同様の議論として「ブリュッセル効果」を紹介し、EU の市場規模や規範形成能力、厳格な基準を設定することで弾力性の低い規制を作り、他国が従わざるをえない規制を強制する効果と説明する¹⁴。グローバル経済の主要プレーヤーに成長した EU は、自らの価値観や理念を実現するべく「グローバル・スタンダード」を積極的に定めようとし、その代表例として気候変動対策、国際刑事裁判所の設立、会計基準、ISO、RoHS、REACH、PFAS、遺伝子組み換え食品規制などが挙げられる。

遠藤は規制帝国としての EU を、頭越しに日常政策に侵入してくる規制体の象徴と呼び、これが特に昨今、加盟国におけるナショナルな政治意識に火をつけてきたと見る。同時に、EU 基準を域外に投射する権力作用の中枢とも見ており、最も顕著な例として、本報告書でも分析する REACH、データ保護政策、炭素国境調整メカニズム（CBAM）を列挙する¹⁵。そして遠藤は、中国の過剰生産能力問題、EU の中国市場依存、EU の経済安全保障戦略を受け、EU はかつての規制中心アプローチから、より直接的に市場に介入する方向に変化していくと推測する¹⁶。これに対し本章は、EU がトランプ 2.0 対応の中で、トランプに対抗するためにこそ規制アプローチを強化しようとする方向性を打ち出し、同時に、日米などによる経済安全保障政策に近いアプローチ、産業政策の側面も一層推進する方向性を、「脱炭素」という金科玉条の下で無理やり両輪のように回そうとすると予想する。うまくいけば、後述する『ドラギ報告』によって EU 域内産業のイノベーションが進み、脱炭素と脱中国依存を同時に追求することで EU 市場が豊かに拡大し、これが EU によるブリュッセル効果を一層高めることにつながる。悪いシナリオでは、米中に対するイノベーション競争についていけず、行き過ぎた脱炭素規制や行程が域内産業の足かせとなって一層の中国依存につながり、「ブリュッセル効果」どころではない、行き詰まりに直面する。EU に、勝算はあるのか。

2. 「ブリュッセル効果」対「トランプ 2.0」

2. 1 トランプ 2.0 と米欧の対中政策

中国の経済的、軍事的な台頭以上に「ブリュッセル効果 1.0」（ブラッドフォードの原著）

¹⁴ 遠藤（2024）291 頁。

¹⁵ 遠藤（2024）322-324 頁。

¹⁶ 遠藤（2024）329 頁。

にとって深刻なのは、米トランプ大統領の第2期政権、トランプ2.0の登場である。トランプ2.0以前からブリュッセル効果1.0の相対的な地盤沈下をもたらした転機は、2022年2月、ロシアによるウクライナ侵攻だった。日米韓や（ハンガリーなどを除く）EU加盟国、NATO加盟国など西側諸国が加わった対ロ制裁によって露呈したのは、グローバルサウス諸国の発言力が増したこと、これら諸国の「中立」の立場が、米国を中心とする西側諸国を揺さぶりたい中露に利していることだ。EUとそのブリュッセル効果は、影響力、国際規範を定義する規範力を、グローバルサウス諸国に対して十分に発揮できておらず、民主主義や人権を振りかざすことを警戒され敬遠されていないだろうか。EUのみならず、米バイデン前大統領も民主主義サミットを立ち上げたが、低調に終わった。

このような現状についてクンドナニと細谷は、日米欧とアジア太平洋諸国の間で「自由で開かれた国際秩序（liberal international order）」の内容について一致できておらず、米欧中心に定義されてきたこのような概念の限界が露呈しており、改革が必要と訴える¹⁷。クンドナニと細谷が編著を執筆したのは米バイデン政権期であり、トランプ1.0の下で露呈した日欧と米国の間の齟齬をバイデン大統領が「米国が戻ってきた」と宣言して修復をはかっていた時期である。その時期ですら日米欧の間で望ましい国際秩序についてコンセンサスが形成できなかった後、EUは齟齬の原因でもあったトランプの「2.0対応」を進めなければならない。EUは、速やかにブリュッセル効果を「1.0」から「2.0」にアップデートしなければならない、というのが本章の仮説である。

トランプは大統領執務室に入る以前からSNS発信などにより、既に外交的、経済的な影響力を発揮しはじめている。トランプ2.0は自称「タリフ・マン（tariff man）」、いわゆる「関税砲」により、2月1日にカナダとメキシコに対して全製品に25%の追加関税、中国産の全製品に10%の追加関税を課す大統領令を発表した。移民と薬物の流入を止めるような圧力かけ、効果を発揮しはじめている反面で、両国の報復措置にも直面している。このような恣意的な関税の引き上げはUSMCA違反であると同時に、WTOの精神に反する。ユニラテラルな法外な関税要求に対し、EUは何ができるのか。

そもそもEUは、このような「喧嘩」外交は得意ではない。日EC貿易摩擦の歴史においては、詳細な「ショッピングリスト」を作成し、日本がECから輸入すべき品目、日本国内で撤廃しなければならない（と欧州委員会が考えた）規制のリストを外務省や通産

¹⁷ Yuichi Hosoya and Hans Kundnani (eds.) *The Transformation of the Liberal International Order: Evolutions and Limitations*, SpringerBriefs in International Relations, Springer Nature, 2023, pp. 127-132.

省（当時）に突きつけ、所轄の省庁と実務的な交渉を重ねて粘り強く譲歩や合意を勝ち取る手法だった。これ以外にも、EU が得意としてきた域外国の対外関係の例としては、米ボーイング対欧州エアバス訴訟のような、WTO など国際場裏でのきめ細かい実務的な交渉だった。お互いに報復関税リストを作成し、パネルの判断を引き出して粛々と施行するのが欧州委員会の役割だった。フォンデアライエン欧州委員会委員長は機先を制する意味で米国からのエネルギー資源（ガス）購入について発言したが¹⁸、トランプ大統領からはそれ以上の輸入増加を求められ、押し返されている。トップ同士の外交で一発勝負をすることがトランプ 2.0 では求められる。トランプ 2.0 は、トランプ 1.0 での経験に基づき、1.0 よりもタフな交渉相手になることが予想される。

次に何を言い出すかわからないトランプ 2.0 は、予見可能性が低い。他方で明確なのは、バイデン政権下で施行された対中政策を緩める気配がないことだ。通商関連の役職には揃って対中タカ派が就任した¹⁹。トランプ 1.0 がファーウェイを狙い撃ちにするなどピンポイントな対中政策だったのに対し、バイデン政権はインフレ削減法（IRA）の下で中国製 EV バッテリー搭載車を一律で EV 購入補助金（税控除）から排除したり、中国製部品を搭載したコネクテッドカー（常時通信によって車が製造メーカーやオンラインサービスとつながる EV 含む全ての車）を輸入禁止にするなど、底引き網的に米国のサプライチェーンから中国を排除しようとした。これに対し、過度な中国依存から脱することを目指すフォンデアライエン欧州委員会委員長は「デリスキング」を唱えたが、バイデン政権末期は、明言しないまま「デカップリング」へ戻り始めていたとも受け取れる。

2. 2 ブリュッセル効果のアップデート

トランプ 2.0 に対し、そして米中対立のエスカレーションで報復措置を発動しはじめている中国にも対抗するため、EU はブリュッセル効果を「1.0」から「2.0」にアップデートしなければならない。具体的には、予防的な政策立案の強化が挙げられる。トランプ政権の出方をあらかじめ推測し、対米貿易黒字が高い品目をリストアップし、そのセクターに対する「関税砲」への反論を準備すると同時に、パッケージディールで米国に譲歩を要求

¹⁸ “EU’s opening bid to avoid Trump’s tariffs: We could buy more American gas,” *Politico*, 8 November 2024 < <https://www.politico.eu/article/trump-european-union-gas-lng-united-states-export-tariffs-trade-election-biden-harris/> > 2024 年 12 月 30 日アクセス。

¹⁹ 対中強硬派として知られるマルコ・ルビオ上院議員が国務長官、国家安全保障担当大統領補佐官にマイク・ウォルツ下院議員、米国通商代表部（USTR）代表にトランプ 1.0 で中国への追加関税を課した元 USTR 首席補佐官のジェミソン・グリアが指名された。

する別分野での反撃を周到に仕込む作業だ。組織・人材面で、このような準備は欧州委員会が得意とするところである。ただし完璧な準備にはなりえない点にも注意が必要だ。首脳間の直接交渉は、欧州委員会委員長や担当委員など、最後はトップレベルの人材による、トランプや側近に対する個人としての交渉力、個人技と人脈などに頼らざるをえない。

もう一つの備えは、規制内容自体の工夫である。行程に縛りを設け、違反した域外国に対して罰金を科すなど、トランプに噛みつかれても簡単には覆らない手続きを用意しておくことだ。ただしこれも、自動車の排ガス規制やEV化など脱炭素関係において、行程自体が野心的過ぎ、EV需要の低迷などを受け、後になって現実に合わせて例外（持続可能燃料を例外的に認める等）を設けるなど、EU自らが後退する場面もでてきている。脱炭素行程を引っ込めたところでトランプ大統領の関税砲が止む保障はないに等しく、現行の政策を堅持する以外に選択肢がない側面もある。

環境関連規制など、ブリュッセル効果が引き続き効果を発揮する分野、つまりEUが打ち出した規制が引き続きグローバルな規範として通用する分野は、今後も継続するものと思われる。だがトランプ2.0が関税をテコに他分野のルールや行程に「米国第一主義」的な変更を迫る場面が増えることが予想される。トランプ大統領は環境規制が経済成長を損ねる、地球は温暖化していない、との立場であり、「(石油を)掘って掘って掘りまくる²⁰」と就任式において宣言しており、考えは変わらないだろう。これによって石油価格・天然ガス価格の下落が続き、制裁対象であるロシア経済の首を絞めて停戦に持ち込むのに好都合な側面もある。

²⁰ The White House, “The Inaugural Address,” January 20, 2025 <<https://www.whitehouse.gov/remarks/2025/01/the-inaugural-address/>> 2025年1月22日アクセス。トランプ大統領は石油価格の上昇と無駄な（政府）支出によって物価高がもたらされたとし、世界一の埋蔵量を生かして世界中に輸出して価格を押し下げ、再び豊かな国になると演説した。Next, I will direct all members of my cabinet to marshal the vast powers at their disposal to defeat what was record inflation and rapidly bring down costs and prices. (Applause.) The inflation crisis was caused by massive overspending and escalating energy prices, and that is why today I will also declare a national energy emergency. We will drill, baby, drill. (Applause.) America will be a manufacturing nation once again, and we have something that no other manufacturing nation will ever have — the largest amount of oil and gas of any country on earth — and we are going to use it. We’ll use it. (Applause.) We will bring prices down, fill our strategic reserves up again right to the top, and export American energy all over the world. (Applause.) We will be a rich nation again, and it is that liquid gold under our feet that will help to do it. With my actions today, we will end the Green New Deal, and we will revoke the electric vehicle mandate, saving our auto industry and keeping my sacred pledge to our great American autoworkers. (Applause.)

3. 『ドラギ報告』はブリュッセル効果をアップデートできるのか

3. 1 ドラギ報告

元欧州中央銀行（ECB）総裁であり、元イタリア首相のマリオ・ドラギは 2024 年 9 月 9 日、「EU の競争力を強化するための報告書²¹」、通称『ドラギ報告』を発表した。12 月に発足した欧州委員会の政策面および組閣の背骨となる報告である。報告書は欧州が「インクルーシブな経済成長」について一致するため 4 つの焦点を提起する。① 環境：持続可能な競争力 (sustainable competitiveness)、② 安全保障：経済安全保障 (economic security)、③ 自由：戦略的に開かれた自立 (open strategic autonomy)、④ 公平：公平な競争 (fair competition) である。

報告書は単一市場における欧州産業・企業が直面する課題を分析しており、フォンデアライエン欧州委員会委員長の助力に加え、クリスティーヌ・ラガルド ECB 総裁からのデータ提供によって作成された。作成協力者には専門家 (22 名)、シンクタンク (12)、EU 機関 (14)、欧州委員会専門家グループ (2)、国際機関 (7)、消費者団体 (1)、環境 NGO (8)、企業 (82)²²、団体 (経済産業省を含む 70)、コンサル (5) が名を連ねる。報告書は欧州委員会による新計画「欧州の持続可能な繁栄と競争力」に活かされる予定であり、特に「競争力ある企業と質の高い雇用のための新クリーン産業ディール (new Clean Industrial Deal for competitive industries and quality jobs)」策定に活かされ、新委員会の 100 日マニフェストとして公表される見込だ。

ドラギは、競争力や生産性の核心は賃金抑制ではなく、技術イノベーションであり、技術イノベーションに投資することが必要と強く訴える。そして野心的な産業政策、技術開発支援などを実施するため、脱「縦割りの政策」を提唱しており、これが欧州委員会の組閣の新しい形に帰結した可能性がある。新しい欧州委員会は、「多面的な政策提案」に適した、

²¹ European Commission, *The future of European competitiveness*, 9 September 2024. <https://commission.europa.eu/topics/strengthening-european-competitiveness/eu-competitiveness-looking-ahead_en> 2024 年 12 月 30 日アクセス。

²² Airbus, Air France-KLM, Alstom, Amazon, Amundi, Ariston Group, Arvedi Group, ASML, BASF, Bayer, BMW Group, BNP Paribas, Bolt, Breakthrough Energy, BUSINESSEUROPE, Chiesi Farmaceutici, Clarios, Deutsche Telekom, DHL Group, Dompé farmaceutici, EDF - Electricité de France, Enel, ENGIE, ENI, Equinor ASA, Ericsson, Euroclear, Euronext, ExxonMobil Petroleum & Chemical, E.on, Ferrovie, FINCANTIERI, Flix, Glencore, Google, Holosolis, Iberdrola, Infineon Technologies, Investor AB, Leonardo, Lufthansa Group, LyondellBasell Industries N.V., L'Oréal, Maersk, McPhy Energy, Mercedes Benz, Meta, Meyer Burger Technology AG, Mistral AI, Neste, NexWafe, Nokia, NovoNordisk, NXP Semiconductors, Orange, Ørsted, OVHcloud, Renault, Repsol, Rolls Royce, RWE, Ryanair, Safran, Sanofi, SAP, Shell, Siemens, Sobi - Swedish Orphan Biovitrum, Spotify, Stellantis, STMicroelectronics, Stripe, Telefónica, TenneT, Thyssenkrupp Steel Europe, TotalEnergies, Uber, Vodafone, Volvo, Wolt, ZF, @levelsio.

政策横断的な役職を与えられた 6 名の欧州委員会副委員長からなる構造に改められた²³。

ドラギは太陽光パネルや電池生産を強化するため、米国の政策に似た対応を打ち出しており、2024 年 4 月に発表されたルカ・デメオ（ルノーCEO）提案「欧州人への手紙」にも近い²⁴。補助金の拡大、海外パートナーシップをとおした重要鉱物の供給の強化、人材およびスキルへの投資、EU 内貿易障壁を除去して企業コストの削減を求める。

ドラギ報告の政策内容を実施する上で、誰が何を担当し、主導権を握るのか。フランス出身のステファン・セジュールネが副委員長・産業政策担当となっており、彼の下にスロバキア出身のマレシュ・シェフチョビチ委員・通商・経済安全保障担当が付く。フランス的な産業政策と保護主義的な通商政策を主張するセジュールネに対し、キャリアが長いシェフチョビチがフォンデアライエン委員長と、彼女が拠って立つ EU 伝統の自由貿易を擁護する構図が予想される²⁵。このような加盟国間の政策論争の可能性が残る布陣に加え、欧州委員会など EU 諸機関の縦割り行政の無駄削減はどこまで進むのか。合計 26 名に達する欧州委員会委員の中から副委員長 6 名が政策横断的に任命されるが、担当内容の重複も多く、結局、欧州委員会委員長であるフォンデアライエンの影響力が突出することが予想される。

ドラギ報告は、ブリュッセル効果を強めることができるのか。ブリュッセル効果の影響力の源泉は、5 つある。

① 市場の大きさと豊かな消費者が単一市場にもたらすパワー。ドラギ報告は EU 経済が米国経済に比して総 GDP など規模の上で比重を減じていることに警鐘を鳴らしており、イノベーションによって競争力を向上することをうたう。これが実現する暁には、EU 市場の拡大により、ブリュッセル効果も強化されることになる。そして拡大する市場の魅力により、市場アクセスがほしい（域外）企業が一層、EU の規制に従う効果を発揮しうる。

② EU に備わる、規制施行のための専門性と執行力。この点は前項「2. 2」で提案したとおり、欧州委員会をはじめ EU 諸機関の強みである。独仏など域内の大国出身者が主力というよりも、中東欧など中小の加盟国から優秀な人材をブリュッセルに惹きつけてい

²³ <<https://ec.europa.eu/commission/presscorner/api/files/attachment/879472/Poster%20of%20Commissioners%202024%202029.pdf>> 2024 年 12 月 30 日アクセス。

²⁴ 鈴木均「EU のデリスキングと中国製 EV」21 世紀政策研究所欧州研究プロジェクト（研究主幹：須網隆夫）編『報告書 EU の対中国政策 EU から見る中国』日本経済団体連合会 21 世紀政策研究所、2024 年 10 月 31 日、195-218 頁。

²⁵ “Mr. Fix It gets his toughest mission yet: EU trade boss,” *Politico*, 17 September 2024 <<https://www.politico.eu/article/ursula-von-der-leyens-mr-fix-it-maros-sefcovic-stephane-sejourne/>> 2024 年 12 月 30 日アクセス。

る点が強みである。

③ 規制する意思が EU にあること、これがもたらす効果の持続性と、規制内容が獲得する正統性。フォンデアライエン委員長が再任されたことを受け、脱炭素は一層 EU の政策の中心に据えられ、不可逆であることが見込まれる。ただし次項以降で考察するとおり、トランプ 2.0 との対峙において、行程の延期や停止など、一時的な停滞も予想される。

④ どこで製品が生産されたかではなく、消費者が EU に住んでいることに基づく規制。多国籍企業の本拠地や生産拠点の場所によって規制の対象を規定せず、対象を EU 域内に居住する消費者とすることで規制の適用範囲が広くなり、結果として規制の影響力が広範囲に及び、かつ遵守される蓋然性が高くなる。だがトランプ 2.0 は、そもそも EU の規制自体が不適切、米国の利益に反する、との言い分を、大幅な関税引き上げとセットで圧力をかけてくることが予想される。規制の適用範囲や対象についての精緻な議論は、頭越しに無視されよう。企業にとっては、EU の規制のゆくえを、米欧双方の動向を見ながら判断することが求められる。

最後に⑤、企業による規制迂回を防止すること、企業による自主的適応を生むという、ブリュッセル効果の効き目。この点についても、前項④と同様、米欧間であるべき規制についての考え方の相違が拡大することが見込まれる中で、企業が自主的に付度して EU の考え方に寄り添うことを、EU が自動的に期待できなくなる場面も予想される。

3. 2 ブリュッセル効果の課題

前項では、EU がブリュッセル効果を「1.0」から「2.0」にアップデートしなければ、トランプ 2.0 対応において効果を減じる可能性について検討した。「トランプ 2.0」対「ブリュッセル効果 1.0」のぶつかり合いにおいては、ブリュッセル効果 1.0 によって EU が獲得してきたグローバルな規制や規範が押し戻される可能性がある。EU のグローバル戦略のあり方の根幹を問い直すことにつながりうる。

例えば中国との関係においては、EU はサプライチェーンにおける人権問題をこれまで以上に強く問題提起し、重要鉱物調達への脱中国デリスキングを一層進める効果を発揮する。ただし割高な調達コストを日欧など西側諸国の企業に負わせることになれば²⁶、デリ

²⁶ 国際文化会館地経学研究所による経済安全保障 100 社アンケートでは、直近 2024 年度調査において、サプライチェーンの脱中国デリスキングが企業のコスト増につながっており、これに対する懸念、政府対応を求める声が前年度よりも増加している。集計結果の公表を 3 月に予定している。
<<https://instituteofgeoeconomics.org/project/economic-security-survey/>>2025 年 2 月 1 日アクセス。

スキングが進まない危険もある。誰がデリスキングのコストを負担するのか、そのコスト負担はいつまで続くのか、議論が必要だが、予測は難しい。消費者にコストを負わせれば、値引き攻勢をかけてきている中国製 EV を消費者は選ぶだろう。EU 共通農業政策の課徴金のように、域外産品に課して徴収した金額を、域内の EU 製 EV の購入者に分配するのも一つの考えだが、これは 1960 年代の古いロジックに基づいた政策であり、WTO の精神に反する。地経学リスクや経済安全保障対応を理由に導入したとして、ブリュッセル効果の影響力の源泉を自ら掘り崩すリスクも伴う。

EU 自身が中国に対し、直近で「目には目を」戦術を採用しはじめている。これはブリュッセル効果 2.0 へのアップデートを妨げかねない。EU は域内において現地工場を新設する際には、中国企業から EU への技術移転を求めるとの報道がある²⁷。これは中国において中国側が外資との合弁に対して一貫して要求してきたことであり、WTO が禁じている。EV バッテリーの低価格化において、BYD をはじめ中国勢の技術力は日米欧企業を凌いであり、ドラギ報告が問題視するとおり、中韓企業がグローバルな優位を確保している。EU 域内の自動車メーカーは EV のバッテリーを中韓企業から輸入して搭載しており、域内メーカーが育っておらず、域外依存が深刻化している²⁸。

自由で開かれたグローバルな自由貿易秩序に反する国内法・措置を継続してきた中国に対し、同じ内容の要求を突きつけるのは、理に適っている部分もある。EU の新たな規制を取り下げてほしいければ、中国は自国の同様の規制を改正・撤廃した上で EU にも撤廃を求めるか、お互いの規制を黙認し続けなければならない。ただしこれはブリュッセル効果とは真逆の、ルール・ベースの国際秩序とは矛盾する、パワーゲーム的な手口である。EU 側の理屈は、「レベル・プレイ・フィールド」つまり平等な競争条件という建付けと見られるが、そもそも EU がこれまで域外国に対して説いてきたレベル・プレイ・フィールドも、ルール・ベースの国際秩序を前提にした主張だった。EU が自らの政策の原点から離脱しはじめており、根源的な矛盾をはらみはじめている。このことにより、根本からブリュッセル効果およびその説得力、正統性を減じるリスクを伴う可能性がある。EU の対応次第では、ブリュッセル効果 2.0 へのアップデートどころか、これまで「1.0」の下で発揮していた効果を減じ、「ブリュッセル効果 0.8」に後退する局面も予想される。

²⁷ “EU to demand technology transfers from Chinese companies,” *Financial Times*, 19 November 2024. <<https://www.ft.com/content/f4fd3ccb-ebc4-4aae-9832-25497df559c8>> 2025 年 2 月 1 日アクセス。

²⁸ 鈴木（2024）195-218 頁。

4. 米トランプ政権の自動車関税、ホンダ・日産・三菱自動車の経営統合交渉とEUのブリュッセル効果

本章の最後に、自動車産業の事例を用い、ブリュッセル効果と日米欧の3極関係の今後について考える。

2024年12月23日、ホンダ、日産、三菱自動車は記者会見を開き、経営統合へ向けた協議をはじめたと発表した。3社を合計した販売規模はトヨタ、ドイツのVWに次ぐグローバル3位に躍り出るとされた。2016年にシャープを買収した台湾企業ホンハイ（フォックスコン）には²⁹、日産の提携先である仏ルノーの保有する日産株の取得を目指しているとの報道もある。中国市場においてBYDなど中国メーカーのEVに押され、日産はEVブームが一服した米国市場で流行りはじめたハイブリッド車（HV）を投入でなかった。ホンダも中国で苦戦しており、EVや自動運転などの開発にかかる膨大な開発費を捻出するために、規模とシナジーを追求する必要がある。そもそもEU市場におけるホンダと三菱のシェアは大きくなく、ホンダは英国がEUを離脱した後の2021年7月に英スインドン工場を閉鎖しており、日産サンダーランド工場は隣接するEVバッテリー工場を拡張しEU市場への輸出に備えてきたが、EU域外となった今、年産60万台の稼働率が半分まで落ちている³⁰。EU市場における脅威と見なされる販売規模ではない一方で、自動車をめぐる政策議論は政治・政局に巻き込まれるリスクが高いことにも注意が必要だ。3社の規模はドイツのVWよりは小さいものの、ステランティスよりも大きい。ステランティスはフランスのプジョーとシトロエン、イタリアのフィアットに加え、米GM傘下から移ってきたドイツのオペルも擁する「欧州連合」であり、EUが打ち出したEV化の波に乗りきれていない。3社のHVやプラグイン・ハイブリッド（PHEV）は、輸入で入ってくる韓国製EVや、ハンガリー生産も見込まれるBYDをはじめ中国から輸入される中国製EV（一部は欧州ブランドの「隠れ中国EV」や上海工場製の米テスラ車）などと共に、目の上のたん瘤である。

これら南欧系ブランドに対するドイツ人関係者の目は冷たい。ある関係者は前述のルノーCEOルカ・デメオの「提言」について、技術開発に苦しみ、規模の小ささに悩むなら

²⁹ 鈴木均「日産買収を目指したホンハイの狙い、ホンダの勝算」『中央公論 2025年3月号』中央公論新社、2025年2月10日、154-161頁。

³⁰ 「ホンダ・日産の統合を英国の識者が考えた—英国サンダーランド工場からの期待も」『フォーブス ジャパン』2025年1月9日<<https://forbesjapan.com/articles/detail/76330>> 2025年2月18日アクセス。

ば、揃って「VW の軍門に下ればいい」と冷笑する。チェコの専門家は、ドラギ報告が自国の自動車産業に与える影響をネガティブと捉え、EU 域内では脱炭素およびそのための技術開発支援のメリットが不均衡に行き渡る見通しへの不満と懸念を述べている。シュコダが VW 車の「廉価版」のみ請け負って生産しているのは、VW グループの中でどこまで最先端の開発を任されるのか、不透明なままである。EU 域内の自動車産業は一枚岩ではない。

ホンダ、日産、三菱は EU 域外から日 EU 経済連携協定や英 EU 協定を使って自動車を輸出するため、ここで発揮されるのは「ブリュッセル効果」よりも、EU 域内の製造拠点で生まれるはずだった雇用を日系メーカーが奪った、と非難する独占禁止調査や外交圧力であろう。日産との距離が離れるルノーは、そもそも中国および ASEAN 市場でのシェア獲得に苦しみ、そのために日産と三菱を頼ったが、ロシアのウクライナ侵攻によって EU に次ぐ 2 位の販売市場を失い、アジアにおける穴埋めも見当たらず、楽観できない。EU 域外からの輸入車を拒否するロジックは、部品・原材料が中国製であること、日本の製造拠点の発電が EU 基準の脱炭素を十分に達成していないなど、EU 域内産業との「レベル・プレイ・フィールド（対等な競争条件）」になっていないとの批判となり、その可否はともかく、複数の経路で立論可能であることを警戒しなければならない。

EU は重要鉱物調達における脱中国依存において、日本をはじめインド太平洋諸国と密接に協力する必要がある。欧州委員会が日欧自動車メーカー同士のライバル対立の片方に加担し、日 EU 関係を悪化させるのは賢明ではないはずだ。だが 1980 年代、日本車の欧州現地生産交渉を優位に進めるため、日本による日本車の輸出自主規制を欧州委員会と一部の加盟国政府が揃って堅持させた前例がある。一つの分野で有利な交渉結果を得るために、並行して圧力をかけ続けるのは定石であり、欧州委員会が過去に採った方針である。重要鉱物における日欧協力、サプライチェーンの脱中国依存においては協力しつつも、最先端の技術開発、自動車の生産と販売においては抜け目のない現実主義的な対応が求められる。

米トランプ政権 2 期目の登場は、これら日欧関係にとっての懸念材料をさらに厳しいものにする。自動車に対する輸入関税が 4 月初旬に見込まれるとの報道があり³¹、日米欧韓の自動車メーカーは本国工場をはじめ、メキシコおよびカナダ工場から米国へ輸出してい

³¹ ブルームバーグ「トランプ米大統領、自動車への新たな関税導入へー4月2日ごろ」2025年2月15日<<https://www.bloomberg.co.jp/news/articles/2025-02-14/SROZC3T0G1KW00>> 2025年2月18日アクセス。

る台数を米国で生産しなければならなくなろう。トランプ大統領は 2 月 18 日、互惠関税（あるいは対等関税、reciprocal tariff）の導入を正当化するツイートを行い、その中で EU が頻繁に使う「レベル・プレイ・フィールド」との文言を使った³²。主なターゲットはロシア・ウクライナ停戦交渉をめぐって溝が深まっている EU 諸国と見られ、対米黒字国が米国による関税に反対ならば、先に関税を低減・撤廃せよ、と警告した。先立つ 2 月 14 日には「EU は輸入車に 10% の関税を課している一方で、米国は 2.5% に過ぎない」と名指しで非難していた³³。

日本の対応としては、米国に対してはこれまでの対米投資と雇用創出の実績を強調しつつ、措置の例外を求めると同時に、EU に対しては協力できる分野において協力を深めることが求められよう。その際、日本はどこまで EU が米国に対してぶつける「正論」、WTO 下のグローバル自由貿易に戻るべき、など「広義のブリュッセル効果」の発揮に足並みを揃えるか、次項で考える。

結論

本章では、ブラッドフォードが指摘する「ブリュッセル効果」を「1.0」と見立て、これが中国の経済的、軍事的な台頭や国際規範の制定に対して影響を及ぼす野心を過小評価し

³² <<https://x.com/realdonaldtrump/status/1891572283161944433?s=46>> 2025 年 2 月 18 日アクセス。参考のため、トランプ大統領による X 投稿を全文掲載する。On Trade, I have decided, for purposes of Fairness, that I will charge a RECIPROCAL Tariff meaning, whatever Countries charge the United States of America, we will charge them - No more, no less!

For purposes of this United States Policy, we will consider Countries that use the VAT System, which is far more punitive than a Tariff, to be similar to that of a Tariff. Sending merchandise, product, or anything by any other name through another Country, for purposes of unfairly harming America, will not be accepted. In addition, we will make provision for subsidies provided by Countries in order to take Economic advantage of the United States. Likewise, provisions will be made for Nonmonetary Tariffs and Trade Barriers that some Countries charge in order to keep our product out of their domain or, if they do not even let U.S. businesses operate. We are able to accurately determine the cost of these Nonmonetary Trade Barriers. It is fair to all, no other Country can complain and, in some cases, if a Country feels that the United States would be getting too high a Tariff, all they have to do is reduce or terminate their Tariff against us. There are no Tariffs if you manufacture or build your product in the United States.

For many years, the U.S. has been treated unfairly by other Countries, both friend and foe. This System will immediately bring Fairness and Prosperity back into the previously complex and unfair System of Trade. America has helped many Countries throughout the years, at great financial cost. It is now time that these Countries remember this, and treat us fairly – A LEVEL PLAYING FIELD FOR AMERICAN WORKERS. I have instructed my Secretary of State, Secretary of Commerce, Secretary of the Treasury, and United States Trade Representative (USTR) to do all work necessary to deliver RECIPROCITY to our System of Trade!

³³ The White House, “Fact Sheet: President Donald J. Trump Announces “Fair and Reciprocal Plan” on Trade,” February 13, 2025 <<https://www.whitehouse.gov/fact-sheets/2025/02/fact-sheet-president-donald-j-trump-announces-fair-and-reciprocal-plan-on-trade/>> 2025 年 2 月 18 日アクセス。

ている点に加え、米中板挟みなど地経学リスクの増大と経済安全保障対応の必要などから、「ブリュッセル効果 2.0」にアップデートされなければならないのではないか、との仮説を立てた。トランプ政権 2 期目（トランプ 2.0）は、バイデン政権の対中政策を引き継ぎつつ、特に追加関税の導入を中心にさらに強化する方向で政策を打ち出している。EU が発揮するブリュッセル効果は、米ボーイングと欧州エアバスの WTO 紛争のように、緻密な法律家として効果的に発揮されてきたが、トランプ 2.0 は一層 WTO や米加墨間の USMCA などルール・ベースの国際秩序から遠ざかり、一方的に関税を打ち出すなどしており、対応する日欧韓豪など米国の同盟国は、ブリュッセル効果のような規制の積み重ねではなく、外交力が求められる。

地経学研究所が 2021 年以来行ってきた経済安全保障 100 社アンケート調査の最新「暫定速報」では³⁴、こうしたトランプ 2.0 対応に迫られる日本企業の反応が顕著に表れた。今年度の調査は、米国大統領選の投開票（2024 年 11 月 5 日）の直後に「質問票」を发出し、新政権誕生に対する日本企業の受け止めに把握することにつとめた。2024 年度調査において新設した回答選択肢「ワシントン DC オフィスの開設や強化など、経済インテリジェンスの強化」を、4 社に 1 社（23.4%）が選んだ。こうした回答傾向を裏付けるように、初回調査（2021 年）以来の設問、「経済安全保障の具体的な取り組み内容」について、2024 年度の高位回答として、「専門部署の設置」が 38.3%から 50%に顕著に増加した。別の設問「（経済安全保障への取り組みの）一番の課題」において回答率が急伸したのは「社内体制の構築」であり、前年 28.9%から 40%に伸びた。トランプ 2.0 に伴い、経済安全保障推進法（2022 年 5 月可決）以降に進んできた日本企業の組織としての対応、体制づくりが再考され、新たな強化フェーズに入ったことがわかった。

今年度調査と前年度（2023 年）調査の最大の違いは、トランプ 2.0 に伴う一層の米中対立、そして米国市場における事業環境についての懸念増加だった。また中国市場における現地企業との競争により、中国への投資を増やす企業と減らす企業の間で二極化の傾向が見られた。バイデン政権下で行われた前年度（2023 年）調査において見られた回答傾向は³⁵、

³⁴ 鈴木均「2024 経済安全保障 100 社アンケート 暫定速報：トランプ 2.0 に身構える日本企業、中国市場における二極化と、経済安全保障対応の見直し」2025 年 2 月 28 日

<<https://instituteofgeoeconomics.org/research/2025022701/>>

³⁵ 国際文化会館地経学研究所「2023 経済安全保障 100 社アンケート」

<<https://instituteofgeoeconomics.org/research/2024011054347/>>

<https://instituteofgeoeconomics.org/wp-content/uploads/2025/02/economic_security_survey_2023_web.pdf> 2025 年 2 月 18 日アクセス。

企業のサプライチェーンのフレンドショアリング（同志国回帰）とリショアリング（日本回帰）を意味する日米回帰、台湾有事の想定、中国市場における競争の質の変化（「R&Dの強化」が中国市場での競争における初の1位回答となったこと）が特徴だった。

100 社アンケートにおいて日本企業が日本政府に訴え続けてきたことは、2 点ある。一つ目は、経済安全保障を理由とする過度な規制が企業利益を圧迫しないこと。二つ目は、米中板挟みは望ましくなく、事実上不可能であること、つまり米国市場か中国市場か、二択を迫られる状況を外交努力によって回避してほしい、との要請だ。トランプ 2.0 の下、後者が日増しに望み薄となっており、トランプ「関税砲」の例外措置を求める外交は必須である。同時に、この章で見てきたとおり、米国も EU も WTO の規律ぶりから逸脱した措置をお互いに対し、そして中国に対して採りは始めていることにも留意する必要がある。2024 年度の 100 社アンケートでは、日本の経済安全保障戦略を進めるために「関係を強化すべき地域・枠組」として、QUAD（日米豪印）、EU、グローバルサウスへの期待の高さと、それに比して CPTPP（環太平洋パートナーシップに関する包括的および先進的な協定）への期待の低さが顕著に出た。日本が期待する「米国の TPP への復帰」が絶望視されている表れであろう。

日欧をはじめ同志国は、WTO 下のグローバル自由貿易にどのように戻るのか、そして、グローバル自由貿易に完全には戻れないことを大前提にしたルール・ベースの国際秩序の「プラン B」戦略を策定する必要があるだろう。ドナルド・トランプ大統領に 3 期目は無いとしても、バンス副大統領など、トランプ 2.0 の政策を色濃く引き継ぐ大統領が 4 年後の大統領選を制する可能性を想定しなければならない。日本は地域の安定に寄与しつつ、同志国と共にしたかかに生き残るストーリーを、米国頼りではなく自ら紡ぎださなければならない。その際、EU の発揮するブリュッセル効果は、日本が連携できる可能性を秘めていると同時に、この章で見てきたとおり、EU 自らがブリュッセル効果の拠って立つ自由貿易の原則から逸脱しは始めている点にも注意を払う必要がある。

4-2 欧州グリーン・ディール関連法制のブリュッセル効果と産業立地競争力

(株) ニッセイ 基礎研究所 経済研究部 常務理事

伊藤 さゆり

1. はじめに

2024 年 12 月に 2 期目に入ったフォン・デア・ライエン欧州委員会体制（VDL 2.0）は、2019 年 12 月からの 1 期目（VDL 1.0）で「欧州グリーン・ディール」を展開した。欧州グリーン・ディールは、「エネルギー政策、気候変動対策、経済・産業政策の結合」を狙った戦略であり、相互に補完し合い、お互いに強化し合うことが期待されていた¹。欧州グリーン・ディールは、2030 年の脱炭素化の新たな目標（90 年比 55%）のための法パッケージ「Fit for 55」、「循環型経済行動計画」、「グリーン・ディール産業計画」を推進する法的な枠組みとして具体化した²。

欧州グリーン・ディールは、日本において、気候中立の持続可能な経済・社会モデルへの転換を欧州企業と産業立地としての EU の競争力の強化、ひいては生産性の向上、より高い成長の実現、所得水準の向上に道筋をつける産業戦略、成長戦略として関心を集めた。2023 年に始動した日本の「脱炭素成長型経済構造移行推進戦略（GX 推進戦略）」は、EU の経験や制度設計を参照事例の 1 つとしつつ、日本の事情に適合する手法で展開されている³。

2025 年には EU の新たな立法サイクルが本格的に動き出すが、欧州グリーン・ディール関連法という大きな成果を引き継ぎながら、GX で世界をリードしているとの高揚感はない。中核国のドイツで産業空洞化が現実的なリスクとして迫り、競争力の強化が迫られているが、域内外の政治情勢からその道のりが困難なことが明らかであるからだろう。

本稿では、EU が産業空洞化、産業立地競争力の危機に直面している現状を踏まえ、欧州グリーン・ディール関連法制のブリュッセル効果について考察する。2 項でグリーン・

¹ 須網隆夫「エネルギー政策と環境政策の統合—EU の気候変動・エネルギー政策を素材に（早稲田法学第 97 巻第 3 号、22 年 6 月 30 日発行）」49 頁。

² 関連法制の成立状況については、「EU、建物の脱炭素化を目指す指令施行、グリーン・ディール産業関連法の実施段階に注視」ジェトロ・ビジネス短信 2024 年 6 月 6 日添付資料参照。

³ 筆者は、内閣官房「GX 実現に向けたカーボンプライシング専門ワーキンググループ」に構成員として参加し、産業構造審議会経済産業政策新機軸部会の委員を務めている。

ディール関連法制のブリュッセル効果にとって、EU がクリーンで持続可能な産業が集積するサプライチェーンの中心地、かつ、消費地として発展する好循環の軌道に乗ることが重要との考えを示す。3 項では、環境・気候変動対策のアプローチが異なる米中との比較、VDL 1.0 の要請に基づき 2024 年に公表された単一市場に関する「レッタ報告」⁴、欧州の未来に関する「ドラギ報告」⁵など専門家や産業界の見解を踏まえ、EU が埋めるべき 3 つのギャップと VDL 2.0 における「競争力コンパス」について紹介する。4 項では、グローバルにビジネスを展開する日本企業への示唆をまとめ、本稿の結びとした。

2. VDL 1.0 における欧州グリーン・ディール関連法制の進展

本報告書の他の章でも論じられている通り、アニュ・ブラッドフォードはブリュッセル効果が生じる 5 条件として「大規模な国内市場」、「十分な規制能力」、「厳格な基準への選好」、「非弾力的対象への規制」、「製造の不可分性」を挙げている⁶。

本項では、これらの基盤となる政治的意思と世論の支持という視点で EU の現状を見る。

(1) 政治的意思

ブラッドフォードは、EU の厳格な基準の基盤として「事前の規制、環境や消費者の保護で予防的アプローチを支持する」傾向を指摘する。EU が世界に先駆けて「厳格な基準」の欧州グリーン・ディール関連法を成立させられたのも、本報告書第 2 章 2 節「EU の環境政策の政治的基礎—リーダーシップ・党派・市民社会」で論じられているとおり、EU 市民の支持があったからこそである。

欧州議会の任期は 5 年だが、第 1 期フォン・デア・ライエン体制 (VDL 1.0) 期の 2019 年からの 5 年間、環境・気候変動関連の法制は、中道と左派の連合 (中道左派 S&D、中道 Renew、環境会派 Greens/EFA、急進左派 The Left) が成立を後押しする傾向が観察された⁷。欧州議会を主導したのは中道 3 党派 (中道右派 EPP、中道左派 S&D、Renew)

⁴ Enrico Letta “Much more than a Market, SPEED, SECURITY, SOLIDARITY Empowering the Single Market to deliver a sustainable future and prosperity for all EU Citizens” April 2024.

⁵ Mario Draghi “The future of European competitiveness”, September 2024. 報告書は総論編 (Part A | A competitiveness strategy for Europe) と各論編 (Part B | In-depth analysis and recommendations) の 2 部で構成されている。

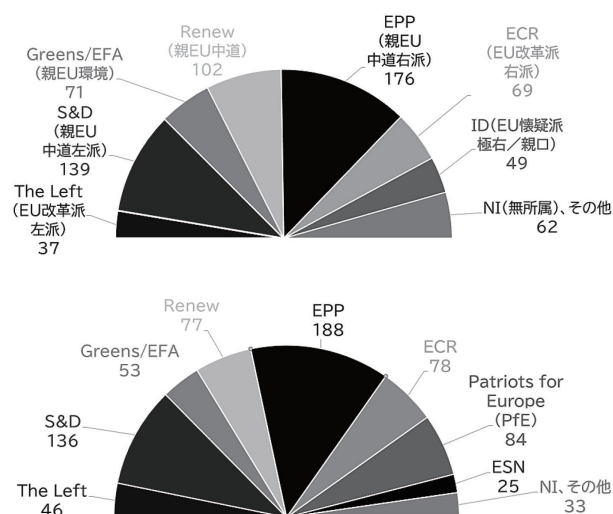
⁶ アニュ・ブラッドフォード著、庄司克宏監訳「ブリュッセル効果 EU の覇権戦略」(白水社)、2022 年、107 頁。

⁷ Kevin Cunningham et al. “A sharp right turn: A forecast for the 2024 European Parliament elections” ECPR policy Brief, January 2024.

であったが、中道会派の Renew と環境会派 Greens／EFA が勢力を伸ばしたことが、中道＋左派の連合の影響力を高めたのである（図表 1－上）。

2024 年選挙後の欧州議会は、Renew、Greens／EFA の議席が減り、EPP よりも右寄りの会派が議席を伸ばした（図表 1－下）。こうした「右傾化」が、環境・気候変動対策の後退につながるとの見方は、右派ポピュリストの指導者らの批判の的が、難民・移民対策、ウクライナ支援、環境・気候変動対策に広がっていることからくるものだ⁸。

図表 1 欧州議会の会派構成 2019～2024 年（上）、2024～2029 年（下）



(注) 2019～24 年は 705 議席、2024～2029 年は 720 議席

(注) 会派形成の要件は 7 カ国 23 人以上の議員の参加

(資料) 欧州議会 (European Parliament) などを元に筆者作成。

しかし、EU の環境・気候変動対策が、欧州議会の議席構成の変化や右派～極右ポピュリスト政党への支持拡大によって後退する可能性は低い。米国の場合、トランプ 2.0 による大きな軌道修正が見込まれるのは、環境・気候変動対策が二大政党間の対立軸となっているからだ。欧州の場合、気候懐疑主義は、非主流派の主張であり、EU のルール形成のプロセスは多層にわたっているために一気に流れが変わることは考え難い。実際、EU 加盟国で、右派～極右ポピュリスト政党が、政権政党となる国は増加しているが（図表 2）、

⁸ カンパネッラ、ローレンス「気候変動とポピュリスト—温暖化対策と文化戦争」フォーリン・アフェアーズ・レポート 2024 No. 9 による。筆者らは、欧州議会の議席構成の変化で「グリーン・ディールは後退して行く可能性が高い」と見ている。世界的にも「ネット・ゼロのターゲットの期限が近づくにつれて、政治的混乱はますます大きくなる」と見ており、気候懐疑派を納得させるために、「経済的インセンティブ（グリーン移行のコスト引き下げ）」と「より魅力的な政治戦略」の重要性を訴えている。

環境・気候変動対策そのものを否定するような動きとはなっていない。

図表 2 欧州議会の右派～極右 3 会派の所属政党

【ECR(European Conservatives and Reformists)】 【Patriots for Europe】反移民、EUへの権限移譲反対
自由市場資本主義、大西洋主義、社会保守主義、家族主義

国	政党名	議員数	政権入り
イタリア	イタリアの同胞(FdI)	24	○
ポーランド	法と正義(PiS)	18	
	ポーランドの主権(SP)	2	
ルーマニア	AUR	5	
	PNCR	1	
スウェーデン	スウェーデン民主党(SD)	3	
ベルギー	新フラームス同盟(N-VA)	3	
チェコ	市民民主党(ODS)	3	○
フランス	保守運動(MC)	1	
	独立系	3	
ギリシャ	E Λ	2	
ラトビア	NA	2	
	AS	1	
ブルガリア	ITN	1	
クロアチア	祖国運動(DP)	1	○
キプロス	ELAM	1	
デンマーク	デンマーク民主党	1	
エストニア	独立系	1	
フィンランド	真のフィンランド人(PS)	1	○
リトアニア	LLRA-KSS/AWPL-ZCHR	1	
	LVZS	1	
ルクセンブルク	ADR	1	
オランダ	SGP	1	
合計		78	

国	政党名	議員数	政権入り
フランス	国民連合	30	
ハンガリー	フィデス	10	○
	KDNP	1	
イタリア	同盟(Lega)	8	○
チェコ	ANO 2011	7	
	Oath	2	
オーストリア	自由党(FPO)	6	
オランダ	自由党(PVV)	6	○
スペイン	Vox	6	
ベルギー	フラームスベランフ(VB)	3	
ポルトガル	Chega!	2	
デンマーク	人民党(DF)	1	
ギリシャ	Voice of Reason (ΦΛ)	1	
ラトビア	Latvia First (LPV)	1	
総計		84	

【ESN(Europe of Sovereign Nations)】

反移民、反LGBT、反グリーンディール、ウクライナ支援

国	政党名	議員数	政権入り
ドイツ	ドイツのための選択肢(AfD)	14	
ブルガリア	リバイバル	3	
ポーランド	NN	3	
チェコ	SPD	1	
フランス	R!	1	
ハンガリー	MHM	1	
リトアニア	TTS	1	
スロバキア	共和国運動	1	
合計		25	

(資料) 欧州議会 (European Parliament) などを元に筆者作成。

例えば、ハンガリーのオルバン首相は、欧州議会の右派ポピュリストの新会派・Pfe への結集の旗振り役となり、難民・移民対策ではより強硬な姿勢を、ウクライナ支援には消極的な姿勢を主張して EU 執行部と対立している。しかし、2050 年目標に向けた科学的コンセンサスは否定していない。2024 年下期の EU 議長国のプログラム⁹でも、気候変動対策を重視する姿勢を強調、「野心的でありながら達成可能な 2040 年の気候目標の設定に貢献する」ことを最優先課題と位置付けた。但し、その推進にあたっては、競争力の向上や経済成長を重視する。農業部門の負担の軽減や、産業政策やエネルギー政策を技術中立(脱炭素やクリーンエネルギー技術に優劣をつけず、公平に取り扱う)に軌道修正する方針

⁹ Programme of the Hungarian Presidency Of the Council Of the European Union In the Second Half of 2024, 27-28 頁。

を示した。

イタリアのメローニ首相の与党「イタリアの同胞（FdI）」は、欧州議会では右派ポピュリスト会派・ECR に属するが、ウクライナを支持、反 EU 的な姿勢をとってはいない。メローニ首相は、2024 年 11 月の国連気候変動枠組条約第 29 回締約国会議（COP29）でも気候目標への取り組み加速の必要性和気候基金に対する役割を果たすとしている。但し、「あまりにイデオロギー的で実用的でないアプローチは成功の道から私たちを遠ざける」として批判、「技術中立を正しいアプローチ」とする立場を表明している¹⁰。

欧州では、伝統的な極右阻止の防疫線（コルドンサニテール）や、政権樹立に複数政党の連立を要するケースが多いことも、政治の右傾化による環境・気候変動対策の急展開の歯止めとなる。

最近のコルドンサニテールの事例では、仏下院選挙の決選投票や、EU 機関のトップ人事、欧州議会の委員会の議長・副議長のポストの選出などで観察された。2025 年 2 月に予定されるドイツの連邦議会選挙では、欧州の右派ポピュリスト政党で最も強硬な気候懐疑主義¹¹である「ドイツのための選択肢（AfD）」が第 2 党となる見通しだが、第 1 党となる見通しの「キリスト教民主・社会同盟（CDU／CSU）」を始め、他党は AfD との連立を拒否する構えである。AfD が単独で過半数を獲得するほどの勢いを得ない限り政権入りは見込めず、その可能性はないと言える。

連立が歯止めになったケースではオランダがある。オランダでは、24 年 7 月に 23 年 11 月の総選挙で第 1 党となった「自由党（PVV）」を含む 4 党連立のスホーフ政権が発足した。PVV は、独 AfD と同じく「地球温暖化の原因が人間にあるという考え方を全面的に否定」する。しかし、連立合意では、気候変動への適応を重視し、グリーンな成長促進と有害な排出対策を進める方針を確認し¹²、2025 年度予算もこの合意に沿った方向で策定された¹³。

気候目標は維持しつつ、過剰な規制を見直し、技術的により幅広い選択肢を追求する姿勢は、右派ポピュリスト政党のみの主張ではない。EU が直面する産業立地競争力という

¹⁰ President Meloni's speech at the 29th Conference of the Parties to the UN Framework Convention on Climate Change (COP29), 13 November 2024.

¹¹ Germany's AfD among most hardline climate sceptics of all European right-wing parties – study, Clean Energy Wire, 26 Feb 2019.

¹² 自由党の気候変動問題に対する姿勢はカンパネッラ、ローレンスによる。自由党、自由民主国民党（VVD）、新しい社会契約（NSC）、農民市民運動（BBB）による連立政権は、与党 4 党の党首は全員下院に留まり、中央政界とは関わりのない者を半数閣僚にするという取決めに基づいて発足した。

¹³ 「オランダ、難民・移民政策を重視した 2025 年度予算案を発表」ジェトロ短信、24 年 9 月 25 日。

課題の解決策として、中道派の間でも共有され、VDL 2.0 の欧州委員会の体制にも反映されている¹⁴。今後打ち出される政策の方針にも投影されることになる。

（２）世論の支持

EU による環境・気候変動対策とその実現に深く関わるエネルギー政策への世論の支持は欧州議会選前に行われた「ユーロバロメータ」特別調査でも確認できる¹⁵。

① 全体の傾向

EU 全体では、環境規制、環境保護のための公的な財源の拡張を支持し、環境意識が高くかつ環境保護のコストの価格転嫁に前向きな消費者が多数派である。

「環境問題が日常生活や健康に直接影響をもたらしている」に「同意する」割合は 78% に上り、「環境保護のために EU 法は必要」に「同意する」割合は 84% で「同意しない」の 13% を大きく上回る。「より環境にやさしい経済への移行を支援する公的財源の規模」では「不十分」が 60% で最も多く、「適正」が 23%、「多すぎる」が 6%、「わからない」が 11% で、過半数が公的セクターのより踏み込んだ役割を望んでいる。「修理が容易で、リサイクル可能、または環境的に持続可能な方法で生産された製品に対して、より高い価格を支払う」、つまり循環型経済に伴うコスト負担を受け入れる割合も EU 全体で 59% と過半数を占める。但し、「環境浄化のコスト」については、「企業が払うべき」に同意する割合は 92%、「公的機関が払うべき」に同意する割合は 74% を占める。

エネルギー政策に関する調査では、エネルギー危機を経て、EU によるエネルギー政策への期待が高まったことが確認できる。「EU のエネルギー政策¹⁶の意味」を選択する設問（9 項目から最大 3 つを選択）では、「消費者にとってより手ごろなエネルギー価格の確保」を選択した割合が 40% でトップ、「革新的なエネルギー技術への投資」が 33% でこれに続く。それぞれ 13% ポイント、9% ポイント、2019 年の前回調査から上昇している。「気候中立化の推進」は 25% で、前回から 16% ポイント低下した。過去 5 年間の EU のエネルギー政策の実績を問う設問（10 項目から最大 3 つを選択）でも「再生可能エネルギーへの

¹⁴ 本報告書第 2 章第 2 項網谷論考参照。

¹⁵ European Commission Special Eurobarometer 550 “Attitudes of Europeans towards the environment, Fieldwork: March-April 2024” 及び 555 “Europeans’ attitudes towards EU energy policy, Fieldwork: April - May 2024”

¹⁶ 環境、エネルギーは、EU と加盟国の共有権限であり、エネルギー構成の決定は、加盟国の権限として、加盟国の権利を尊重しつつ、EU 運営条約 192 条 1 項を根拠とする EU 立法で制限している（前掲須網、42 頁）。

投資支援」を選択した割合が 35%、「革新的なエネルギー技術への投資」が 27%、「手ごろなエネルギー価格の確保」が 25%など上位である。

「EU がエネルギー問題についてより積極的な役割を果たすべきか？」という設問に対しても、「EU レベルでの協調的かつ統合された行動 (36%)」、「(加盟国間の相互接続や原子力の安全性など) 特定のエネルギー問題についてのより協調された行動 (27%)」の合計で 63%、さらに「危機によって正当化された場合のみ (14%)」を加えると全体の 77%が支持する。

これらのサーベイの結果は、EU 域内で気候懐疑主義が非主流派であることと表裏一体である。「気候中立化目標を達成」することによって、「気候変動との闘いと環境保護に寄与する」という見解には全体の 81%、「クリーンエネルギー分野での新たな雇用を創出し、投資を引き付ける」と「地域社会と企業はクリーンエネルギーへの移行の一部」には全体の 79%、「エネルギー依存度を減らす」には 76%が同意しており、気候中立化への取り組みの効果を圧倒的な多数がポジティブに評価している。

今後 5 年間に EU が優先的に取り組むべき課題を選択する設問 (11 項目から最大 3 つを選択) では、「EU 全域のエネルギー消費の削減」の 27%、「エネルギー面での自立性の向上」の 26%を抑えて、「消費者にとってより手ごろなエネルギー価格の確保」が 30%と最も多く選択されている。

EU による環境・気候変動、エネルギー政策が EU 市民から継続的に支持されるためには、エネルギー・コストを抑制することが重要と言えよう。

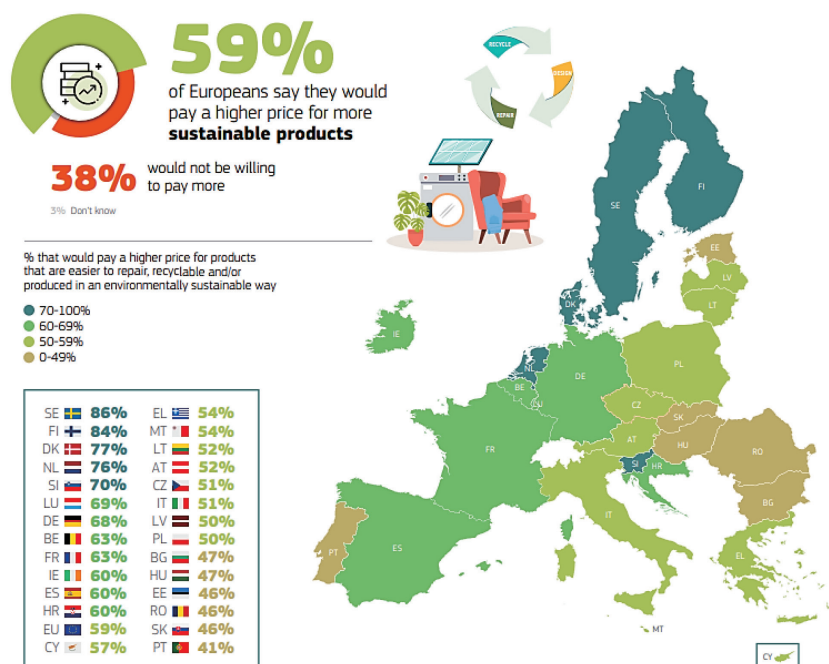
② 圏内格差

EU 全体では環境意識が高く、規制の価格転嫁を通じたコスト負担の許容度も押し並べて高いといっても、EU 域内には温度差もある。

環境や気候変動対策、エネルギー転換への意識は、若年層ほど高い印象があるが、ユーロバロメータを見る限り、多くの項目で、世代間の格差は、加盟国間の格差ほど目立たない。

若年層ほど支持が高い傾向が観察されるのは、エネルギー政策に関する「EU レベルでの協調的かつ統合された行動」に対する支持であり、「EU が 2050 年までの気候中立化目標を掲げる」効果として、「気候変動との闘いや環境保護に寄与する」、「クリーンエネルギー分野における新規雇用の創出と投資の誘致につながる」などポジティブな効果への期待である。「環境浄化のコスト」は「公的機関が払うべき」を選択した割合も若年層ほど高い。

図表3 ユーロバロメータ特別調査「サステナブルな製品により高い価格を払う割合」



(出所) European Commission “Attitudes of Europeans towards the environment, Infographics

サステナブルな製品により高い価格を払いますか？		はい	いいえ	わからない
年齢	15-24	61	37	2
	25-39	60	37	3
	40-54	59	39	2
	55+	59	38	3
教育終了年齢	15歳以下	47	50	3
	16-19歳	55	42	3
	20歳以上	69	29	2
	在学中	66	31	3
職業	自営業	61	37	2
	管理職	67	31	2
	その他事務職	61	36	3
	肉体労働者	55	42	3
	家内労働者	47	51	2
	失業者	49	47	4
	退職者	60	37	3
	学生	64	33	3
支払いの困難さ	ほとんどいつも	41	56	3
	時々	51	46	3
	ほとんど／決してない	65	33	2
階級	労働者階級	50	46	4
	下層中流階級	58	39	3
	中流階級	62	36	2
	上層中流階級	73	26	1
	上流階級	79	21	0

(資料) European Commission, Special Eurobarometer 550, Eurobarometer Report “Attitudes of Europeans towards the environment, Fieldwork :March-April 2024” p. 44.

他方、「サステナブルな製品により高い価格を払う」という回答に同意する割合は地理的には南北・東西間に大きな開きがある（図表 3－上地図）。世代間の差は殆どなく、学歴（表では「教育終了年齢」）や職業、経済事情（同「支払いの困難さ」）、所得水準（同「所得階層」）による差が明確である（図表 3－下表）。

（３）小括—グリーン・ディール関連法制のブリュッセル効果の潜在力

グリーン・ディール関連法制はブリュッセル効果を発揮する潜在力を有する。その先進的な性格から、ブリュッセル効果の 5 つの要素の 1 つである「厳格な基準」を満たす。EU 市場に何らかの形でアクセスを望む企業は適合を要する「非弾力的対象への規制」である。

但し、グリーン・ディールのブリュッセル効果の影響の範囲や程度は、EU がクリーンで持続可能な産業が集積するサプライチェーンの中心地、かつ、消費地として発展する好循環の軌道に乗ることができるかによって決まるのではないか。

EU は、サステナブルな製品の「大規模な消費市場」として世界をリードし続けることはブリュッセル効果を高めるが、そのためには、経済・社会モデルの転換に必要な十分な投資が行われ、雇用・所得の伸びが維持される必要がある。

ブラッドフォードも指摘する通り、EU 規制は「どこで製造されるかは意に介していない」¹⁷のものであったが、グリーン・ディール関連法制の「循環型経済行動計画」や非財務情報開示指令などは、サプライチェーンのニアショアリング、つまり近隣への産業集積を促し、EU のサステナブルな製品のサプライチェーンの中心地としての発展を促す効果を持つ。

カーボンリーケージ（炭素漏出）の防止策として、ETS（排出量取引制度）の強化による無償枠の段階的な削減、最終的な廃止に向けて CBAM（国境炭素調整メカニズム）を導入する¹⁸。CBAM を巡っては、提案当初から、貿易制限措置であり、世界貿易機関（WTO）協定違反との批判があり、グローバルサウス、特にインドは強く反発してきた¹⁹。

¹⁷ ブラッドフォード（2022）107 頁。

¹⁸ 2023 年 10 月に移行期間による報告義務が開始、2026 年 1 月の本格適用開始が予定されている。CBAM の対象は、当初は、セメント、電力、肥料、鉄鋼、アルミニウム、水素だが、移行期間中に対象製品の拡大について検討し、2030 年までには EU ETS の対象部門の全てを段階的に対象製品にする予定。概要は、「世界をリードする EU のカーボン・プライシング（2）CBAM」『ジェトロ地域・分析レポート』2024 年 5 月 27 日が詳しい。

¹⁹ EU は、環境上の理由による例外を認める WTO の規定（General Agreement on Tariffs and Trade (GATT), Article XX.）に準拠する設計と説明している。関根豪政「EU の炭素国境調整メカニズム（CBAM）の WTO 協定上の評価—温暖化対策における競争平準化の意味と紛争回避—」財務省財務総合政策研究所「フィナンシャル・レビュー」令和 6 年第 1 号（通巻第 155 号）2024 年 2 月 105-128

こうした施策が、クリーンで持続可能な産業の立地としての EU の競争力を高めるか、現時点では定かではない。移行期間の CBAM は、在欧州の輸入業者にとって、輸入品の炭素含有量やコストを測定する技術的・実務的な困難さ、計算や報告が負担になっている。

CBAM の産業の域外移転リスクを阻止する効果には限界もある。CBAM は、排出削減努力の程度が異なる国々の間で、対象製品に対する競争条件を均等化するものである。対象製品を素材として使用する川下製品の輸入、輸出市場における競争には効果がない。

VDL 1.0 の EU は、補助金などの公平な競争を歪曲する措置に対抗するツールの整備も進めた²⁰が、その行使は諸刃の剣となり得る。一例が、中国製バッテリー電気自動車 (BEV) へのアンチ補助金調査に基づく追加関税²¹や、外国補助金規則 (FSR) に基づく EU 圏内の競争入札に参加した中国の鉄道車両メーカーや風力発電用タービン、太陽光発電事業者の調査などである。追加関税は対象国の対抗措置を引き出し、輸出機会を喪失するリスクを伴う。アンチ補助金措置の相殺関税や補助金の利益を得ている企業の政府調達への参加に制限を掛けることは、脱炭素化に貢献する製品の普及やインフラ整備のコストを割高にし、遅延させることにもつながり得る。

クリーンで持続可能な産業の集積と消費地として発展について、2024 年 9 月に、欧州中央銀行 (ECB) 前総裁でイタリアの前首相でもあるマリオ・ドラギ氏が 1 年がかりでまとめた「欧州の競争力の未来」に関する報告書 (以下、ドラギ報告と表記) が示した現状認識は厳しい。成長戦略であるはずの欧州グリーン・ディールが、グリーン移行を支える産業も含めた空洞化を引き起こすリスク²²に警鐘を鳴らしている。「クリーン技術の製造能力を維持発展させる野心を抱いているにも関わらず、EU 企業の減産、操業停止、部分的または全面的な移転など、逆方向に展開している複数の兆候がある」とも指摘している。序文は、EU が競争力と生産性の向上に失敗すれば、「持続可能な環境における繁栄、公平、自由、平和、民主主義などの基本的権利を人々に提供できなくなる」、「欧州は存在意義を

頁は違反認定の可能性があるが、CBAM 規則が WTO 違反と明示されることは、WTO が温暖化対策の足枷になるというメッセージとして受け止められかねないため、WTO 内に国境炭素調整について検討する委員会を設けて、専属的に議論を行うなど対話を通じた解決が望ましいとしている。インドによる CBAM 批判は本報告書第 3 章 3 項参照。

²⁰ 伊藤さゆり (2025) 「経済安全保障と競争力：フィンデアライエン体制 1 期目の成果と 2 期目の課題」『世界経済評論』2025 年 1 月 2 月号で論じた。

²¹ 同調査は 23 年 10 月 4 日に欧州委員会が開始した。10 月 4 日の採決で、フランスやイタリアなど 10 カ国の支持、ドイツやハンガリーなど 5 カ国の反対、スペインやチェコなど 12 カ国の棄権で可決され、10 月 29 日に EU 官報に掲載され、30 日に発動された。中国製 BEV 相殺関税発動までの経緯と各メーカーに対する関税率は「EU、中国製 BEV に対する相殺関税措置を発動、協議継続の方針表明」ジェトロ『ビジネス短信』2024 年 11 月 6 日で解説されている。

²² Draghi Part A 37 頁。

失う」、「福祉、環境、自由のいずれかを妥協しなければならないところまで来ている」と危機感に満ち溢れている²³。欧州産業連盟（ビジネス・ヨーロッパ）もドラギ報告を受けて「EU は世界の競争相手に遅れをとっている。これは欧州企業が日々経験している現実である」という認識を示した。

EU が、サステナブルな経済・社会モデルへの転換に合わせた域内産業構造の転換と競争力の強化を実現できなければ、ブリュッセル効果の範囲は狭まる。

次項で、何が EU の競争力を削ぎ、グリーン・ディールの成長促進効果を妨げているのか、VDL 2.0 は、この問題にどう向き合おうとしているのかを明らかにしたい。

3. VDL 2.0 における環境・気候変動対策の展開

（1）米中との比較で見た EU の気候変動対策の特徴

① 気候変動対策の 3 つのツール

気候変動対策の推進のツールは大きく分けて、（i）カーボン・プライシング（炭素税、ETS）、（ii）セクター毎の削減軌道の計画の策定、（iii）インセンティブ（補助金、税額控除）の 3 つがある。これら 3 つの手段の利点と問題点は、フランスのボヌル首相（当時、在任期間 2022 年 5 月～2024 年 1 月）の要請でピサニフェリーらがまとめた「気候変動政策の経済的なインプリケーション」に関する報告書（以下、ピサニフェリー報告と表記）²⁴ は以下のように整理している。

まず、（i）のカーボン・プライシングの利点は、価格のシグナルによって企業や家計の効率的な選択を促し、再分配可能な収益を生み出すことである。専門家の支持は高く、世界銀行の報告書からは、世界の排出量に占めるカーボン・プライシングによるカバー率は 2024 年 4 月 1 日時点の 24% に達しており、2020 年代に入って弾みがついたことが確認できる²⁵。但し、カーボン・プライシングが排出量削減効果を発揮する大前提は、制度が信頼されていることである。気候中立目標の達成を保証するようなシャドープライスを設定するメカニズムが必要であり、要求の厳しいアプローチであるという。

次に、（ii）の計画は、意思決定者が削減コストとその将来動向について十分に情報を得ている場合にのみ費用対効果が高いという。経済的なコストや政治的な受容度の不透明感

²³ 前掲 Part A 5 頁。

²⁴ Jean Pisani-Ferry and Selma Mahfouz “The Economic Implications of Climate Action A Report to the French Prime Minister” November 2023. 総論の他、テーマ別の各論がある。

²⁵ World Bank. State and Trends of Carbon Pricing 2024、12 頁。

などの問題点がある。

(iii) のインセンティブは、経済主体に制約を課さず、結果に応じて時間をかけて調整できる利点がある。他方、パリ協定批准国が国連に提出する温室効果ガスの排出削減目標(NDC)などの目標達成を約束するものではなく、他の2つの手段よりも財政コストが膨らみやすい問題点がある。

ピサニフェリー報告は、世界の気候変動対策に、気候中立の実現に向けた「意欲」だけでなく、推進手段の組み合わせ(=「アプローチ」)にも乖離が生じており、「同じ制約を受けず、規律を課さない主要なライバル(筆者注:米国、中国)と直面する欧州が自らを過度にリスクの高い方程式に追い込んでいるのではないか」²⁶と疑問を投げかけている。

(EU のケース)

ピサニフェリー報告は、EU の気候変動対策は、3つのツールのうち、(i) のカーボン・プライシングが中核にあるとした。EU の ETS は 2005 年と世界に先駆けて稼働を開始し、以後、EU の CO₂ の排出量は景気変動による振幅を伴いながらも削減傾向を辿ってきた。

グリーン・ディールでは、ETS は強化と拡張が図られると同時に、2035 年以降の内燃機関自動車の販売禁止など、(ii) の計画(規制)も気候目標の引き上げと整合的な方向に策定された。

EU の気候変動政策は、(iii) のインセンティブの活用に関して特有の制約がある。財源に関しては、財政主権は加盟国にあり、EU 予算は GDP の 1%程度と加盟国の予算の同 49.0% (2023 年) に比べて、遥かに小さい。一方、加盟国による補助金などの国家援助は、域内の競争を不当に歪めるおそれがあり、「域内市場と両立しない」として EU 運営条約(TFTU) 第 107 条 1 項で原則禁止とされている。

VDL 1.0 では、こうした制約の下で、気候目標達成のためのインセンティブを強化するための様々な試みがなされた。EU の共通財源に関わるものとしては、2021~2027 年の 1 兆 2,110 億ユーロ(2018 年価格で 1 兆 740 億ユーロ)の EU 予算の多年次財政計画(MFF)と EU 共同債で財源を調達する時限的な復興基金「次世代 EU (NGEU)」の 8,069 億ユーロ(2018 年の価格で 7,500 億ユーロ)を組み合わせることで、総額 2 兆 1,800 億ユーロ

²⁶ Pisani-Ferry et al. 総論編 140 頁。

に増強したことがある。NGEU の中核的枠組みである「復興・強靱化ファシリティー (RRF)」は、EU がロシアのウクライナ侵攻後に打ち出した脱ロシア産化石燃料の「REPowerEU」での利用を認める形に改変した。2030 年気候目標の実現と EU の産業競争力強化、質の高い雇用の創出、エネルギー面での自立を後押しする「ネット・ゼロ産業法 (NZIA、24 年 6 月発効)」の始動にあたっては、EU の複数の予算枠やプログラムを統合して戦略的技術への資金支援を提供する「欧州戦略技術プラットフォーム (STEP)」²⁷ イニシアチブを立ち上げた。

加盟国による補助金に関しては TFTU 第 107 条 2 項の例外措置の適用に加えて、同 3 項の「欧州の共通利益に適合する重要プロジェクト (IPCEI)」も従来よりも積極的に活用するようになった。

(中国のケース)

中国では、(ii) の計画と (iii) のインセンティブの役割が大きい。インセンティブを巡っては、米シンクタンクの戦略国際問題研究所 (CSIS) は、2022 年に公表した報告書で、2019 年時点の中国の産業政策関連の支出は中国固有の仕組みも含めた金額で GDP の 1.73% と、米国の 0.39%、日本の 0.50%、ドイツの 0.41%、フランスの 0.55% を遥かに上回ることを明らかにした²⁸。2020 年代に入ると米国はインフレ抑制法 (IRA、2022 年 8 月発効)、EU は NZIA で産業政策の強化に動いたが、中国でも「国家安全」を重視する政策の下、広義の補助金は拡大方向にある²⁹。

カーボン・プライシングについては、2021 年 7 月に全国レベルの ETS の運用が始まった³⁰が、現在の対象分野は発電事業者のみであり、役割は限定的である。カーボンプライ

²⁷ 「EU グリーン・ディール産業計画の財政支援策「STEP」が政治合意、新規予算は限定的」ジェトロ・ビジネス短信、2024 年 02 月 15 日。クリーンで資源効率の高い技術のほか、デジタル技術とディープイノベーション、バイオテクノロジーも対象。革新性か、戦略的依存関係の削減または防止に貢献するという条件のいずれかを満たす必要がある。

²⁸ Gerard DiPippo, Ilaria Mazzocco and Scott Kennedy “Red Ink: Estimating Chinese Industrial Policy Spending in Comparative Perspective” A Joint Report of the CSIS Economics Program & Trustee Chair in Chinese Business and Economics, May 2022, 30 頁。

²⁹ 「チャートは語る 中国企業に「隠れ補助金」 ゆがむ競争、米欧は保護主義に」日経電子版 2024 年 10 月 5 日では、近年、「研究開発費を補填するような直接的な補助金」を上回るペースで、WTO のルール上、他の加盟国の利益を損なう補助金とは見なされない「間接税の払い戻し」が膨らみ、「両者の差が広がって」いる「多額の税還付を受けた企業は中国の重点産業に目立つ」と指摘している。

³⁰ 中国の全国 ETS の制度概要は、環境省「第 2 回 税制全体のグリーン化推進検討会」参考資料「諸外国におけるカーボンプライシング導入状況等」44 頁を参照した。中国の全国 ETS の方向性については「全国 ETS 開始から 3 年、累計取引額約 270 億元 (中国)」ジェトロ・ビジネス短信 2024 年 07 月 23 日。

スの水準は欧米等の制度に比べて低い³¹。全国 ETS のベンチマークは、中国の NDC である「2030 年までの排出量ピークアウト、2060 年までのカーボンニュートラル」を「考慮している」とされる。ピサニフェリー報告は、排出枠が潤沢に供給され、排出量の上限の厳格な設定がなされていないとして、目標とのリンクは弱いことを示唆している。

中国市場は、企業間の競争が激しく、国内市場の規模が大きく、部品・材料などのサプライヤーが厚く、競争上の優位を築く上での有利な条件を備える³²。社会実装がスムーズな点もイノベーションに有利である。米国による輸出規制は、中国政府による大規模な補助金による支援もあって内製化を促す面もある。過去においては太陽光パネルのように支援対象となった戦略産業は急拡大を遂げ、過剰生産に陥り、淘汰されてきた。BEV 関連産業も中国国内では過当競争に陥る一方、従来は、米欧が低価格の中国製品の受け皿となってきた。しかし、足もとでは米欧は追加関税などの対抗策によって、中国の過剰生産によるデフレ圧力を受けることを回避しようとしており、ASEAN など、その他の市場に向かいやすくなっている。

(米国のケース)

米国では、気候変動が党派間の対立軸の 1 つとなっており、気候目標へのコミットメントは、政権によって大きく振れている。

2021 年からのバイデン政権期には、トランプ 1.0 (2017 年 1 月～2021 年 1 月) で離脱したパリ協定に復帰し、NDC として 2030 年までに 2005 年比 50～52%減の削減、2050 年までのネット・ゼロを掲げた。

バイデン政権期に EU と米国の気候中立への「意欲」の乖離は縮まったが、実現手法では乖離が広がった。バイデン政権期には、クリーンエネルギー経済への移行関連も含むインフラ整備のための「インフラ投資雇用法 (IIJA、2021 年 11 月発効)」に続く、気候変動・エネルギー安全保障対策を進める IRA、半導体産業でも「CHIPS・科学法 (2022 年 8 月発効)」を打ち出すなど、大胆なインセンティブの拡大に動いた。バイデン政権はクリーンエネルギー・脱炭素に関わる大規模な事業計画が次々に立ち上がったとし、バイデン政権

³¹ World Bank 27 頁。

³² 田村秀男「EV 大国の中国、自滅への道？ 過当競争、欧米からの反発…」月刊正論 ONLINE 2024/8/25 では、中国は米国の経営学者マイケル・ポーターによる国の競争力を決める 3 条件で米欧日を圧倒するが、過当競争、不動産バブル崩壊不況、米欧からの強烈的な反発という落とし穴にははまっていると論じている。

発足以降、「未来の製造業」のための民間投資は公表された案件の累計で、半導体・エレクトロニクス の 4,460 億ドル、EV・バッテリーの 1,840 億ドル、クリーン電力の 1,960 億ドルなど 1 兆ドルに達した（図表 4）³³。IRA の効果に関わる中島学の論考³⁴では、事業案件の急増の一方で、審査の集中・承認手続きの長期化、更には地域社会における新たな技術への懸念・反発（社会的受容性の遅れ）などの動きが見られること、投資が「経済的に良好でマネタイズしやすく、技術的障壁も低い技術に集中」する傾向があること、「グリーン水素や CCS（CO₂ の分離回収・貯留技術）、蓄電システムや送配電網のように収益化が難しく、技術的にもハードルの高い技術には十分投資が行き届いていない」などの問題点があるとする。それでも、米国には、「革新的技術を武器とするスタートアップ企業とそれを支援する官民・金融の土壌や仕組みが整っている」ことから、「エネルギー・トランジションの停滞状況を乗り越え、限界を突破するようなブレークスルー技術や新たな事業モデルの登場」する余地もあると見ている。

図表 4 バイデン政権期の米国における「未来の製造業」の民間投資額

分野	投資額 (億ドル)
半導体・エレクトロニクス	4,460
EV・バッテリー	1,840
クリーン・エネルギー製造業及びインフラ	920
バイオ医薬製造	630
重工業	500
クリーン電力	1,960
合計	10,310

（出所）White House, President Joe Biden Investing in America（2020 年 12 月 20 日更新）を元に筆者作成。

バイデン政権の米国のアプローチは EU にとって 2 つの面で脅威となった。1 つは政府支援の規模の大きさであり、もう 1 つは、IIJA の「ビルド・アメリカ・バイ・アメリカ（BABA）法」や、IRA の税額控除の適用条件など製造業の国内回帰・振興という狙いが明らかなことである³⁵。

³³ White House, President Joe Biden Investing in America（2020 年 12 月 20 日更新）による。

³⁴ 中島学「米国のエネルギー・トランジション—インフレ削減法（IRA）がもたらす新たなエネルギーの波—」独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構『石油・天然ガス資源情報』2024/03/15。

³⁵ BABA 法は連邦政府資金が用いられるインフラ建設計画に米国製品の使用を求める。IRA の EV 税額控除には①最終組み立て要件、②重要鉱物要件、③バッテリー部材の 3 要件がある。

クリーンエネルギー・脱炭素投資への大胆なインセンティブの拡大の一方、連邦レベルでのカーボン・プライシング制度は導入しておらず、州や地域のレベルでの導入に留まる。結果として米国の ETS は炭素排出量に対するカバレッジが低い³⁶。カリフォルニアの CaT では、価格高騰対策として固定価格で排出枠を売却する制度を採用しており、EU ETS よりもカーボンプライスは低い水準にある。

規制に関してもカリフォルニア州がゼロエミッション車（ZEV）関連規制に動くなど、州や地域によるばらつきがあり、NDC とのリンクは弱い。

さらに、25 年 1 月 20 日に始動したトランプ 2.0 は「MAGA（Make America Great Again〈米国を再び偉大にする〉）」を掲げる。パリ協定から再離脱、エネルギー生産に対する規制を撤廃、化石燃料の採掘推進など脱炭素化と逆行する政策を推進しようとしている。

財政面では、2025 年末に期限を迎えるトランプ減税（2017 年成立の減税・雇用法（TCJA）の延長、法人税率の引き下げ（21%→20%、米国内で製造する企業には 15%）などを掲げる。IRA は、クリーンエネルギー生産などに対する税額控除の恩恵は共和党が優勢な州に大きいことなどから、全面的な廃止よりも、新たな条件の設定などの見直しが行われる可能性が高いと見られている³⁷。

政権交代によって手法は変わっても、米国が政策的に米国内への投資と米国での生産を重視する姿勢は変わらないと思われる。同時に、NDC などの形での米国の気候変動対策への政治的なコミットメントが弱まったとしても、革新的な技術の創出やその事業化を促す市場のメカニズムが大きく影響を受けることもないと思われる。

（２）EU の課題—3 つのギャップの縮小—

EU の立地競争力低下の直接的な引き金は、ロシアのウクライナ侵攻を契機とするエネルギー調達環境の急変であり、米中間の技術覇権競争の激化、経済的な相互依存関係の見直しも圧力となっている。

EU が、クリーンで持続可能な産業が集積するサプライチェーンの中心地、かつ、消費地として発展するためには、エネルギー、産業政策、イノベーションの 3 つの領域でのギャップを縮小することが必要である。

³⁶ Pisani-Ferry et al.によれば、2021 年時点で EU（EEA）の 50%、中国の 36%に対して、米国は 7%に過ぎない（139 頁）。

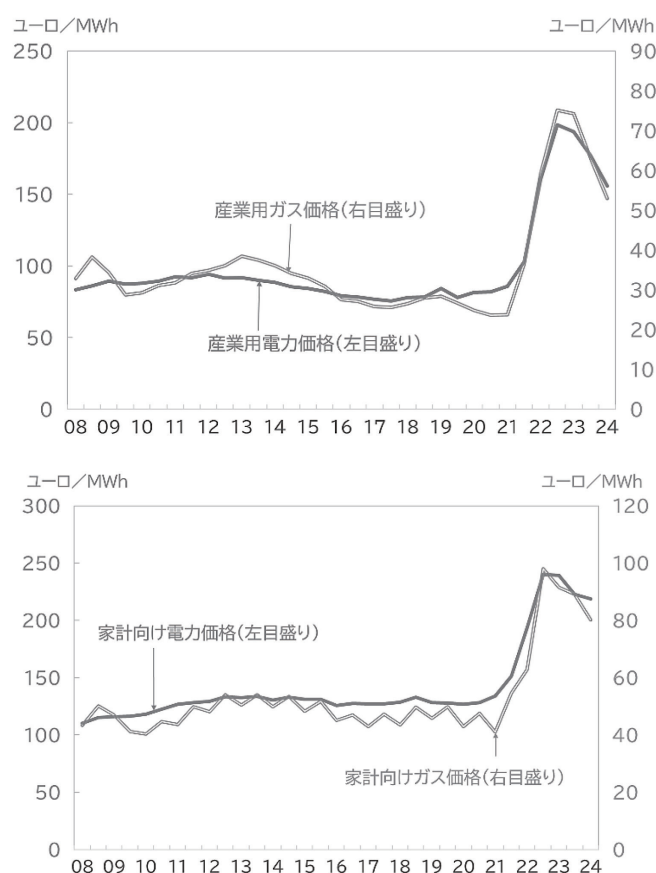
³⁷ 加藤翔一「トランプ新政権の財政政策の見通しと影響（米国）」ジェトロ『地域・分析レポート』2024 年 11 月 25 日。

① エネルギー・コストのギャップの縮小

EU の産業用電力価格、ガス価格は、ウクライナ侵攻後のピーク比では落ち着いてきたが、24 年上半期時点で侵攻以前の平均的な水準を 1.7～1.8 倍上回る水準にある（図表 5－上）。これにより、EU の電力価格は米国、中国のおよそ 2 倍となり、ガス価格も米国の 2 倍、中国の 1.3 倍となっている。輸入化石燃料に依存する度合いが高い日本も上回る水準である。EU は、エネルギー集約型の素材産業の立地としては大きなハンデを背負うことになった。エネルギー効率の向上と脱炭素化は、米中との差を埋め、EU の産業立地の競争力を回復するための切迫した課題となった。

同様に、EU では家計向けの電力、ガス価格も高止まっている（図表 5－下）。前項のとおり、EU によるエネルギー政策がコストの低下につながることへの期待が高い背景である。

図表 5 EU のガス、電力価格



(注) 税を除く価格

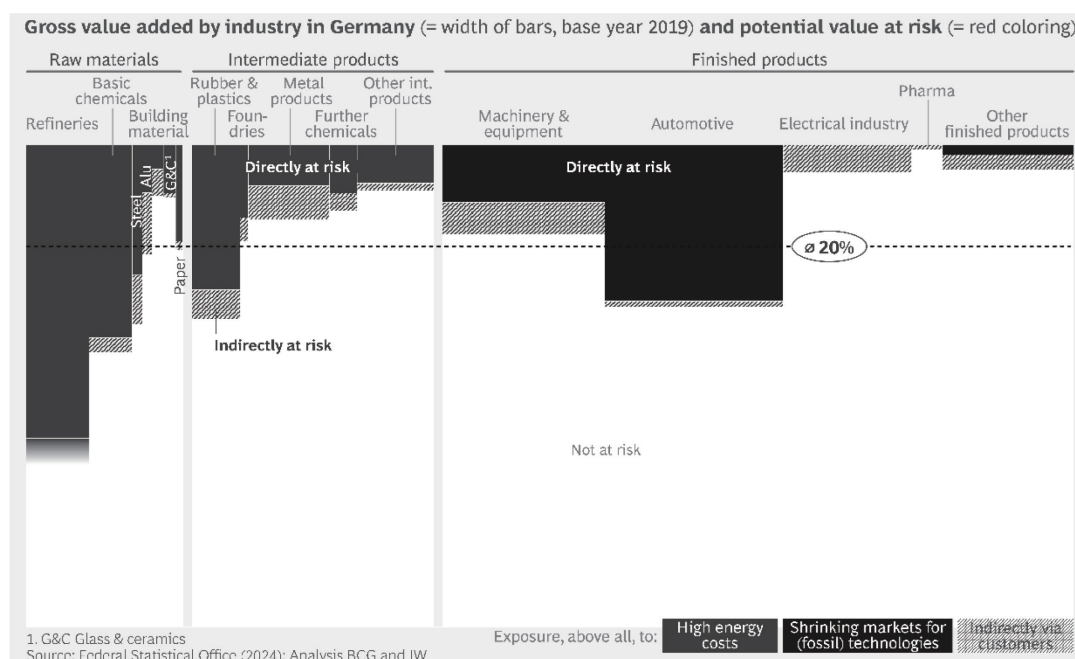
(資料) 欧州委員会統計局 (Eurostat)

② 野心的な目標・規制と産業政策のギャップの縮小

競争力の低下はエネルギー・コストだけが理由ではない。生産コストに占めるエネルギーの割合は業種によって大きな差がある。肥料では 71%、合金鉄とシリコンで 38%、一次アルミニウムで 34%などと高いが、医薬品では 0.9%、コンピューター・エレクトロニクスでは 0.6%に過ぎない。全産業平均では 1.7%である³⁸。

産業立地の競争力の低下と産業空洞化への危機意識はドイツで最も高い。EU の産業の中核に位置し、輸出型製造業への依存度が高いからである。24 年 9 月にコンサルタント会社 BCG とシンクタンク IG とドイツ産業連盟（BDI）がまとめた「産業立国としてのドイツの転換経路」と題した報告書³⁹では、原材料から中間財セクターはエネルギー・コストの上昇が脅威となっていること、他方、主力産業の自動車業界と一般機械では、エネルギー・コストからの脅威ではなく、EV 化の進展などで、従来型の技術とサプライチェーンの比較優位が低下した影響が大きいことを明らかにしている（図表 6）。

図表 6 ドイツの産業構造と各産業への脅威（潜在的な損失規模）



（注）幅は各産業の 2019 年の付加価値に占めるシェア、縦軸の長さは脅威の大きさを示す。

淡色は高エネルギー・コスト、濃色は化石燃料由来の技術の市場縮小、網掛けは間接的影響を示す。

（出所）BCG+IW+BDI “Transformation Paths for Germany as an Industrial Nation, Key points for a new industrial policy agenda” September 2024 Figure 2.

³⁸ European Commission “Report on energy prices and costs in Europe” COM(2024) 136 final.

³⁹ BCG+IW+BDI “Transformation Paths for Germany as an Industrial Nation, Key points for a new industrial policy agenda” September 2024.

自動車は産業連関の広い業界であり、その低迷の間接的な影響は原材料や中間財にも影響を及ぼす。目下、ドイツでは、自動車産業を中心に大規模な人員削減計画が相次いで打ち出されている（図表 7）。

図表 7 ドイツ企業のドイツ国内における大規模人員削減計画

企業名	業種	人員削減規模(人)
フォルクスワーゲン(VW)	自動車	35,000
ドイツ鉄道(DB)	運輸	30,000
ZF	自動車部品	14,000
コンチネンタル	自動車部品	13,000
ティッセンクルップ	鉄鋼	11,000
SAP	IT	5,300
アウディ	自動車	4,500
ボッシュ	自動車部品	3,800

(注) 以下のリスト掲載の企業のうち人員削減規模の上位企業。一部はその後の報道を反映して改変。

(出所) INSM Alarmierender Stellenabbau in DEUtschland を元に筆者作成。

自動車産業の苦境について、ドラギ報告では、「EU の計画不足の主要な事例」としている。EU は、2035 年までのゼロ排気ガスという野心的目標を設定したが、その実現に必要なサプライチェーンの転換を推進するようなフォローアップをしなかったことが問題としている。これに対して、中国は 2012 年から焦点を当て、重要な原材料の確保も含めて、より迅速に大規模に動いてきた。こうした違いによって、中国では「事実上すべての領域の EV 技術で世代先行し、低コストで生産するようになっている」という。中国から EU への EV 輸出の増加は、中国メーカーだけでなく、米国のテスラのほか、VW などの欧州勢も中国を EV の輸出拠点として活用し始めていたことによる。

エネルギー集約型産業は、高いエネルギー・コストだけでなく、脱炭素目標の達成のための公的支援と利用可能な持続可能な燃料への投資不足に苦しんでいる。

気候目標の達成に重要なクリーン技術では、中国が太陽光発電を始めとして軒並み高いシェアを占めるようになっている。欧州勢は、太陽光では圧倒的に劣勢だが、風力タービンや水素製造の電気分解装置で一定の存在感を示している（図表 8）。しかし、適切な産業政策による支援を欠いたままでは、太陽光や EV と同じように、強力な産業政策と国内市場の規模に後押しされた中国勢の圧倒的な価格競争力によって優位を失いかねないと警鐘をならす。

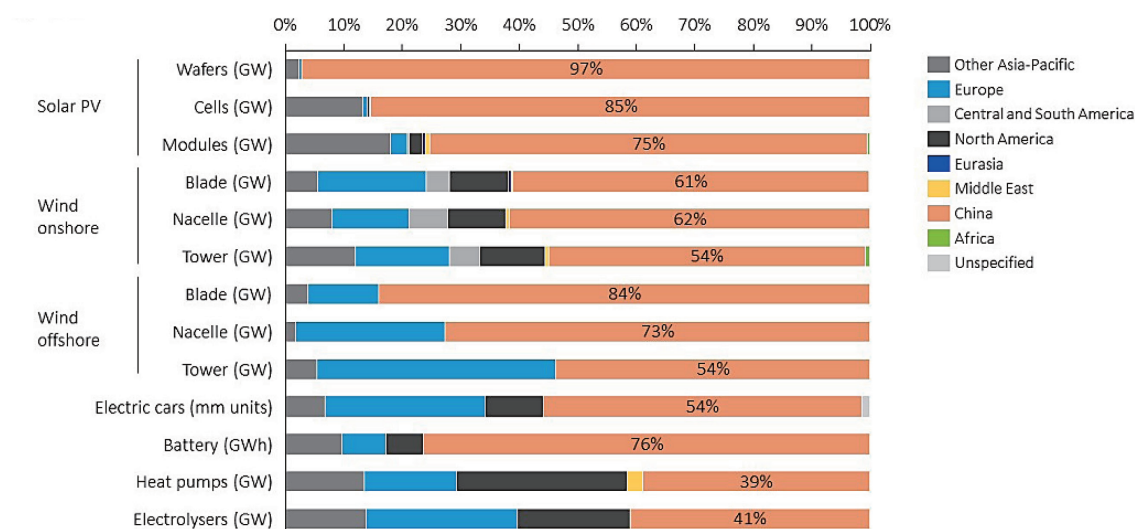
ピサニフェリー報告は、「気候変動と多国間主義と財政規律の 3 つを同時に擁護すること」は難しく、EU は過度に「リスクの高い方程式」から抜け出すために、いずれかのタイミングで「どれかを手放さざるを得なくなる」とし、財政の活用を過度に制限するリスクを指摘している⁴⁰。

野心的な目標・規制と産業政策の格差の縮小の実現手段は産業政策の強化だけではない。レッタ報告が単一市場の産業空洞化回避の主要な課題として強調しているのは「規制の枠組みの簡素化」である⁴¹。単一市場が構想された当時との環境の変化、欧州企業の事業拠点として単一市場が唯一の選択肢ではなくなり、「事業の一部またはすべてを移転する先として世界中の多くの国々が名乗りを上げている」。国ごとの規制の寄せ集めのような状態を解決する「欧州ビジネス法規（European Code of Business Law）」の確立や単一市場のルールの一貫した施行を求めている。

EU の脱炭素化が、中国の技術、生産能力に相当程度依存するものであるならば、ブリュッセル効果は事実上意義を失うように思われる。

EU は野心的な目標と産業政策による支援とのギャップを埋める必要がある。

図表 8 クリーン技術生産能力の地域別内訳（2021 年）



（資料）Mario Draghi “The Future of European Competitiveness, Part A”

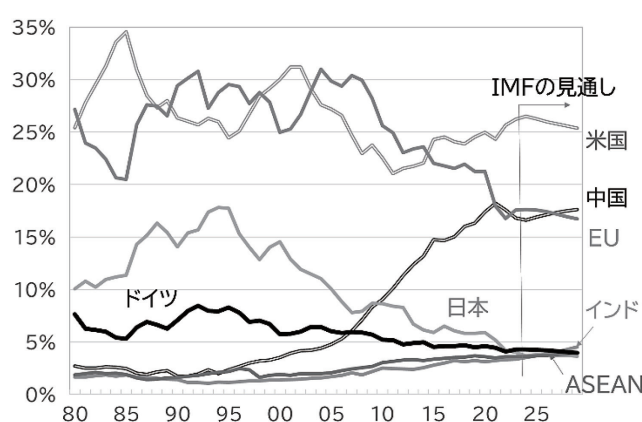
⁴⁰ 前掲総論編 140 頁。

⁴¹ Letta 9-10 頁。

③ イノベーション・ギャップの縮小

米国との競争では、EU はエネルギー・コストの面での不利に加えて、イノベーションの事業化、製造規模の拡大のプロセスに弱さがある。EU の拡大がいったん止まったことで、米国と EU の経済規模の差は開く方向にある（図表 9）。ドラギ報告では、米国と EU の成長格差の殆どはデジタル分野の格差で説明できるとし、投資率を米国と同程度まで引き上げる必要があるとする。

図表 9 世界の名目 GDP に占めるシェア



（注）EU と ASEAN は当該年の加盟国のみを集計。

EU=80 年 9 カ国⇒81 年 10 カ国⇒86 年 12 カ国⇒95 年 15 カ国⇒04 年 25 カ国⇒07 年 27 カ国⇒13 年 28 カ国⇒20 年 27 カ国

ASEAN=80 年 5 カ国⇒84 年 6 カ国⇒95 年 7 カ国⇒97 年 9 カ国⇒99 年 10 カ国

（資料）国際通貨基金（IMF）「世界経済見通しデータベース（2024 年 10 月）」

ドラギ報告が言及するイノベーション・ギャップの原因の 1 つとしてベンチャー企業への投資額の差がある。各段階の投資額は、米国を 100 とすると EU はシード期（企業前の準備段階）で 20、アーリー期（スタートアップとしての起業段階）で 27、レイター期（成長から安定的な拡大の段階）で 18 とごく小さい。株式上場や事業売却などのレイター期からのエグジットでも、資本市場の統合（資本市場同盟）が不完全で資本市場が「断片化」している EU よりも、米国市場に圧倒的な厚みがある。欧州の新興クリーン技術企業を米国に引き付けるものは連邦政府によるインセンティブだけではないのである。

イノベーションの創出につながる研究開発（R&D）への公的な支援に関しても EU には「断片化」の問題がある。ドラギ報告によれば、R&D 投資への公的支援は 2021 年時点では GDP 比では米国の 0.65%に対して、EU は 0.74%と米国を上回る規模だが、米国が全

額連邦政府の支援であるのに対して、EU の場合、EU 予算（ホライズン・ヨーロッパ）は 0.05%に過ぎず、残る 0.69%は加盟国政府によるものである。ドラギ報告では、加盟国間の調整の不足による非効率さや、利用に関する手続きの煩雑さなどが競争力の向上を阻む要因としている。ピサニフェリー報告も、EU が目標とルールを設定する一方で、その実施のコストの大部分を加盟国に委ねている点についてガバナンスの見直しを提言している⁴²。

イノベーション格差の縮小には、金融の強化は重要であり、公的支援の効果的な活用のためには財源の共有化や加盟国による支援プログラムの調整などが有効な対策となる。

EU はエネルギー移行のほか、米国との差が目立つデジタル技術、防衛安全保障、イノベーションを通じた生産性向上のために多額の投資が必要である。ドラギ報告では、合計 7,500～8,000 億ユーロの投資が必要としている（図表 10）。

図表 10 ドラギ報告「競争力回復に必要な追加投資額（2025～2030 年）」

EUの課題		必要投資額(億ユーロ)
エネルギー移行の達成	エネルギー	3000
	運輸	1500
デジタル技術におけるリーダーとなる		1500
防衛安全保障能力の増強		500
画期的なイノベーションで生産性を高める		1000～1500
上記計		7500～8000
GDP比		4.4～4.7%
マーシャルプラン(1948～52年)対GDP比		1～2%

（出所）Mario Draghi “The Future of European Competitiveness”

レッタ報告においてもドラギ報告においても、移行のために必要な膨大な投資のために潤沢な域内の貯蓄を米国に流出している状況を改める必要があり、「資本市場同盟」の深化、「欧州貯蓄投資同盟」の構築を提唱する。

（３）小括一「競争力コンパス」の行方

2024 年 12 月 1 日に始動した VDL 2.0 は、2025 年早々にも提示する「競争力コンパス」に基づいて、EU 域内産業の競争力強化に取り組む。フォン・デア・ライエン委員長は、競争力コンパスを、ドラギ報告の提言を土台とし、米中とのイノベーション格差の是正、

⁴² 前掲総論編 140 頁。

脱炭素の競争力のための共同計画、経済安全保障の強化を 3 本の柱にすると説明している（図表 11）⁴³。

脱炭素化と競争力のための共同計画として打ち出される「クリーン産業ディール」は、気候目標実現のための産業競争力の強化戦略であり、「欧州グリーン・ディール」の延長線上に位置づけられるものである。また、「欧州グリーン・ディール」の産業戦略として推進された循環型経済⁴⁴も、競争力コンパスの 3 本目の柱である経済安全保障強化策の一環として、競争力を意識しつつ展開されることになる。

EU が、エネルギーのコスト面での不利と米国、中国からの強い競争圧力の下、欧州グリーン・ディールで掲げた気候目標と経済成長の両立を実現するためには、ドラギ報告が求めた EU レベルでの共通財源に基づく欧州の公共財への投資やより踏み込んだ産業・エネルギー政策の調整は有効であろう。

図表 11 VDL2.0 の競争力コンパスの 3 本柱と主な内容

3本の柱	主な内容
米中とのイノベーション格差是正	- 研究とイノベーション、科学技術を経済の中心に据える - 欧州を次世代最先端技術の本拠地とする(テクノロジー主権の確立)
脱炭素化と競争力のための共同計画「クリーン産業ディール」	- 成長戦略・ネットゼロへのロードマップ「欧州グリーンディール」堅持 - クリーンで公正かつ競争力のある移行 - エネルギー・コストの引き下げ、クリーン・エネルギーへの投資 「欧州の自動車産業の将来に関する戦略的対話」(委員長直轄)
経済安全保障の強化	- 安定的で安全な供給網のための貿易・投資パートナーシップの拡大 - 全ての依存関係の見直し - バイオテクノロジー(重要医薬品法の制定) - 競争力ある循環型経済の促進

(資料) Speech by President von der Leyen at the European Parliament Plenary on the new College of Commissioners and its programme, 27 November 2024.

しかし、VDL 2.0 における EU の共通の財源の強化の産業政策での踏み込んだ協調は困難が予想される。伝統的な課題とも言える加盟国の利害対立に加えて、各加盟国における政治の分断、とりわけ統合の牽引役を果たしてきた独仏が指導力を発揮し辛い状況にあるためだ。

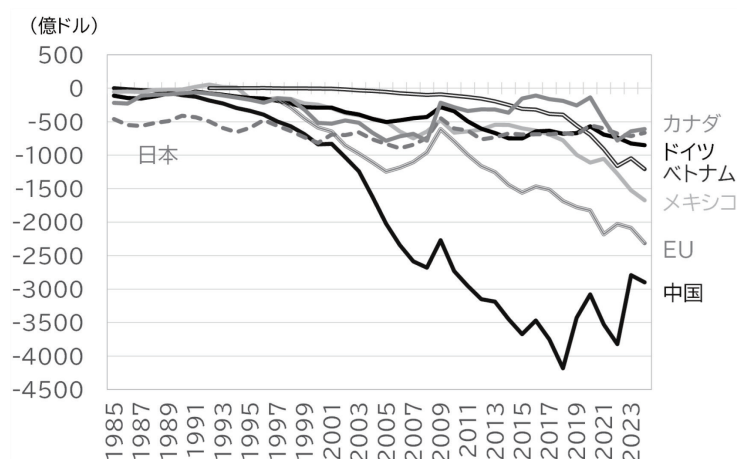
域外からの逆風も短期的には一層強まりそうだ。バイデン政権のインセンティブ重視の

⁴³ Speech by President von der Leyen at the European Parliament Plenary on the new College of Commissioners and its programme, 27 November 2024.

⁴⁴ European Commission “Circular economy action plan”

環境・気候変動対策は EU にとっての脅威ともなったが、対中国デリスキング（リスク軽減）と同盟国・同志国と供給網を構築する「フレンドショアリング」を支持した。しかし、トランプ 2.0 の政策転換は、EU 圏内に米国向けの輸出拠点を立地する採算性を悪化させ、産業空洞化の圧力となり得る。すでに就任前から自身の SNS に「私は EU に米国との途方もない赤字を埋めるために、石油とガスの大規模購入を行うべきだと伝えた。さもなければ、関税一辺倒だ！」と投稿している。欧米間の景気格差も一因となり、米国の EU の貿易赤字はトランプ 1.0 よりも膨らんでいる（図表 12）。トランプ 2.0 は EU に一段と厳しい姿勢で臨むだろう。

図表 12 米国の主要国・地域別貿易赤字



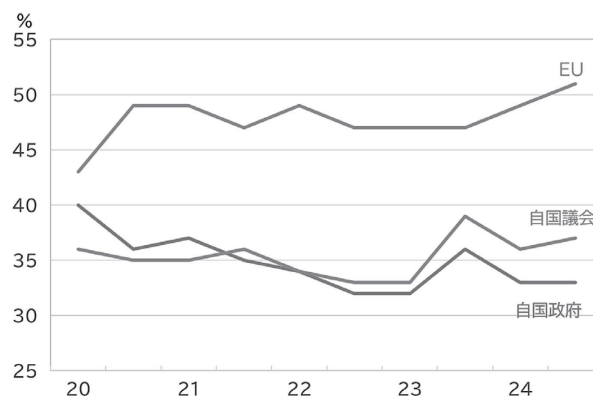
(注) 2024 年は 1～9 月の実績に基づく年換算値
(資料) 米センサス局

こうした厳しい環境にあっても、ブリュッセル効果にプラスとなる展開が考えられない訳ではない。2 項で見た通り、EU 市民の間では、気候目標への支持は固く、多国間主義を擁護する中道～左派への支持も根強い。2024 年秋に実施された「ユーロバロメータ」では、自国の議会における議席の断片化や、少数与党への転落などを背景に自国議会や自国政府への支持は低下しているが、EU への支持は高まっている（図表 13）。域内で突出したリーダーを欠き、財政面での活路は見いだせず、米中からの圧力が強まることで、資本市場同盟や欧州ビジネス法規の確立など、単一市場のルールを簡素化する方向への規制改革を通じて民間の活力を引き出す正攻法のアプローチを後押しすることは考えられる。

ブリュッセル効果の出発点は、自覚的なものではなく、単一市場のための法整備であっ

たことを思えば、原点回帰と言える展開である。

図表 13 EU 市民への意識調査（ユーロバロメータ）：各機関に対する信頼度



(資料) European Commission Standard Eurobarometer 102 - Autumn 2024.

4. おわりに—日本企業への示唆

ブラッドフォードのブリュッセル効果は、2010 年代後半までのファクトに基づき、2020 年に刊行されたものである。

その後、世界は EU が規範パワーを発揮し辛い対立的な環境に変化した。西側は、ウクライナを侵攻したロシアにドルやユーロ、円など国際通貨としての優位を切り札とする金融制裁に動き、ロシアは「天然ガス」を対抗措置の手段とした。対中国でも技術と市場、重要原材料を巡る駆け引きが展開されている。

相互依存関係を「武器」とする 2020 年代の世界では、EU が規範パワーを自覚的に行使しようとするれば、域外国は警戒を強める。米国による経済安全保障例外の多用と類似した批判的な見方が、EU の環境・気候変動対策にも向けられ、「気候保護主義」などと批判される。

国際協力銀行が 2024 年 12 月に公表した「2024 年度 海外直接投資アンケート結果」⁴⁵によれば、海外事業を取り巻く環境の不透明感から、日本企業は海外展開の強化・拡大に慎重になっている。有望先としては米国とインド、ASEAN 加盟国への期待が高い。縮小や撤退は少数派で、その殆どを競争が激化する中国からの自動車メーカーの撤退が占める。EU 市場に対しては米国やアジアほど期待は高くはないが、中国に対するほど警戒的では

⁴⁵ 株式会社国際投資銀行「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告 2024 年度海外直接投資アンケート調査結果（第 36 回）」2024 年 12 月 12 日。

ない。環境規制関連では CBAM の競争力への影響を 9.3%が、コーポレート・サステナビリティ・デューディリジェンス指令（CSDDD）は煩雑で対応が困難とする企業が 8.4%に上るが、それぞれについて全体の 40%強は「自社に影響がない」、およそ 35%が「わからない」と答えている。様子見の姿勢が強いようだ。

日本企業がグローバルにビジネスを展開するにあたって、個々の市場の規制動向などにきめ細かく対応する必要がある。EU の危機打開策が、気候目標と多国間主義を尊重した単一市場改革という正攻法で進めば、自由で開かれた多国間の国際秩序の支えとなる。ブリュッセル効果は自ずと高まり、グローバルに展開する日本企業にとっても利益となるシナリオだ。

しかし、EU が危機打開策として、気候保護主義を強める展開もあり得る。

先行きの展望には幅を持たせ、柔軟に対応する姿勢をとりたい。

（2024 年 12 月 30 日脱稿）

2025 年 1 月 20 日に始動した第 2 期トランプ政権（トランプ 2.0）は、第二次世界大戦後、米欧が形作ってきた国際秩序に否定的な立場をとり、価値共同体としての米欧関係に深刻な亀裂が生じている。トランプ大統領がプーチン大統領と、ウクライナ停戦に向けた直接協議に乗り出したことで、米欧の安全保障の共同体も揺らいでいる。EU は、停戦後のウクライナへの安全保障の提供も含めて、防衛・安全保障体制の強化に優先的かつ緊急で取り組む必要に迫られている。

ブリュッセル効果もトランプ 2.0 の攻撃対象である。トランプ政権が検討する「相互関税」は、相手国と同等に関税を課すものだが、その算出にあたって、輸出補助金に相当する付加価値税や米国企業の活動を不利にする規制も考慮に入れる。付加価値税率が高く、デジタル関連法に基づく米大手 IT 企業の調査を進める EU に譲歩を迫る経済的威圧のツールとしての性格も見え隠れする。

米欧の関係の変容が日本に及ぼす影響について注視が必要である。

（2025 年 2 月 26 日追記）

第5章 ブリュッセル効果の持続可能性と日本の対応

早稲田大学大学院法務研究科教授

須網 隆夫

1. はじめに

本章では、これまでの各章における検討を前提にしながら、ブリュッセル効果の持続可能性を総括する。「第3章 ブリュッセル効果各論」所収の各論稿が明らかにしたように、2020年代に入り、EUでは、デジタル、環境・気候変動、経済安全保障の3分野を中心に、企業活動を規制する立法制定が活発に展開されている。そして、それらの諸立法には、域外第三国における企業活動への域外適用を予定しているものが少なくない。そのため、それらのEU立法の域外への事実上・法律上の効果（ブリュッセル効果）は、国内の日本企業にも相応の影響を与えており、多くの日本企業がそれらのEU立法をモニターし、対応を検討することを余儀なくされつつある。本報告書は、個々のEU立法の内容を踏まえた、ブリュッセル効果の包括的検討であり、EU立法自体の分析に止まらず、そのようなEU立法が生まれる背景、EU立法によるEU産業の競争力への影響、EUの対外通商戦略をも視野に入れて、ブリュッセル効果を多角的に検討してきた。以下には、それらを要約しながら、現在のようなブリュッセル効果が今後も継続するのかを検討する。

2. EU法のブリュッセル効果—ブリュッセル効果とEUの対外戦略—

EUは、当初は、EU立法のブリュッセル効果をそれほど明確には認識していなかった。EU立法の多くは、第一次的には、域内市場を機能させながら、様々な政策目標を実現することを主眼としている。しかし、2010年代後半に制定された個人データ保護一般規則の影響は、EUにEU法が域外に対しても広範な規制力を有することを明確に認識させた。最近のEU立法は、以前の指令（directive）に代えて、規則（regulation）を多用する傾向にある¹。国内での実施に際して加盟国に裁量の余地がある指令よりも、直接適用性を有

¹ 指令も規則も法的拘束力を有するEU立法であるが（EU運営条約288条）、指令の名宛人は加盟国であり、加盟国に結果達成義務を負わせるが、その結果達成の手段・方法につき加盟国には裁量の余地がある。指令は実質的には加盟国法を一定の範囲に調和させる法的手段であり、加盟国は、指令の定める結果を達成するために、国内立法を改正・制定することが通常である。これに対して、規則は、国内立法の改廃とは無関係に、加盟国において直接に適用される。加盟国は、EU司法裁判所の解釈に従って、規則を適用するものであり、加盟国に裁量の余地はない。

し全加盟国で統一的に適用される規則の域外での効果は、より強力である。そして、一旦その効果を認識した EU、特に欧州委員会が、その効果を EU の対外政策目標の実現に利用しようとするのは自然な流れであり、現在の EU は、ブリュッセル効果を対外政策の手段として位置付けている。EU の対外政策の一つが、EU 立法をベースにした国際標準化を推し進めることである。そもそも、EU ルールを基礎にした国際標準化には一定の説得力がある。EU 立法が定める EU ルールは、EU27 加盟国の異なるルールを擦り合わせる中で形成されており、特定の国の国内ルールより、構造的に高い普遍性を持っているからである。そして、ブリュッセル効果により、域外においても EU ルールが相当程度まで通用することは、EU ルールの正当性を補強する。それでも EU ルールは、ヨーロッパ的要素によってのみ構成されており、非ヨーロッパ的要素を取り込んだ真の普遍的ルールとの間には一定の距離があるはずである。EU 企業にとっては、不満はあっても、ヨーロッパ的要素のみによって構成されている EU ルールへの抵抗は相対的には低く、親和的であり得る。これに対して、日本企業など非 EU 企業は、EU ルールの拠って立つ思想・価値をかならずしも共有していないために、EU ルールの発想・建付けに違和感を抱くことが多いと思われる。そうであれば、その違和感の原因を解明し、言語化する必要がある。逆に、それができなければ、国際標準化をめぐる戦いの中で、日本は不利にならざるを得ない。欧米主導の国際標準化は、「基準が高すぎて遵守できない」と批判されることが少なくないが、この種の批判の有効性は微妙である。それは、厳しすぎて遵守できないと言っても、規制の正当性・枠組みを認めてしまう場合には、争点は、規制内容の妥当性ではなく、域外国の規制遵守能力に移ってしまうからである。国際標準化には、標準化の在り方を指導する理念が必要である。EU に限らず、特定の国が標準化を指導しようとする場合、その国の産業保護という考慮が働くことは必然であるが、標準化はそのような個別利益の追求だけで実現できるわけではない。標準化の作業に参加している他国の賛成が得られないからである。したがって、EU 主導の国際標準化に本気で対峙しようとするれば、EU のよって立つ理念自体を、日本の理念に照らして問い直す作業が必要となる。日・EU 戦略的パートナーシップ協定 (SPA)、日・EU サミット共同宣言は、日本と EU が人権・民主主義・法の支配等の基本的価値を共有することを繰り返し表明している。確かに、EU も日本も人権を尊重する民主主義による政治体制を共有している。しかし、立憲主義的価値の枠内でも、国際標準化にはなお様々な選択肢があり得るのであり、そこでは、両者の共通点とともに、相違点に目を向けなければならない。

3. ブリュッセル効果の生じる領域—デジタル・環境・経済安保—

2020 年代に制定された EU 立法、そしてこれから制定されようとしている EU 立法の中には、ブリュッセル効果を通じて、日本企業に大きな影響を与える可能性のあるものがない。本報告書では、「第 3 章 ブリュッセル効果各論」でデジタル、環境・気候変動、経済安全保障の 3 分野につき検討したが、各分野において、そのような立法が見られる。

第一に、デジタル分野では、世界で最初の AI 規制である「AI 法」と、データへのアクセスとデータ利用のルールを定める「データ法」にその可能性が大きい。今日、製造業を始め、およそあらゆる産業分野で、AI の利活用が必須であるところ、リスクを 4 段階に分類して、ハイリスクな AI を禁止する AI 法は、EU 域内の事業者だけでなく、EU 域外の事業者への域外適用を予定している。日本企業が EU 内で AI 製品を提供する場合にも注意が必要である。域外第三国の AI システムで生成された結果が、EU 域内で使用される場合には AI 法が適用される可能性があるからである。データ法も、あらゆる端末がインターネットなどを通じて結びつくコネクテッド製品（スマート家電、コネクテッドカー、ウェアラブル端末など）の設計・製造・販売を規制し、AI 法と同様に、域外適用を予定しているので、コネクテッド製品に関連する日本企業、とりわけ製造業はこれに注意する必要がある。

第二に、環境・気候変動分野でも、多くの新立法が日本企業に関係する。そのうち幾つかを取り上げると、人権・環境に影響を与える様々な企業活動を、サプライチェーンの全体に渡って抑制するために、企業のデューディリジェンスを義務化する「企業サステナビリティ・デューディリジェンス指令（CSDDD）」は、EU で事業展開する一定規模以上の事業者を対象としており、売上高を中心とする要件を満たす企業は、EU 域外に所在する企業も対象とすることを加盟国に義務付けている。違反企業には多額の制裁金も課されることに留意しておかねばならない。このような構造は、「企業サステナビリティ報告指令」も同様である。サプライチェーンの各段階における強制労働を抑制しようとする「強制労働製品の EU 域内での流通と域外輸出を禁止する規則」も、日本企業の EU 域内子会社だけでなく、EU 企業と取引関係にある国内の日本企業にも適用の可能性がある。「EU 森林破壊防止規則（EUDR）」も、農業・森林製品 7 項目につきデューディリジェンスを義務化するものであるが、その影響は広範囲に及び注意が必要である。EU 排出量取引制度の排出量の無料割当廃止に伴って生じるカーボンリーケージに対応する「国境炭素調整措置規則（CBAM）」は、なお対象製品が限定されているので、日本企業への影響は当面小さいが、

将来、対象製品が拡大した場合にはその影響は深刻化する。もっとも、CBAM の WTO 適合性には、途上国（中国・インドネシアなど）を中心に、先進国も含む多くの国が疑問を呈しており、CBAM の適用が予定通りに進行するかは疑問視されている。

第三に、経済安保分野では、審議中の「投資スクリーニング規則案」と「外国補助金規則」が重要である。前者は、現行の投資スクリーニング規則を大幅に強化する内容となっている。すなわち規則案は、外国投資家による EU 域内への直接投資一般を対象とし、また投資額の最低要件を定めていない。そのため、規則が正式に制定された場合には、日本企業（本社が支配権を有する EU 子会社を含む）による投資は、原則として同規則に基づく加盟国当局の審査を受けることになる。なお、規則案は加盟国による審査を代替する EU による審査を設定するものではなく、審査の主体は引き続き加盟国当局であるとともに、各国の審査基準を完全には調和していないので、加盟国間の相違は規則制定後も残ると思われる。後者の「外国補助金規則」も日本企業にとって重要である。近時、経済安保のために、半導体を始め、税制上の優遇又は直接の財政支援を政府から受ける業種が増加しており、それらの企業が、EU 域内で企業買収・合併又は政府調達に参加する場合には、規則の適用を覚悟する必要があるからである。

これらの諸立法は、提案中の立法は当然のことながら、制定された立法も最近の制定であるために、個々の立法が、どの程度日本企業の事業活動に影響するかは明確ではなく、産業分野ごとに影響の程度が異なる可能性も大きい。今後、各立法の具体的適用例に注目する必要がある。

なお、これらの立法は、日本企業だけでなく、日本企業と競合する中国企業・韓国企業等にも影響し、特に経済安保の諸立法は、明示はしていないが、第一次的には中国国営企業への適用を念頭に置いていると思われ、それらの企業は日本企業以上に影響を受けると予測される。その結果、産業分野によっては、中国企業が日本企業以上に影響され、日本企業の競争条件が改善する場合もあるかもしれない。

4. ブリュッセル効果は将来も継続するのか？

2010 年代後半からの米中対立の激化に加え、2022 年からのロシア・ウクライナ戦争、イスラエルの攻撃による 2023 年からのガザ地区での人道危機、そして今年からの第二次トランプ政権による一方的な保護貿易措置の発動により、ここ数年で国際情勢は大きく変化した。グローバルなビジネスの展開が危ぶまれるだけでなく、これまでグローバル経済を

支えてきたルールを基礎とする国際秩序自体が動揺させられている。このような状況の変化が、ブリュッセル効果にどのような影響を与えるかは未だ明確ではない。そもそも、ブリュッセル効果の理論枠組に対しては、中国の台頭を過小評価しているのではないかという根本的な批判もある。今後の見通しとしては、一方に、現在進行中のグローバル経済の分断を背景に、2010年代後半までのようにはブリュッセル効果は機能しないかもしれないとの見方があるが、他方で、2020年代も、日・EUEPA、CPTPP、RCEPなどの大規模な地域経済統合の枠組みはなお健在であり、それらの地域統合内部を中心に、依然としてブリュッセル効果は健在であろうとの見方も成り立つ。国際環境は、トランプ政権の関税政策により激しく動いているが、EU・日本を含む各国の動向により影響を受ける部分もあり、現時点では、どちらのシナリオが妥当するのか判断できない。

それではEU内部の状況はどうであろうか。ブリュッセル効果の発生は、人権・環境などにつき、EUが他の地域・国より厳格な基準を採用することが、その要因となってきた。そして人権・環境政策への熱意に乏しいポピュリスト政党の台頭がありながらも、この状況が近い将来に変わるとは思えない。それは、EUでは日本と異なり、「環境・人権」が政治的対抗軸として確立しており、しかも、若い世代を中心に環境・人権問題を重視する世論が、濃淡はありながらも各国で多数派を占めており、気候懐疑派はなお少数にとどまっているからである。その結果、EU各加盟国の国内政治及び欧州議会において、その世論を反映した政党が政党システムに定着してもいる。さらにEUでは、欧州委員会にEU立法の提案権が専属していることが示すように、各加盟国における政治的環境の変化が、EU政策の動向に直結しないシステムが確立している。EU、特に欧州委員会の積極的な立法提案は、そのようなシステムに支えられており、加盟国政府を代表するEU理事会・欧州議会も欧州委員会の提案に基本的に賛成する。このようなEUにおける政策決定過程の構造を前提とすれば、EUの立法政策の環境・人権重視という傾向が近い将来に逆転するとは考えにくい。EUが、現在のような政策態度を確立させたことには、幾つかの要因が作用してきたと思われる。政策形成に際しての市民社会の役割の増大も一因であろうし、その強化・固定化には、ダイナミズムのある司法システム（国内裁判所・欧州人権裁判所・EU司法裁判所などの間で、裁判官対話を通じた相互的影響が看取できる）、環境・人権を組み込んだ市場メカニズムの存在などもその要因であろう。

もっとも、域外第三国企業との競争を強いられるEU産業の立場は複雑である。最近のEUでは、ロシアのウクライナ侵略後のエネルギー価格の上昇を背景に、ブリュッセル効

果を生じるような厳格な EU の環境・人権立法が、EU 企業の減産・操業停止、さらに EU 域外への移転などを惹起し、EU 産業の発展・成長を阻害している面があると指摘され、産業空洞化への対応として、コンプライアンスの負担が大きい各種手続の簡素化を含む、規制の簡素化・産業競争力に配慮した規制の適正化の必要性などが主張されてもいる。ブリュッセル効果が強力であれば、域外企業も、それらの EU 立法を遵守することになるので、EU 産業と域外産業の競争条件の平等性は確保できる。しかし、ブリュッセル効果が不十分であれば、EU 産業は、不利な競争条件の下での域外産業との競争を強いられる。このように考えれば、対外的な EU 立法のブリュッセル効果は、EU が対内的な政策目標を達成するために不可欠な要素であることが理解できる。

もっとも、米中対立に引き続く、ウクライナ・ガザでの戦争により、ブリュッセル効果が効きづらいグローバル環境が生成することが懸念され、第二次トランプ政権の保護貿易政策は、その懸念を一層深刻化させている。ブリュッセル効果が、グローバル経済の一体性を前提としているのであれば、その前提が崩れれば、EU 立法による規制だけが突出して過剰規制になってしまい、EU 企業の活動を制約しかねない。そうなれば、EU 立法は、一方での EU 市民の支持と、他方での EU 産業の競争条件の悪化というジレンマに直面することになる。しかしながら、現状をグローバル化の終了と捉えることは行き過ぎであろう。EU が中国に対してデカップリングではなく、デリスキングを政策の方針とすることが示すように（2023 年度研究会報告書）、1930 年代のような経済のブロック化が直ちに生じるとは考えられず、むしろ商品の貿易からサービス貿易への重点のシフトを背景に、グローバル化自体が新たな段階に向かう踊り場にいると評価できるだろう。そしてグローバル環境を国家レベルだけで評価することには疑問もある。環境・気候変動分野では、アメリカに見られるように、連邦レベルと州レベルで対応が異なる場合も生じるからである。

グローバル化の停滞以外にも、ブリュッセル効果の直面する中・長期的課題は少なくない。第一に、ブリュッセル効果は、EU 市場の世界経済に占める規模の大きさを前提としている。今後、中国・BRICS 経済の更なる成長により、EU 市場の世界における重要性が相対的に低下した場合には、ブリュッセル効果の程度は減退せざるを得ない。第二に、ブリュッセル効果は、域外第三国への影響を前提としている。しかし、本来、各国は自己の決定に基づき、国内を自由に規制できることが現行国際秩序の大原則であり、各国は他国の国内事項に干渉してはならない。そうであれば、ブリュッセル効果が強力であればあるほど、影響を受ける第三国の国家主権・民主主義・立憲主義の観点から、ブリュッセル効

果は如何に正当化されるのかが問われることになる。

5. 最後に

日本は、日・EU 経済連携協定 (EPA)、日・EU 戦略的パートナーシップ協定 (SPA) という法的枠組により、EU との経済的・政治的な相互依存を強めようとしている。そして日本企業も、EU 市場及び EU 企業とのビジネスを不可欠としている。そうであれば、グローバルな国際環境が変化しても、またはその変化のゆえに、日・EU 関係は、引き続き密接な状態を維持していくと予想される。換言すれば、ブリュッセル効果を巡る環境は、日・EU 関係に関する限り、従来と大きくは変化しないとも言える。したがって日本企業には、引き続き、EU 立法による規制の展開に注意を払い、それらへの対応を検討していくことが求められる。そして、EU 立法に受動的に対応するだけでなく、必要な場合には、EU 立法の制定過程に積極的に介入し、欧州委員会・欧州議会・加盟国政府にロビーイングすべきである。EU 立法の影響を受けざるを得ない日本企業がその立法過程に、自己の意見を反映させることは、日本本社・EU 域内子会社を問わず、正当な行為であるからである。

EU 法と日本企業
—域外適用・ブリュッセル効果への対応—

21 世紀政策研究所 研究プロジェクト
(研究主幹：須網 隆夫)

2025 年 4 月
一般社団法人 日本経済団体連合会 21 世紀政策研究所

〒100-8188 東京都千代田区大手町 1-3-2
TEL : 03-6741-0901
FAX : 03-6741-0902

ホームページ : <http://www.21ppi.org/>

